

福祉環境委員会

令和元年12月11日(水)
10時00分～ 時 分
全 員 協 議 会 室

【委 員】柳楽委員長、村武副委員長

沖田委員、小川委員、岡本委員、佐々木委員、田畑委員、澁谷委員

【議 長・委員外議員】

【福祉環境委員会 所管管理職】

近重副市長

〔健康福祉部〕前木健康福祉部長、井上地域福祉課長、久保健康医療対策課長、

湯浅健康医療対策課副参事、河上子育て支援課長

〔市民生活部〕斗光市民生活部長、猪木迫保険年金課長、埴総合窓口課長、野田環境課長、

森脇税務課長、土谷資産税課長

〔金 城 支 所〕吉永金城支所長、大崎金城支所市民福祉課長

〔旭 支 所〕塚田旭支所長、西川旭支所市民福祉課長

〔弥 栄 支 所〕岩田弥栄支所長、木屋弥栄支所市民福祉課長

〔三 隅 支 所〕田城三隅支所長、白根三隅支所市民福祉課長

〔上下水道部〕坂田上下水道部長、坂田管理課長、新森工務課長、櫻木下水道課長

【事務局】新開書記

議 題

- 1 議案第71号 浜田市三隅老人福祉センター条例を廃止する条例について
- 2 議案第74号 浜田市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 3 議案第81号 指定管理者の指定について（浜田市三隅デイサービスセンター）
- 4 議案第82号 指定管理者の指定について（浜田市あさひやすらぎの家）

5～15

議案第83号～議案第93号 財産の無償譲渡について（旧古紙収集ボックス）

16 請願審査

- (1)請願第4号（仮称）新浜田ウインドファーム風力発電導入計画に関する請願について
(継続審査)
- (2)請願第11号（仮称）新浜田ウインドファーム風力発電導入計画に関する請願について
- (3)請願第12号（仮称）新浜田ウインドファーム建設反対に関する請願について

17 陳情審査

- (1)陳情第134号 浜田圏域に、麻酔科「ペインクリニック」の診療環境の確保を求める陳情について
- (2)陳情第139号 浜田市の病児保育が国の要項を守っていたかを明確にすることを求める陳情について

18 執行部報告事項

- (1)プレミアム付商品券「浜田市トクトク商品券」事業の実施状況について 【地域福祉課】
- (2)浜田市国民健康保険診療所の診療体制について 【健康医療対策課】
- (3)第2期浜田市子ども・子育て支援事業計画の策定について 【子育て支援課】
- (4)令和2年度国民健康保険事業費納付金（仮算定）について 【保険年金課】
- (5)浜田市内における公共水域（河川・海域）水質測定の実施状況について 【環境課】
- (6)（仮称）益田匹見風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について
【環境課】
- (7)その他

(次頁へ)

(配布物)

- ・ 浜田市人口状況（令和元年 8 月末～10 月末）

【総合窓口課】

19 所管事務調査

- (1)保育料無償化による給食費への影響について
- (2)浜田市の児童虐待状況と取組について
- (3)浜田市の生活習慣病の状況について
- (4)特定健診等の実施状況について
- (5)浜田市下水道事業の現状について
- (6)下水道施設の管理運営状況について

【子育て支援課】

【子育て支援課】

【健康医療対策課】

【保険年金課】

【下水道課】

【下水道課】

20 その他

プレミアム付商品券「浜田市トクトク商品券」事業 の実施状況について

令和元年12月11日
福祉環境委員会資料
健康福祉部 地域福祉課

浜田市では、10月からの消費税率の引き上げによる、所得の低い方や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を下支えすることを目的として、プレミアム付商品券「浜田市トクトク商品券」を発行しています。

商品券の販売を10月1日から開始しましたので、11月末までの購入引換券の交付枚数や商品券の販売状況等を下記のとおり報告します。

1. 購入引換券交付数等

(1) 令和元年度（平成31年度）住民税非課税者（交付申請が必要）

対象見込者数 12,073人、うち交付申請者数 4,089人（申請率33.9%）

◇購入引換券交付申請受付期間：令和元年8月13日（火）～令和2年1月31日（金）

購入引換券交付者数 3,979人

(2) 子育て世帯の世帯主（交付申請は不要）

購入引換券交付者数 1,330人（対象の子の人数）

購入引換券交付者数合計 (1)+(2) 5,309人

2. 商品券販売状況（浜田市販売分及び郵便局販売分の合計）

販売冊数 15,352冊 券面額 76,760,000円

3. 使用済み商品券換金額 39,498,500円

4. 商品券取扱事業者数 283事業所

【参考】

①購入対象者

(1) 令和元年度（平成31年度）住民税非課税者

（住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族等、生活保護被保護者等を除く）

(2) 平成28年4月2日～令和元年9月30日までの間に生まれた子のいる世帯の世帯主

※ (1) と (2) のどちらの要件にも当てはまる場合は、どちらとも商品券を購入可

②商品券の概要

●名称：浜田市トクトク商品券

●購入限度額

対象者 (1) の該当者：券面額 25,000円（販売額 20,000円）

対象者 (2) の該当者：券面額 25,000円（販売額 20,000円）×対象の子の数

※500円の商品券を10枚で1冊（5,000円）とし、4,000円で販売

1冊ずつの分割購入可能

●販売期間：令和元年10月1日～令和2年3月2日

●販売場所：市役所本庁・各支所及び市内郵便局24局（簡易郵便局を除く）

●使用可能期間：令和元年10月1日～令和2年3月31日

●使用可能店舗：トクトク商品券取扱事業者として登録された市内の店舗等

浜田市国民健康保険診療所の診療体制について

医師の従事体制の変更（医師1名の退職等）に伴い、浜田市国民健康保険診療所の診療日等を令和2年3月から変更します。

1 医師の体制

職名	現行	令和2年4月以降
職員	3名	2名
嘱託・パート職員 (令和2年度から任期付短時間職員)	2名	同左
派遣 ・浜田医療センターから ・島根県から	1名(週0.5日) 1名(週3日)	同左 1名(週4日)

2 診療所の診療日

診療所名	診療科目	診療日、時間			
		現行		令和2年3月以降	
大麻診療所	内科 漢方内科 心療内科	火・水・金	14～17時	同左	
波佐診療所	内科 小児科	月・火・水・木 金・土(第1・3週)	9～12時 14～17時 9～12時	同左	
		火・木	14時～ 14時30分	木	14時～ 14時30分
あさひ診療所	内科 小児科 整形外科	月・火・水・木 金・土	9～12時 14～17時 9～12時	月・火・水・木 金・土(第2・4週)	9～12時 14～17時 9～12時
		月・火・水・木 金・土(第2・4週)	9～12時 14～17時 9～12時	同左	
弥栄診療所	内科 眼科	月・火・水・木 金・土(第2・4週)	9～12時 14～17時 9～12時		

※ 日曜日、祝日及び12月29日～1月3日は休診

第2期 浜田市 子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

【 素 案 】

令和元年12月
浜 田 市

は じ め に

（市長あいさつ挿入）

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 策定体制	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	5
1 統計による浜田市の状況	5
2 教育・保育や子育て支援に関する現状	11
3 アンケート結果の概要	17
4 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価	29
5 現状と課題を踏まえた子ども・子育て支援の方向性	31
第3章 計画の基本理念	34
1 計画の基本理念	34
2 計画の基本目標	35
3 重点的な取組施策	36
4 施策体系	37
第4章 目標事業量と確保の方策	38
1 将来における子どもの数の推計	38
2 教育・保育提供区域の設定	40
3 教育・保育の事業量の見込み	41
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	44
5 教育と保育の一体的提供に向けた市の考え方	53
第5章 施策の展開	54
基本目標1 子ども～自分とみんなを大切にする“浜田っ子”を育みます～	54
基本目標2 家庭～喜びを感じられる、ゆとりのある子育てを支えます～	67
基本目標3 地域～地域のみんなで、安心・安全な子育て環境を整えます～	81
第6章 推進体制	91
1 計画の推進にあたって	91
2 計画の推進体制	92
資料編	93
参考資料1 委員等名簿	93
参考資料2 協議会等規則	93

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

わが国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は平成28年から3年連続で低下し、平成30年では1.42となっています。

子育てを取り巻く地域や家庭の状況は変化し続けており、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育て不安を抱える保護者が増加しているなど、社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

国では、平成27年度から、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための新たな制度が開始されています。また、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現に向け、多様な保育サービスの充実や働き方改革の推進等、多角的な視点から対応策を講じる方針が掲げられています。さらに、令和元年5月に可決・成立した「改正子ども・子育て支援法」を根拠法とし、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されています。

また、子どもの貧困対策については、令和元年6月に可決・成立した「改正子どもの貧困対策推進法」において、市町村の「子どもの貧困対策計画」の策定が努力義務となり、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する動きが進められています。

浜田市（以下「本市」という）では、これまで「浜田市次世代育成支援行動計画」（平成22年3月策定）、「浜田市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年3月策定）に基づいて、子ども子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

このたび、「浜田市子ども・子育て支援事業計画」が、令和元年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを産み育てることができるよう、「第2期浜田市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という）を策定します。

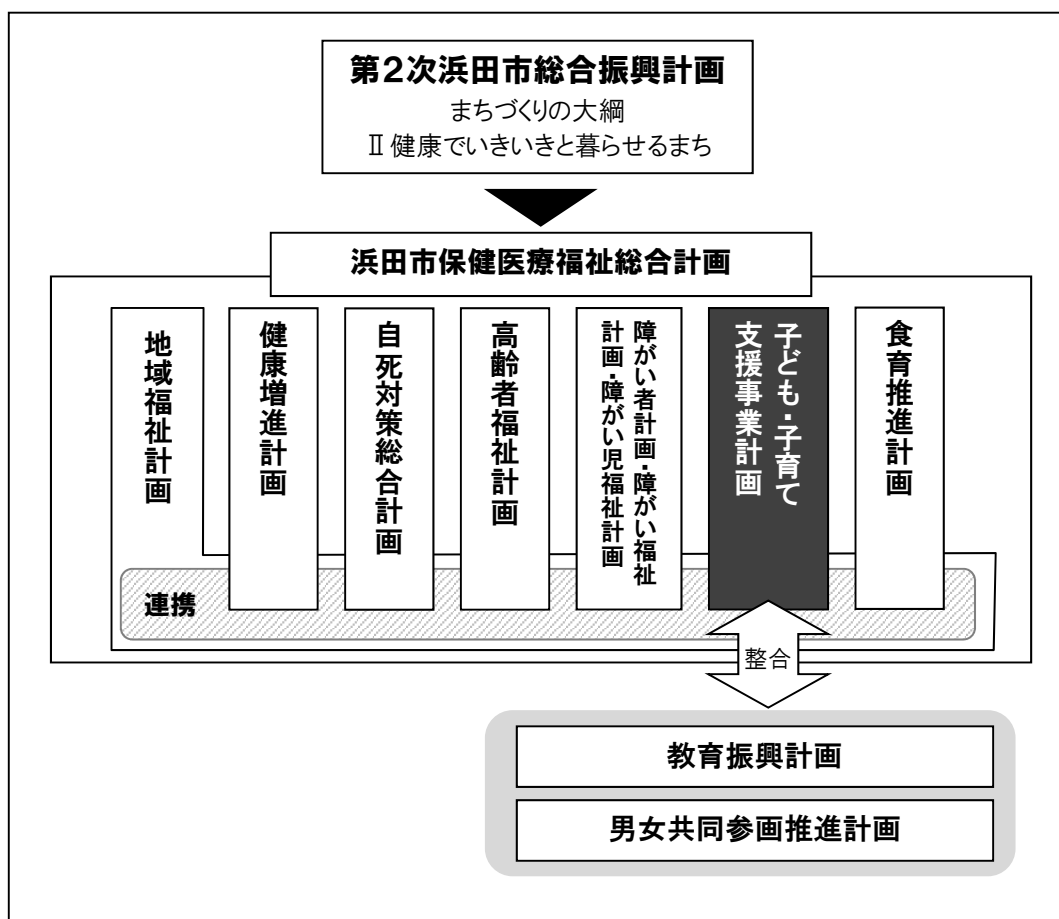
2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、本市の子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。また、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく市町村行動計画及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第 9 条に基づく市町村計画にも位置づけ一体的に策定します。

策定にあたっては、上位計画である「第2次浜田市総合振興計画」や、その他関連計画との整合性を図ります。

加えて、平成 30 年9月に文部科学省、厚生労働省から示された「新・放課後子ども総合プラン」において、市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込むべき内容が定められているため、本計画の中で定めていきます。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。計画の最終年度である令和6年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。

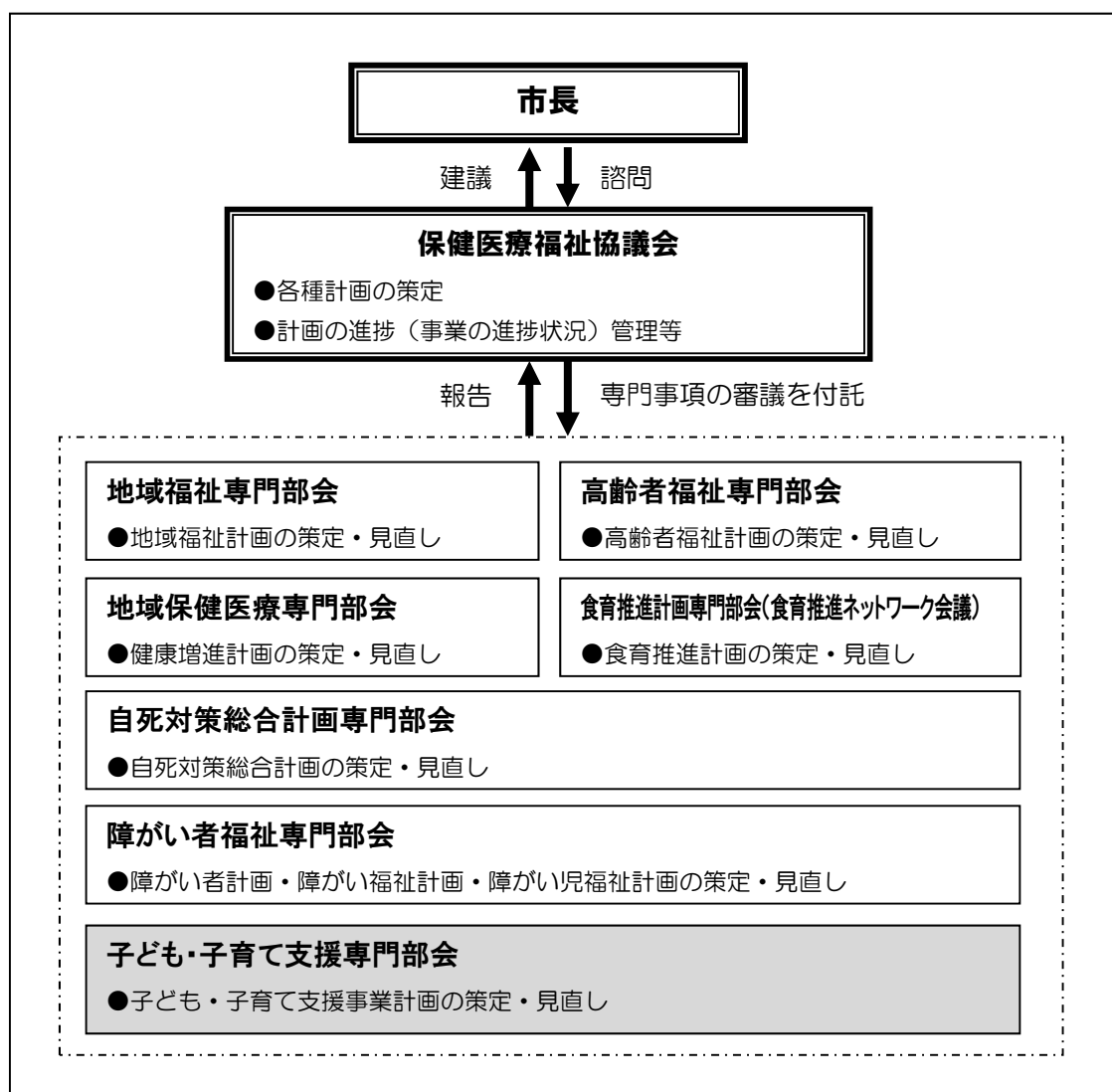
(年度)								
平成 30 2018	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026
第1期		第2期浜田市子ども・子育て支援事業計画						
						評価・次期計画策定	次期計画	

4 策定体制

本計画の策定にあたっては、浜田市子ども・子育て会議の機能を担う浜田市保健医療福祉協議会において出た有識者や教育・保育の関係者、市民等の意見を踏まえ検討・策定しました。また、重要事項や詳細な項目については、浜田市子ども・子育て支援専門部会にて協議し、保健医療福祉協議会との調整・連携を図りました。

また、市民向けのアンケート調査により把握した、子育てを取り巻く状況や子育て支援に関するニーズに加え、子育て支援団体や事業所へのヒアリング調査等により、現場の職員が認識する課題や今後のサービス意向を把握し、計画策定への基礎資料としました。また、パブリックコメントを実施することで、市民の意見を広く聴取する機会を確保しました。

■策定体制イメージ図



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

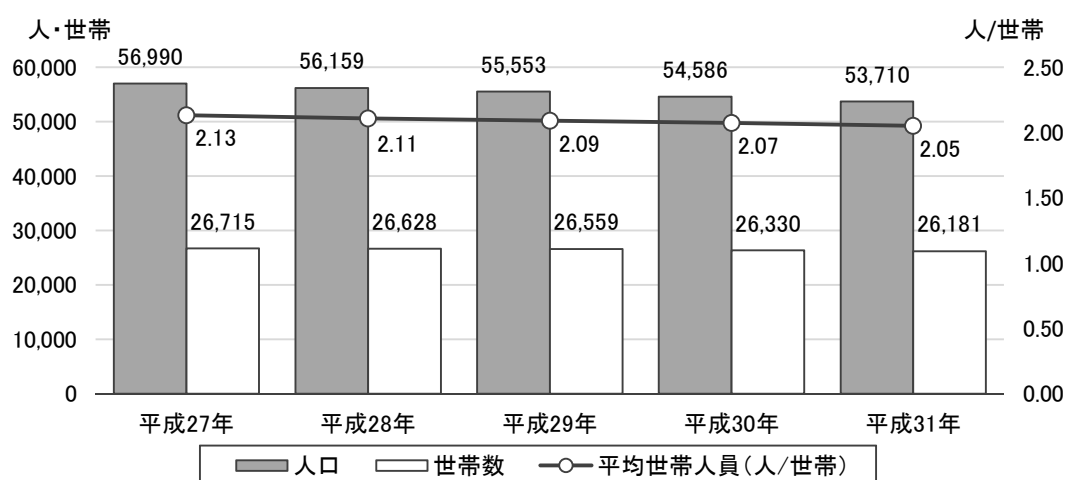
1 統計による浜田市の状況

(1) 人口や世帯の状況

①人口と世帯数の推移

本市の人口は減少傾向で推移しており、平成31年4月1日現在で53,710人となっています。世帯数は微減傾向にあり、1世帯あたりの人数は減少しています。

■人口と世帯数の推移

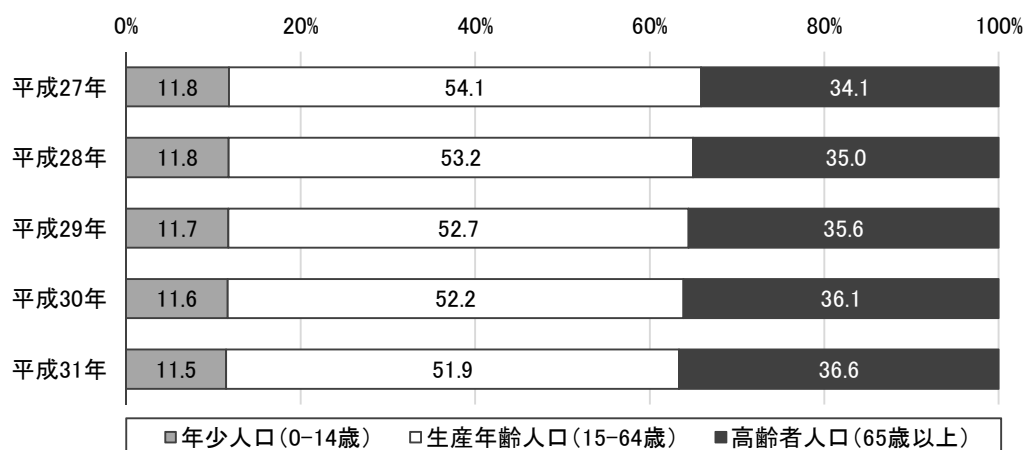


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

②年齢3区分別人口割合の推移

本市の年齢3区分別人口の割合をみると、年少人口は減少傾向にある一方で、高齢者人口は増加傾向にあります。本市においても少子高齢化が進行していることがわかります。

■年齢3区分別人口割合の推移

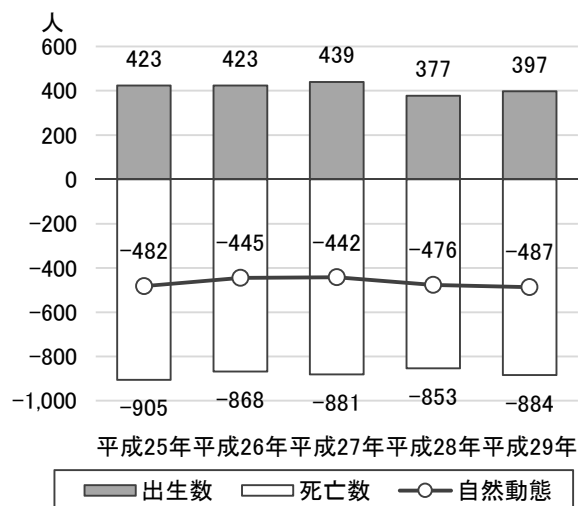


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

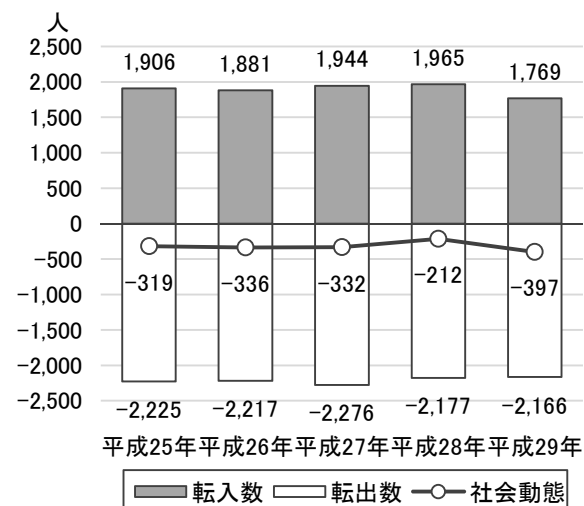
③人口動態

自然動態をみると、死亡数が出生数を上回って推移しており、平成29年では487人のマイナスとなっています。社会動態では、転出が転入を上回っており、社会増減もマイナスとなっています。

■自然動態の推移



■社会動態の推移



■人口動態の推移

区分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
出 生 数	423	423	439	377	397
死 亡 数	905	868	881	853	884
自然動態	-482	-445	-442	-476	-487
転 入 数	1,906	1,881	1,944	1,965	1,769
転 出 数	2,225	2,217	2,276	2,177	2,166
社会動態	-319	-336	-332	-212	-397
人口動態	-801	-781	-774	-688	-884

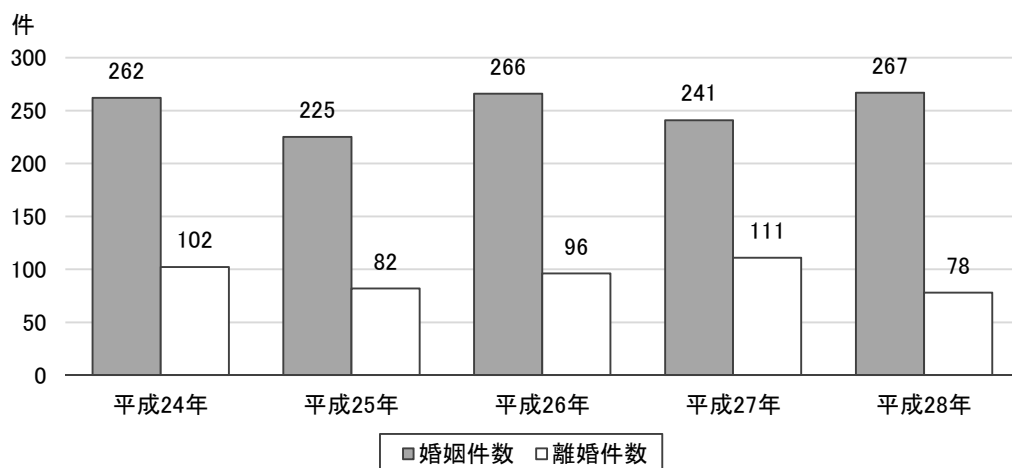
資料：住民基本台帳人口移動報告（各年1月1日現在）

④婚姻・離婚数と婚姻・離婚率の推移

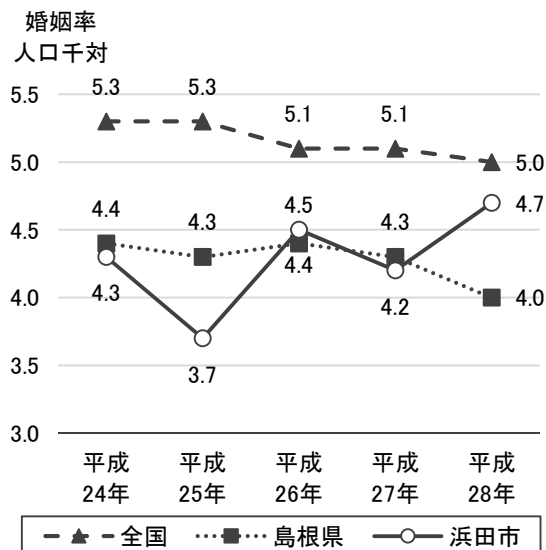
婚姻件数は、毎年250件前後で推移していますが、平成28年では267件と近年の中では高い件数となっており、婚姻率をみても島根県と比べて高くなっています。

離婚件数は増減を繰り返していますが、平成28年では78件と、近年の中では低い件数となっており、離婚率をみても島根県・全国と比べて低くなっています。

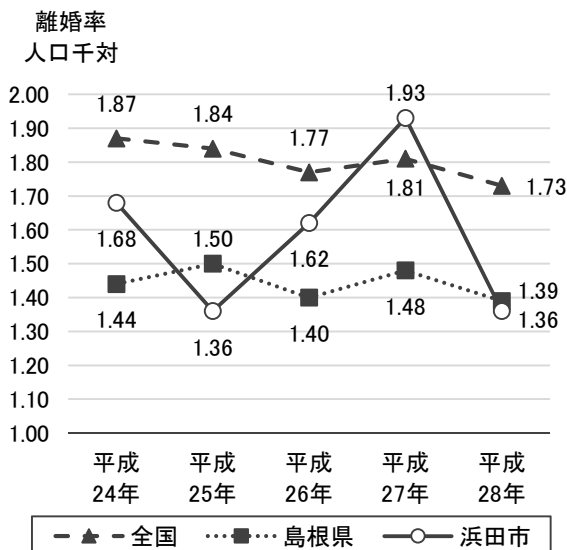
■婚姻件数・離婚件数の推移



■婚姻率の推移



■離婚率の推移

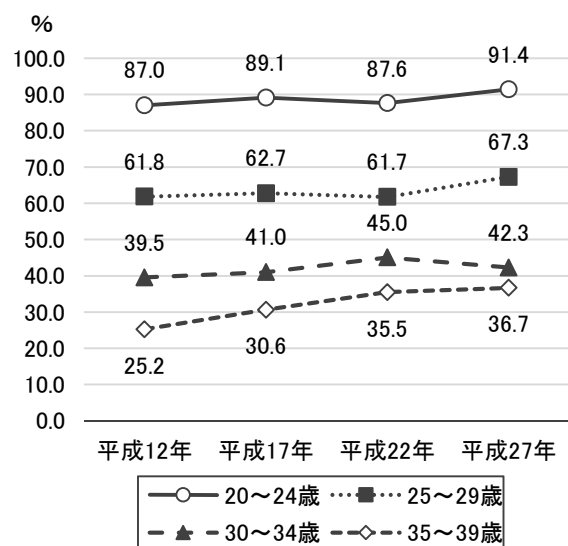


資料：住民基本台帳人口移動報告（各年1月1日現在）

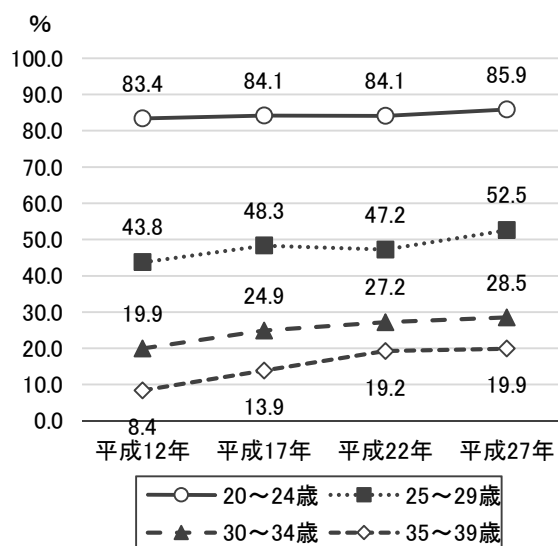
⑤未婚率の推移

本市の未婚率は、男性・女性ともにいずれの年齢層においても未婚の割合が高くなる傾向がみられます。男性の30～34歳の未婚率は平成22年と比べて平成27年では減少しています。女性は男性と比べて各年齢層における未婚率は低くなっているものの、平成27年の25～29歳の未婚率は52.5%と大きく上昇しています。

■男性の未婚率の推移



■女性の未婚率の推移

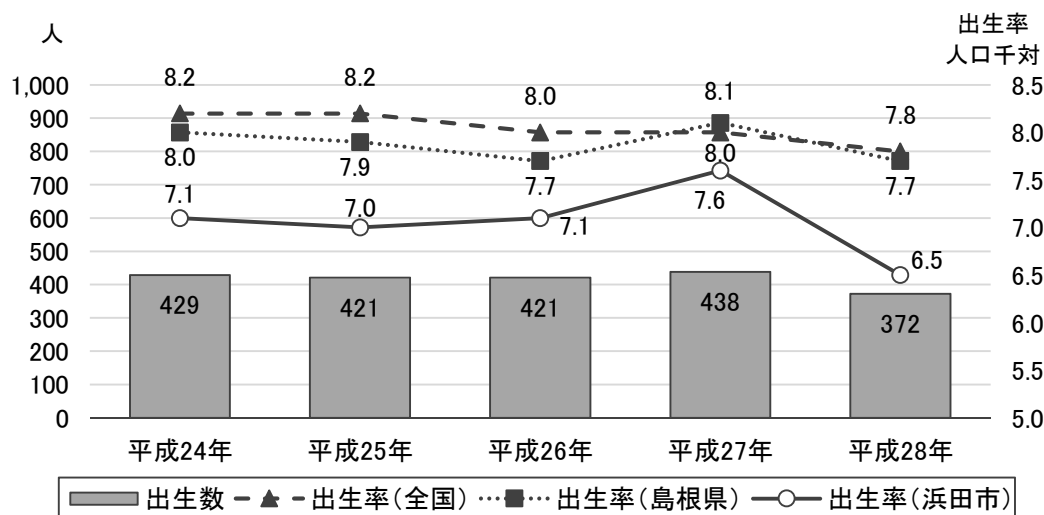


資料：国勢調査

⑥出生数・出生率の推移

本市の出生率は7.0前後で推移しており、島根県・全国と比べて低い状況となっています。

■出生数・出生率の推移



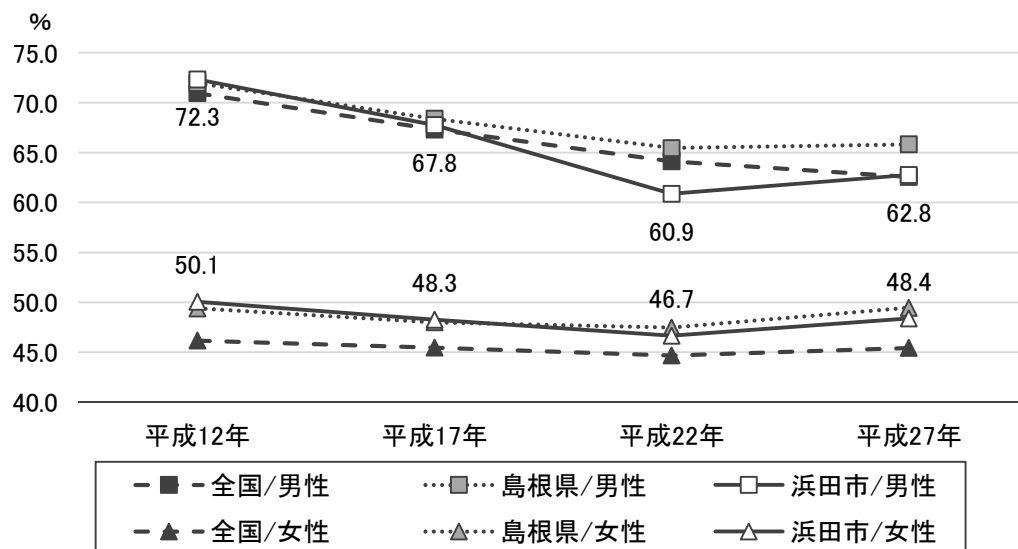
資料：島根県保健統計書

(2) 労働の状況

①就労状況

平成27年の15歳以上の就業率は、男性においては全国と同程度で、島根県と比較して低くなっています。女性においては、全国と比べて高く島根県と同程度の水準となっています。

■就業率の推移（全国・島根県との比較）



■就業率の推移（全国・島根県との比較）

区分			平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
男性 (15 歳以上)	浜 田 市	就業者数(人)	19,126	17,482	16,124	15,606
		就業率(%)	72.3	67.8	60.9	62.8
	島 根 県	就業率(%)	72.0	68.4	65.5	65.8
	全 国	就業率(%)	70.9	67.3	64.1	62.6
女性 (15 歳以上)	浜 田 市	就業者数(人)	14,920	14,052	13,022	12,651
		就業率(%)	50.1	48.3	46.7	48.4
	島 根 県	就業率(%)	49.4	48.0	47.5	49.5
	全 国	就業率(%)	46.2	45.5	44.7	45.4

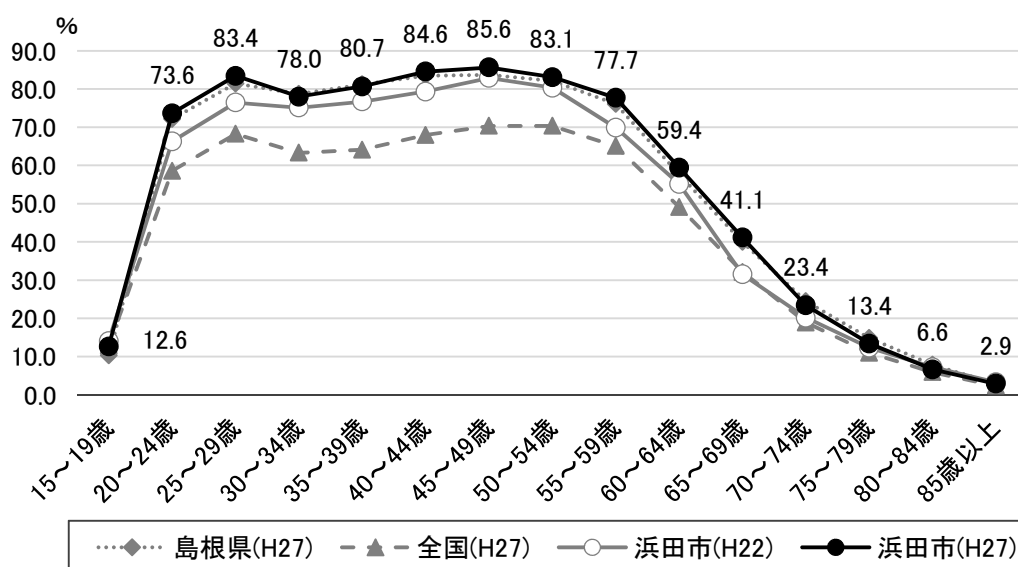
資料：国勢調査

②女性の年齢別就業率

女性の就業率を年齢別にみると、平成27年では平成22年と比べて20～70歳代にかけて上昇しています。

結婚・出産にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するいわゆる「M字カーブ」については、本市では全国に比べて落ち込みが低く抑えられています。

■女性の年齢別就業率の推移



■女性の年齢別就業率（全国・島根県との比較）

単位：％

区分	浜田市		島根県	全国
	平成 22 年	平成 27 年	平成 27 年	平成 27 年
15～19 歳	14.0	12.6	10.2	12.9
20～24 歳	66.2	73.6	72.1	58.6
25～29 歳	76.4	83.4	81.4	68.2
30～34 歳	75.1	78.0	78.7	63.3
35～39 歳	76.7	80.7	81.2	64.1
40～44 歳	79.3	84.6	83.5	67.9
45～49 歳	82.9	85.6	83.7	70.3
50～54 歳	80.3	83.1	82.1	70.3
55～59 歳	69.9	77.7	76.1	65.0
60～64 歳	55.1	59.4	57.7	49.1
65～69 歳	31.5	41.1	39.9	32.1
70～74 歳	20.1	23.4	24.4	18.9
75～79 歳	12.3	13.4	14.8	10.9
80～84 歳	7.2	6.6	7.8	5.9
85 歳以上	3.2	2.9	2.8	2.4

資料：国勢調査

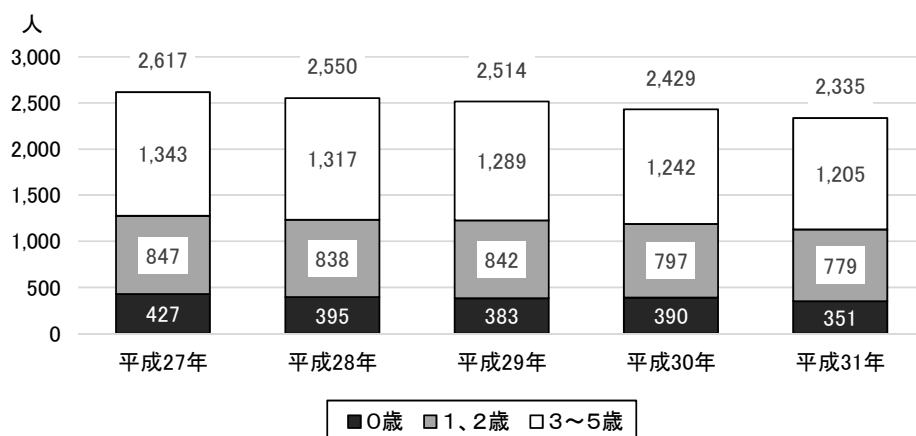
2 教育・保育や子育て支援に関する現状

(1) 子どもの数の推移

本市における子ども（0～17歳）の数の推移は、平成27年度から平成30年度において減少傾向で推移しており、平成31年4月1日現在で0～5歳人口が2,335人、0～17歳人口が7,553人となっています。

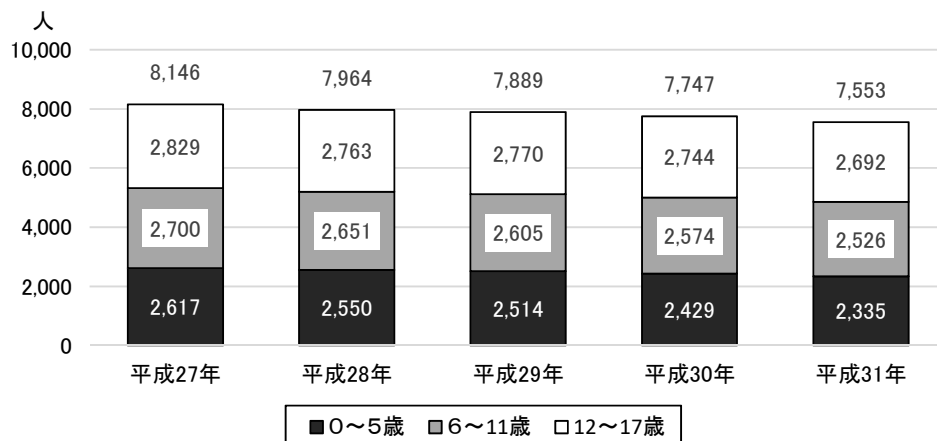
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳(人)	427	395	383	390	351
1, 2歳(人)	847	838	842	797	779
3～5歳(人)	1,343	1,317	1,289	1,242	1,205
0～5歳合計(人)	2,617	2,550	2,514	2,429	2,335
6～11歳合計(人)	2,700	2,651	2,605	2,574	2,526
12～17歳合計(人)	2,829	2,763	2,770	2,744	2,692

■0～5歳人口の推移



資料: 住民基本台帳(各年4月1日現在)

■0～17歳人口の推移



資料: 住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 教育・保育施設や子育て支援サービスの利用状況

① 保育所入所児童数の推移

保育所入所児童数の推移をみると、定員数とともに減少となっています。定員に占める入所児童数の割合は 90%から 100%で推移しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保育所数(か所)	24	24	25	23
うち公立(か所)	0	0	0	0
定員数(人)	1,645	1,655	1,630	1,445
入所児童数(人)	1,626	1,657	1,531	1,353
0歳児(人)	106	117	110	86
1歳児(人)	262	269	256	221
2歳児(人)	299	308	277	256
3歳児(人)	312	319	290	259
4歳児(人)	319	322	301	264
5歳児(人)	328	322	297	267
定員に占める入所児童割合(%)	98.8	100.1	93.9	93.6

資料:市調べ(各年度4月1日現在)

② 幼稚園入園児童数の推移

幼稚園入園児童数の推移をみると、過去 4 年間で 24%減少しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼稚園数	5	5	5	5
うち公立	4	4	4	4
入園児童数	192	170	158	145
3歳児	61	50	52	43
4歳児	67	60	50	55
5歳児	63	59	53	46
特別支援保育児童	1	1	3	1

資料:市調べ(各年度4月1日現在)

③ 認定こども園入園児童数の推移

認定こども園の入園児童数は、施設数の増加に伴って増加しており、過去４年間で１１３％増加しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
認定こども園数(か所)	2	2	3	4
うち公立(か所)	0	0	0	0
保育園部入園児童数(人)	210	212	318	449
0歳児(人)	13	14	25	25
1歳児(人)	27	35	43	87
2歳児(人)	33	31	63	86
3歳児(人)	38	38	61	87
4歳児(人)	57	36	60	81
5歳児(人)	42	58	66	83
幼稚園部入園児童数(人)	19	20	25	39
3歳児(人)	5	9	6	13
4歳児(人)	8	5	9	11
5歳児(人)	6	6	10	15

資料：市調べ(各年度4月1日現在)

④ 保育サービス利用・実施状況

保育サービスの利用状況は、以下のとおりとなっています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延長保育	延べ利用児童数(人)	20,024	17,709	14,752	11,969
	実施箇所数(か所)	25	25	27	26
休日保育	延べ利用児童数(人)	290	257	181	119
	実施箇所数(か所)	1	1	1	1
病児・病後児保育※	延べ利用児童数(人)	462	379	121	23
	実施箇所数(か所)	1	1	1	1
一時預かり	延べ利用児童数(人)	2,099	1,372	1,302	1,271
	実施箇所数(か所)	25	25	25	26

資料：市調べ

※病児・病後児保育は、平成 29 年 9 月 1 日から事業休止。平成 30 年 8 月 10 日から病後児保育のみ事業再開。

⑤ 小中学校児童・生徒数の推移

小学校、中学校の児童・生徒数は、以下のとおりとなっています。小学校と中学校ともに学校数は変わっていませんが、児童・生徒数は年々減少しています。

■小学校

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
学校数(校)	16	16	16	16
児童数(人)	2,690	2,621	2,580	2,553

資料:市調べ(各年度5月1日現在)

■中学校

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
学校数(校)	9	9	9	9
生徒数(人)	1,386	1,393	1,362	1,322

資料:市調べ(各年度5月1日現在)

⑥ 放課後児童クラブ

放課後児童クラブの利用児童数が市内児童数に占める割合は、20%台から 30%台前半へ増加しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実利用児童数(人)	640	710	753	809
実施校区数(校)	15	15	15	15
実施箇所数(箇所)	17	17	19	20
市内児童数に占める割合(%)	23.9	27.3	29.4	31.9
児童数合計(人)	2,674	2,602	2,560	2,535

資料:市調べ(各年度5月1日現在)

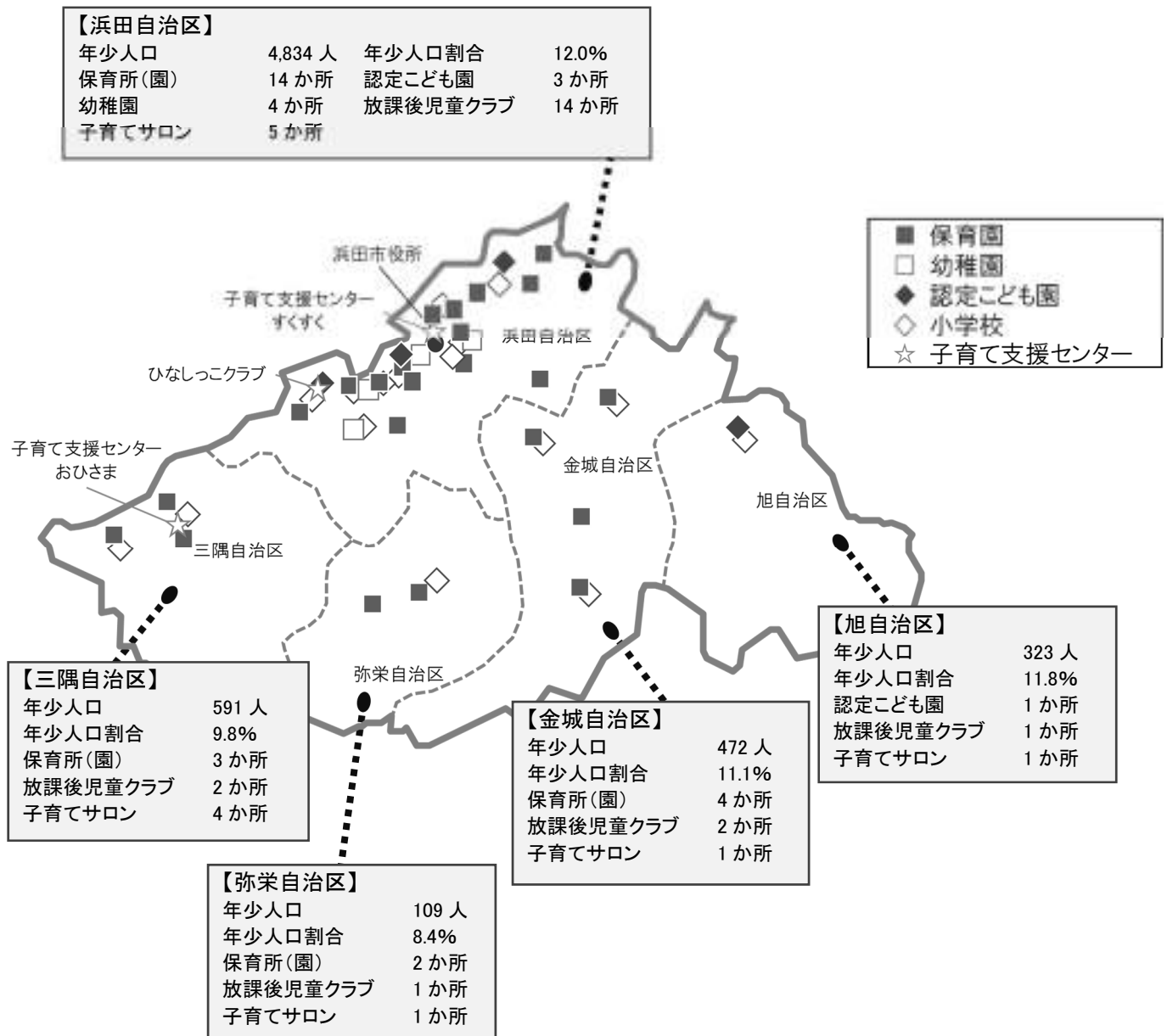
⑦ ファミリー・サポート・センターの利用状況

ファミリー・サポート・センターの会員数は、年度により増減がみられるものの、依頼会員数が 410 人前後、協力会員数が 170 人前後、両方会員数が 55 人前後で推移しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
依頼会員数(人)	401	413	425	414
協力会員数(人)	163	175	177	178
両方会員数(人)	56	65	55	57
延べ利用件数(件)	733	676	501	816

資料:市調べ(各年度3月末現在)

■自治区ごとの年少人口や教育・保育施設、子育て支援サービス等の提供状況
(平成 30 年 10 月 1 日現在)



(3) 母子保健の状況

母子保健の状況は、以下のとおりとなっています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
母子健康手帳交付数	交付数(人)	383	419	386	370
妊婦一般健康診査	受診延べ人数(人)	4,779	4,766	4,565	4,757
乳児一般健康診査	受診延べ人数(人)	531	491	502	530
乳児健康診査	対象者(人)	438	377	394	405
	受診者(人)	424	363	365	384
	受診率(%)	96.8	96.3	92.6	94.8
1歳6か月児健康診査	対象者(人)	425	444	386	378
	受診者(人)	408	438	367	355
	受診率(%)	96.0	98.6	95.1	93.9
3歳児健康診査	対象者(人)	441	411	424	436
	受診者(人)	419	398	388	414
	受診率(%)	95.0	96.8	91.5	94.7

資料：市調べ

3 アンケート結果の概要

(1) 調査の概要

子どもをもつ保護者の子育てを取り巻く状況や子育て支援サービス等の利用意向を把握し、計画策定への基礎資料とするため、以下のとおり「浜田市子ども・子育てに関する市民実態調査」（就学前児童保護者調査、小学生児童保護者調査）を実施しました。（実施時期 平成31年1月18日～平成31年2月1日）

	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査
調査地域	浜田市全域	
調査対象	市内在住で就学前児童(0～5歳)のいる世帯	市内在住で小学生児童のいる世帯
調査数	1,912	1,910
調査方法	・幼稚園・保育所(園)・認定こども園を通じて配布・回収 ・郵送による配布・回収	・学校を通じて配布・回収 ・郵送による配布・回収
有効回収数	1,536	1,510
有効回収率	80.3%	79.1%

(2) アンケート結果の概要

① 子どもの育ちについて

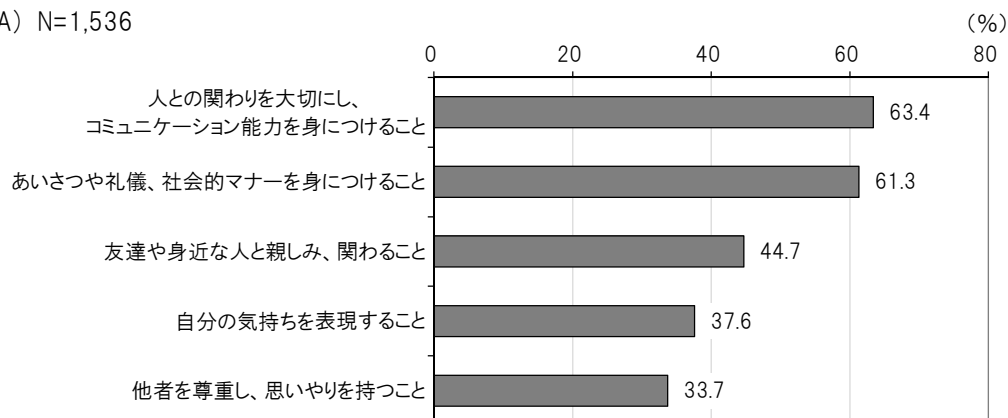
◎ 子どもに特に身につけてほしい力や大切にしてほしいと思うこと【上位5項目】

【就学前】

「人との関わりを大切にし、コミュニケーション能力を身につけること」が 63.4%で最も高くなっています。次いで「あいさつや礼儀、社会的マナーを身につけること」が 61.3%、「友達や身近な人と親しみ、関わること」が 44.7%で続いています。

■子どもに特に身につけてほしい力や大切にしてほしいと思うことはなんですか。(複数回答)

(MA) N=1,536

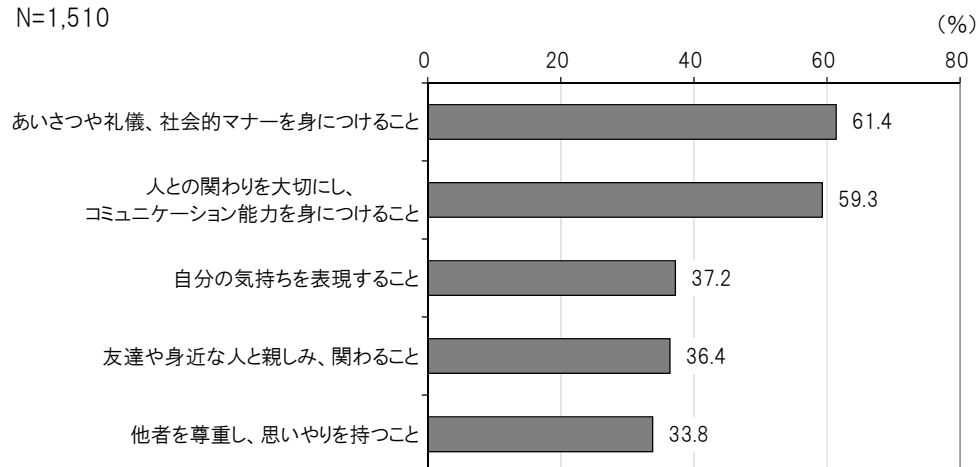


【小学生】

「あいさつや礼儀、社会的マナーを身につけること」が 61.4%で最も高くなっています。次いで「人との関わりを大切にし、コミュニケーション能力を身につけること」が 59.3%、「自分の気持ちを表現すること」が 37.2%で続いています。

■子どもに特に身につけてほしい力や大切にしてほしいと思うことはなんですか。(複数回答)

(MA) N=1,510

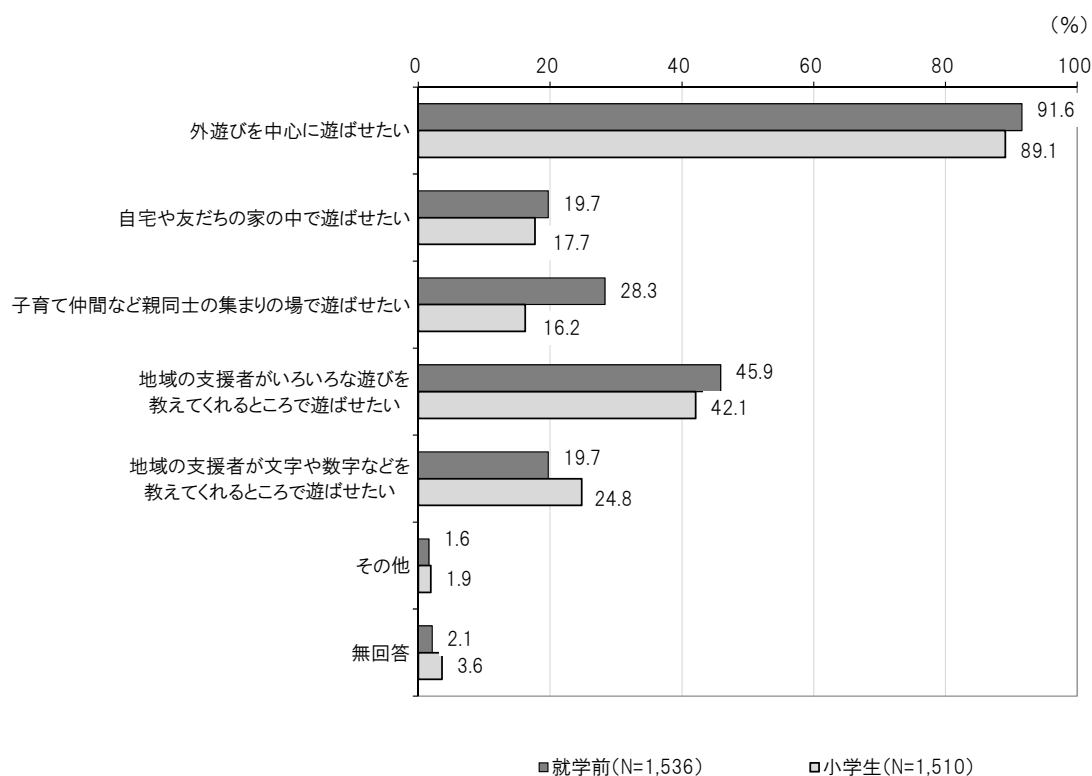


◎ 地域の中でお子さんを遊ばせたいと思う場所について

就学前では、「外遊びを中心に遊ばせたい」が 91.6%で突出しています。「地域の支援者がいろいろな遊びを教えてくれるところで遊ばせたい」が 45.9%、「子育て仲間など親同士の集まりの場で遊ばせたい」が 28.3%で続いています。

小学生では、「外遊びを中心に遊ばせたい」が 89.1%で突出しています。「地域の支援者がいろいろな遊びを教えてくれるところで遊ばせたい」が 42.1%、「地域の支援者が勉強などを教えてくれるところで遊ばせたい」が 24.8%で続いています。

■ 地域の中でお子さんをどのような場所で遊ばせたいと思っていますか。(複数回答)



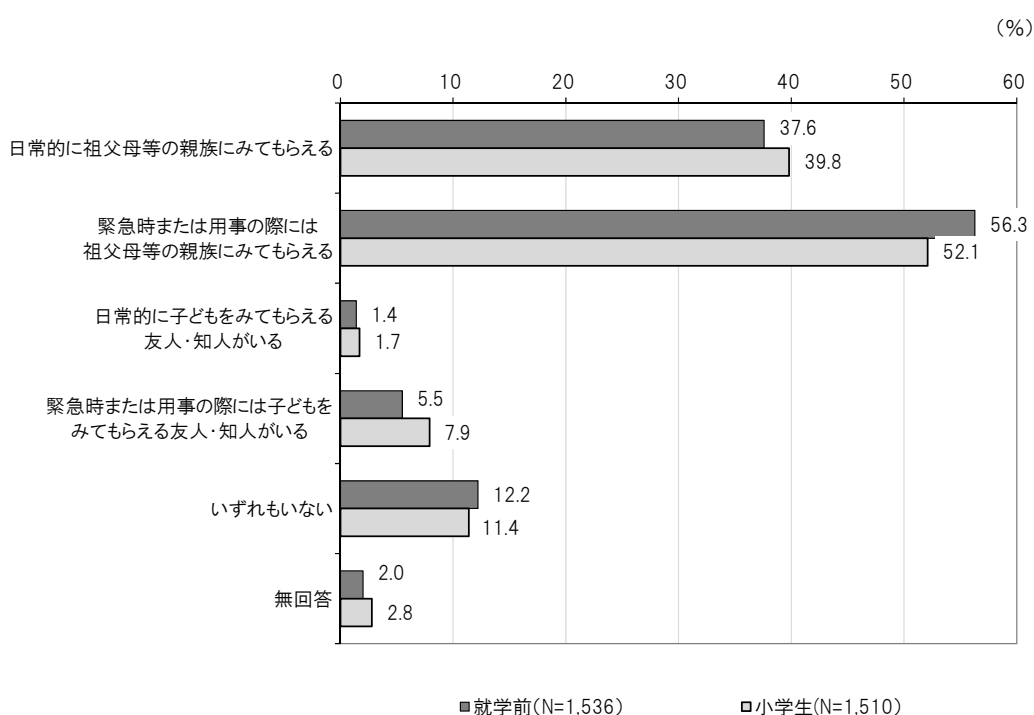
② お子さんをみてもらえる状況や保護者の悩みごとについて

◎日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人

就学前では、「緊急時または用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 56.3%で最も高くなっています。次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 37.6%、「いずれもない」が 12.2%で続いています。

小学生では、「緊急時または用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 52.1%で最も高くなっています。次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 39.8%、「いずれもない」が 11.4%で続いています。

■日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(複数回答)



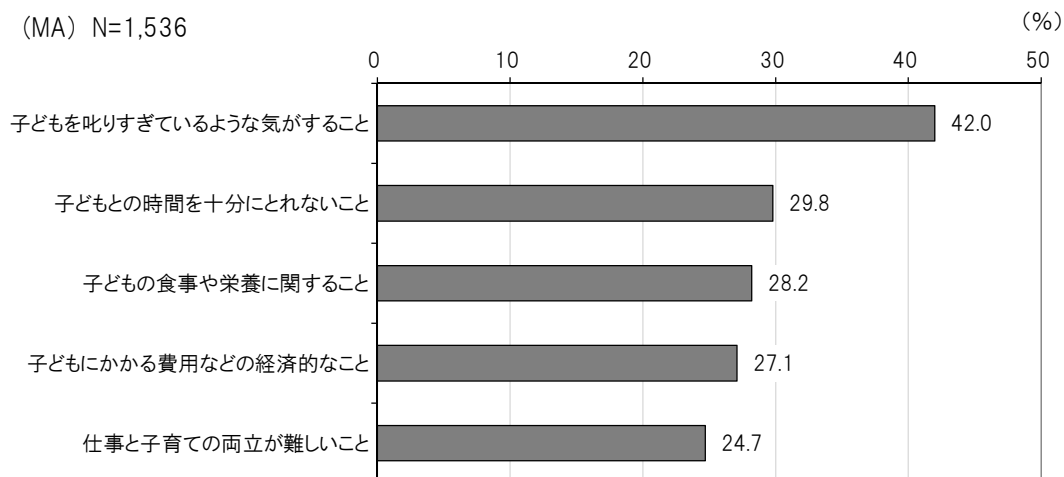
◎子育てに関して、日常悩んでいること、または気になること【上位5項目】

【就学前】

「子どもを叱りすぎているような気がする」とが 42.0%で最も高くなっています。次いで「子どもとの時間を十分にとれないこと」が 29.8%、「子どもの食事や栄養に関する」とが 28.2%で続いています。

■子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。（複数回答）

(MA) N=1,536

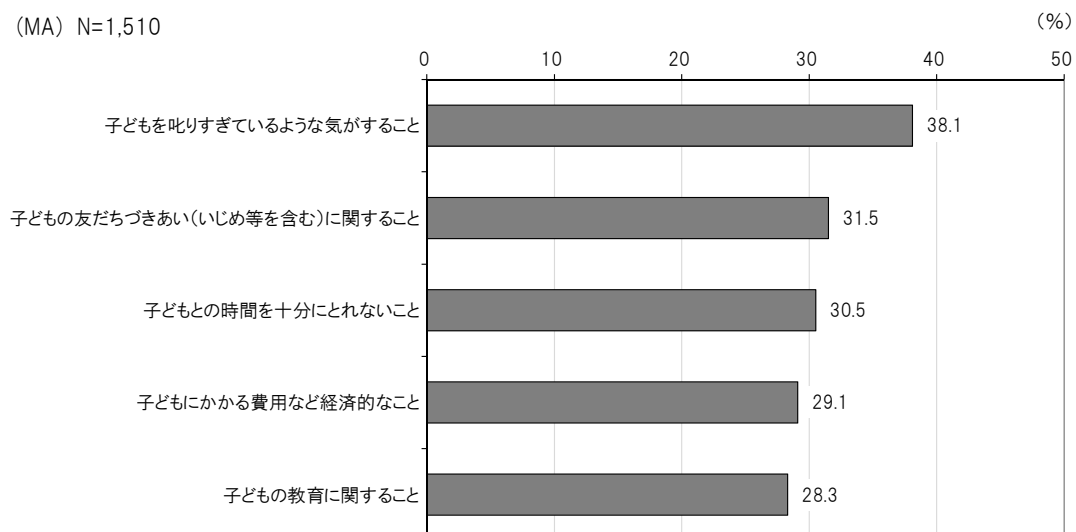


【小学生】

「子どもを叱りすぎているような気がする」とが 38.1%で最も高くなっています。次いで「子どもの友だちづきあい（いじめ等を含む）に関する」とが 31.5%、「子どもとの時間を十分にとれないこと」が 30.5%で続いています。

■子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。（複数回答）

(MA) N=1,510



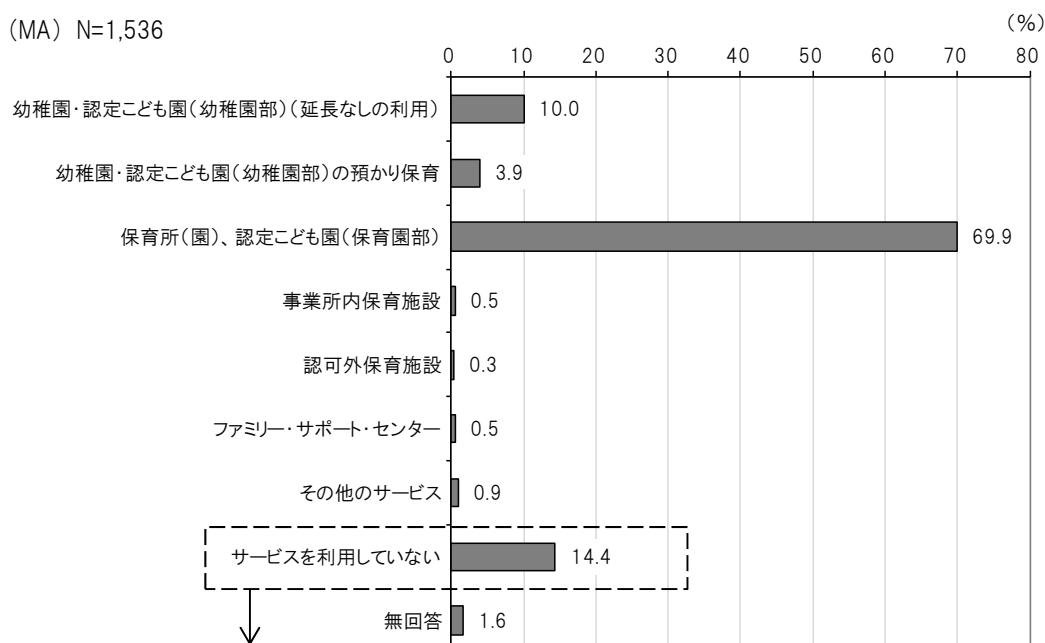
③ 教育・保育施設について

◎現在利用している教育・保育事業

「保育所（園）、認定こども園（保育園部）」が 69.9%で突出しています。「サービスを利用していない」が 14.4%、「幼稚園・認定こども園（幼稚園部）（延長なしの利用）」が 10.0%で続いています。

■おさんは現在、平日にどのようなサービスを利用していますか。（複数回答）

(MA) N=1,536

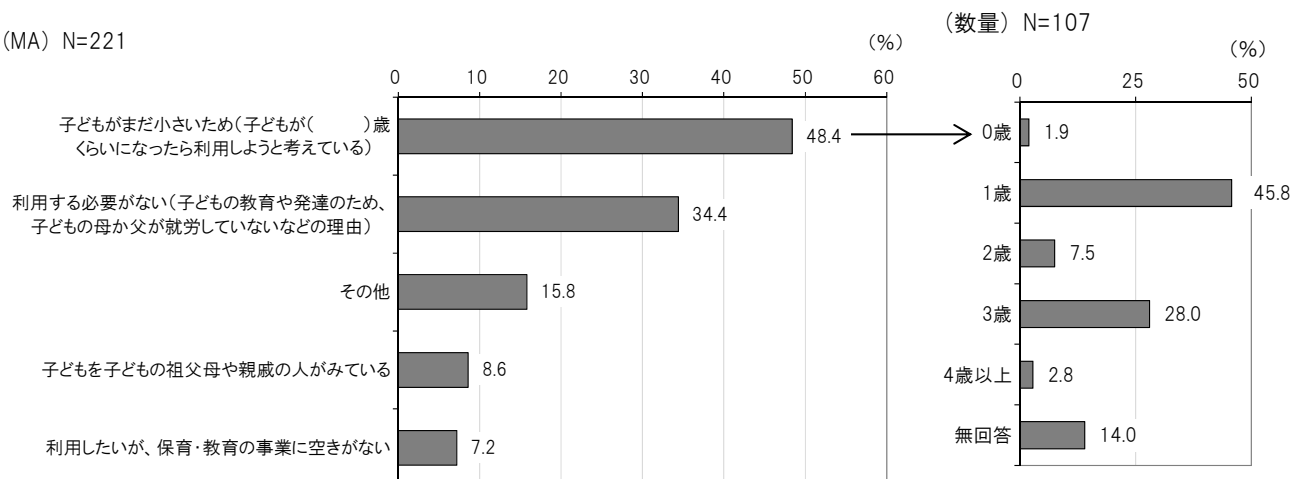


◎利用していない理由【上位5項目のみ】

「子どもがまだ小さいため（子どもが（ ）歳くらいになったら利用しようと考えている）」が 48.4%で最も高くなっています。次いで「利用する必要がない（子どもの教育や発達のため、子どもの母か父が就労していないなどの理由）」が 34.4%で続いています。

就労したい子どもの年齢では、「1歳」が 45.8%と最も高く、次いで「3歳」が 28.0%で続いています。

(MA) N=221

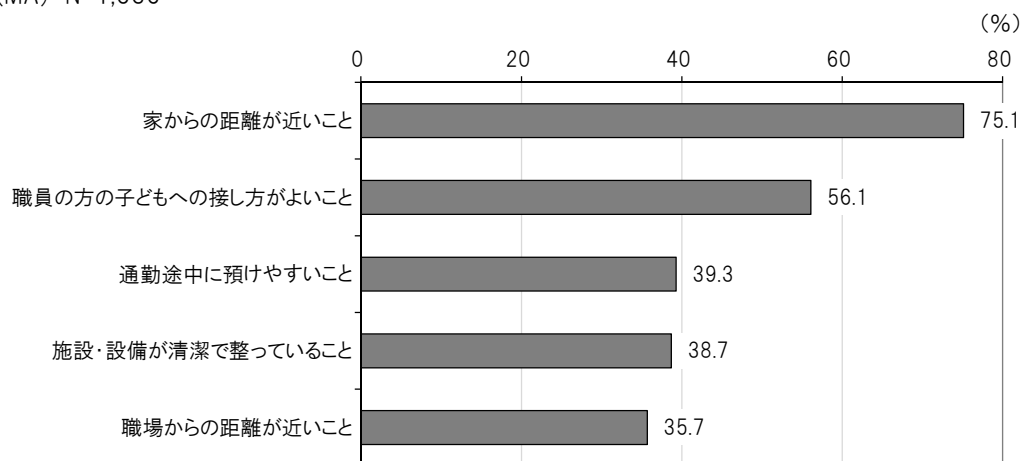


◎施設やサービスを選ぶ際に、重視する点【上位5項目】

「家からの距離が近いこと」が 75.1%で最も高くなっています。次いで「職員の方の子どもへの接し方がよいこと」が 56.1%、「通勤途中に預けやすいこと」が 39.3%が続いています。

■現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんを平日に預ける施設やサービスを選ぶ際に、重視する点はどのようなことですか。（複数回答）

(MA) N=1,536

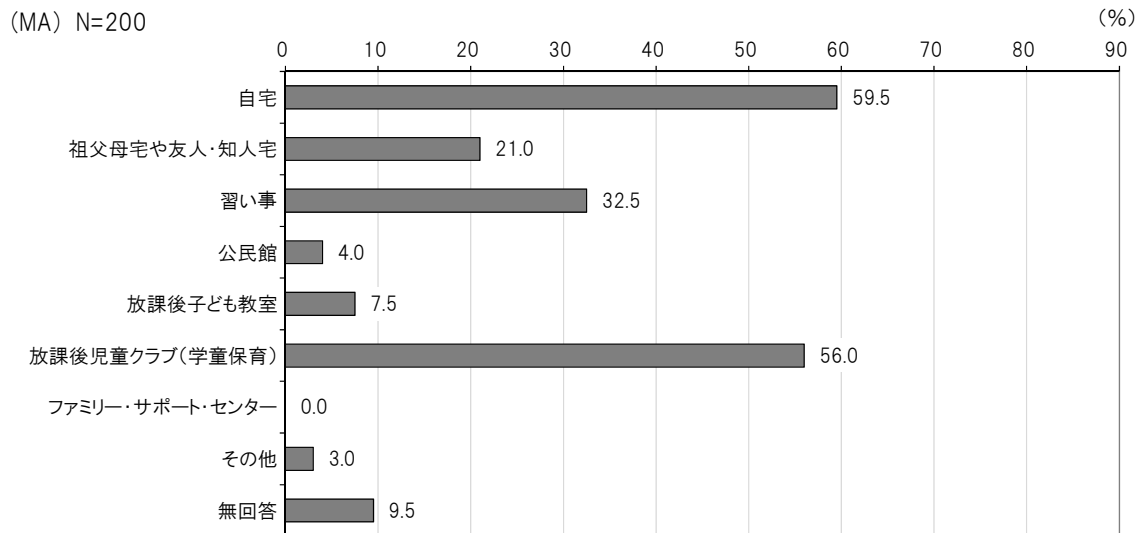


◎放課後過ごさせたい場所

【就学前】 ※お子さんが5歳以上の方のみ回答

「自宅」が 59.5%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 56.0%で群を抜いて高くなっています。「習い事」が 32.5%で続いています。

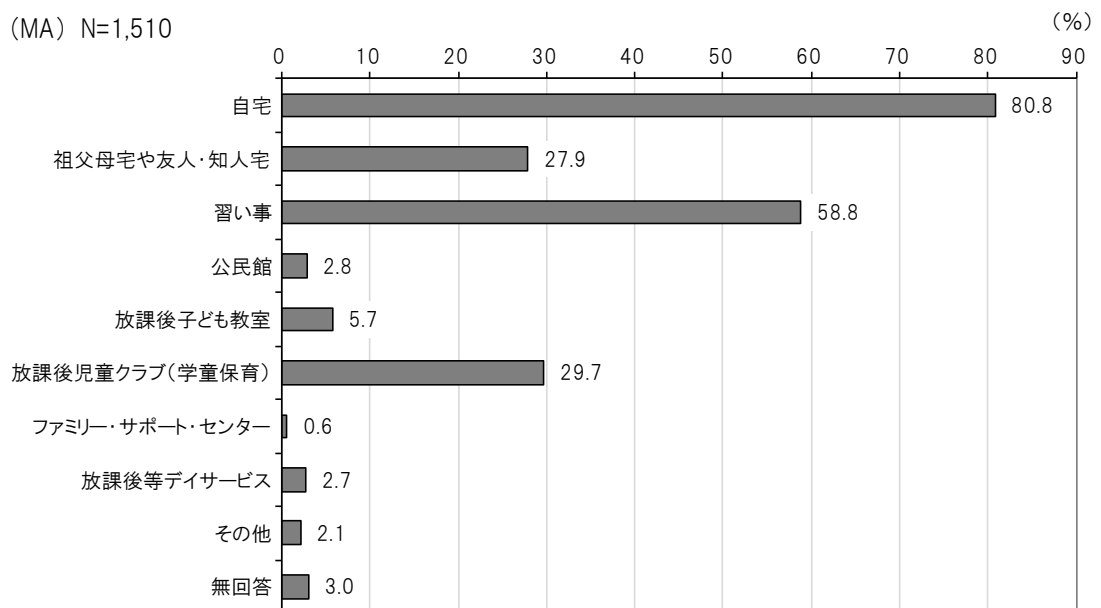
■小学校就学後の放課後の時間をどこで過ごさせたいと思いますか。（複数回答）



【小学生】

「自宅」が 80.8%で最も高くなっています。次いで「習い事」が 58.8%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 29.7%で続いています。

■平日の放課後や休日を、主にどのように過ごしてほしいですか。（複数回答）



◎各事業の認知度、利用実績と今後の利用希望

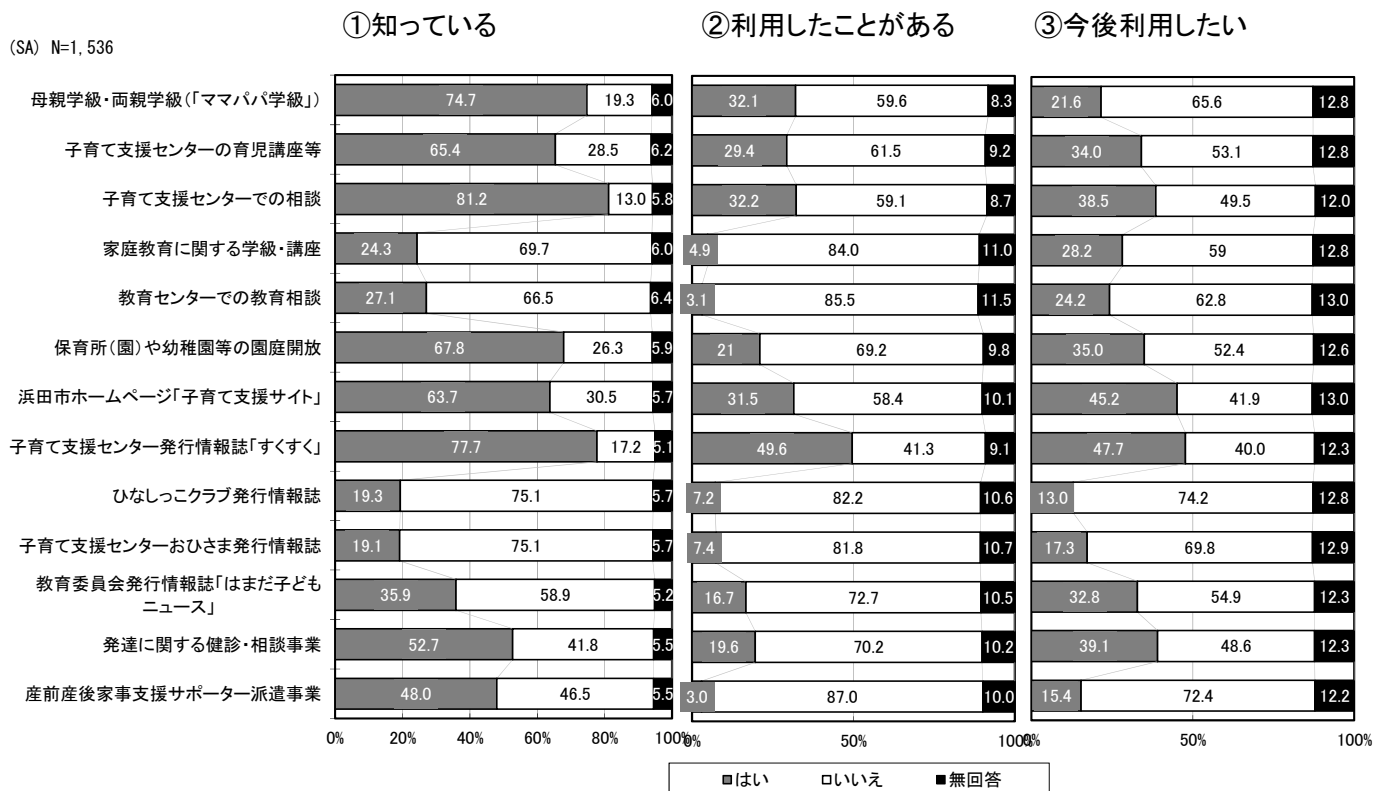
①知っている事業では、「子育て支援センターでの相談」「母親学級・両親学級（「ママパパ学級」）」「子育て支援センター発行情報誌『すくすく』」で7割を超えて高くなっています。

②利用したことがある事業では「子育て支援センター発行情報誌『すくすく』」が約半数で最も高くなっています。

③今後利用したい事業では「浜田市ホームページ「子育て支援サイト」」「子育て支援センター発行情報誌『すくすく』」が4割以上で高くなっています。

■事業について、知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものを教えてください。（それぞれ単数回答）

(SA) N=1,536



④ 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

◎父母の育児休業等の取得状況

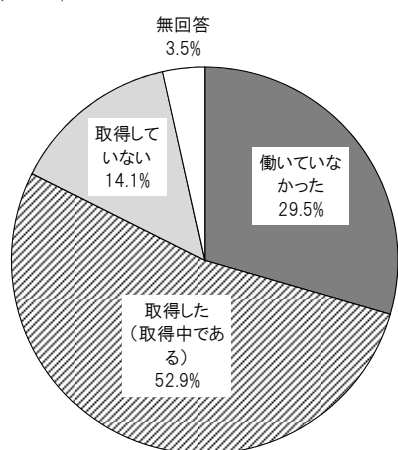
母親では「取得した（取得中である）」が 52.9%を占めています。父親では、「取得していない」が 78.5%を占めています。

母親の取得状況について、前回の調査結果と比較してみると、「取得した（取得中である）」の割合は平成 26 年と比べ 1 割以上高くなっています。

■お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。（単数回答）

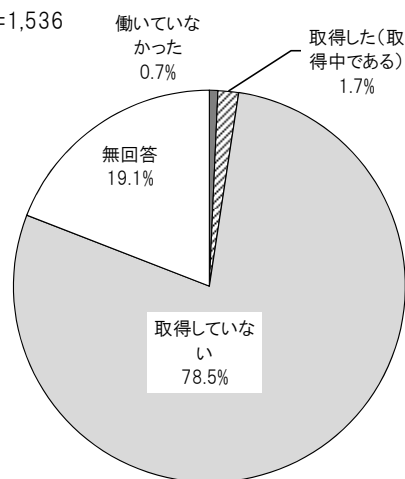
【母親】

(SA) N=1,536

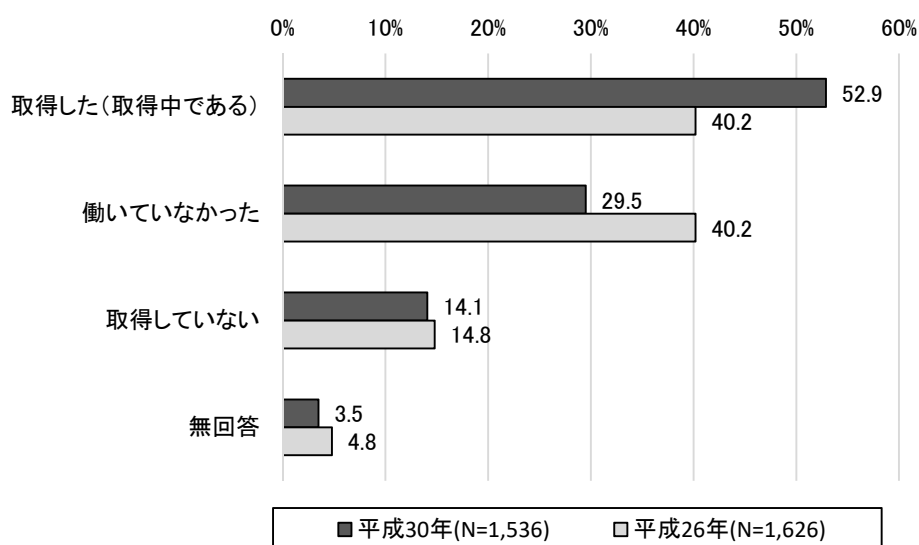


【父親】

(SA) N=1,536



■【前回比較】母親の育児休業の取得状況



◎育児休業等を取得していない理由【上位5項目】※育児休業を「取得していない」と回答した方のみ

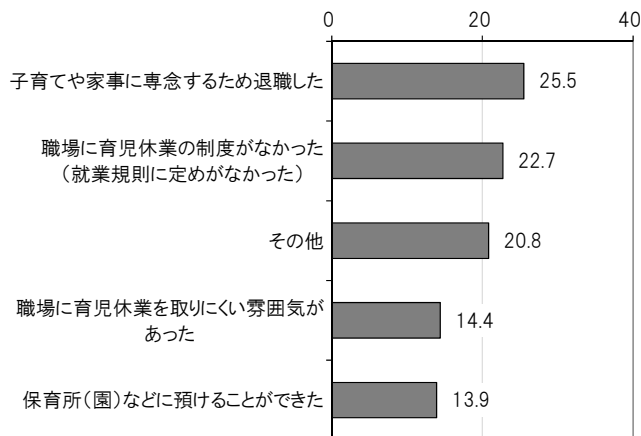
母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」が 25.5%で最も高くなっています。次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が 22.7%で続いています。前回の調査結果と比較してみると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」では、平成 26 年と比べ割合が低くなっています。

父親では、「配偶者が育児休業制度を利用した」が 37.3%で最も高くなっています。次いで「仕事が忙しかった」が 33.3%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 28.9%で続いています。

■取得していない理由はなんですか。（複数回答）

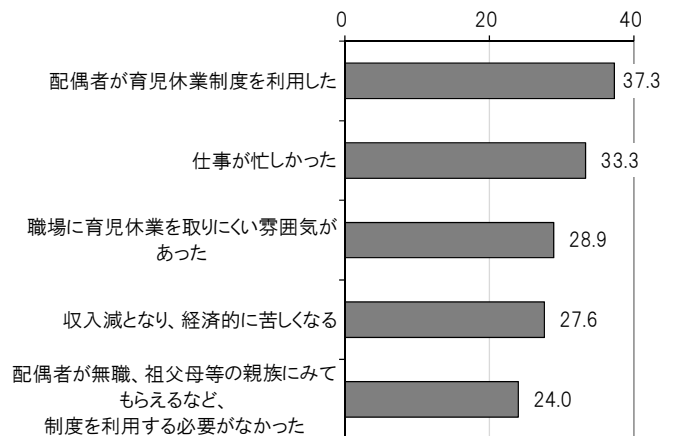
【母親】

(MA) N=216

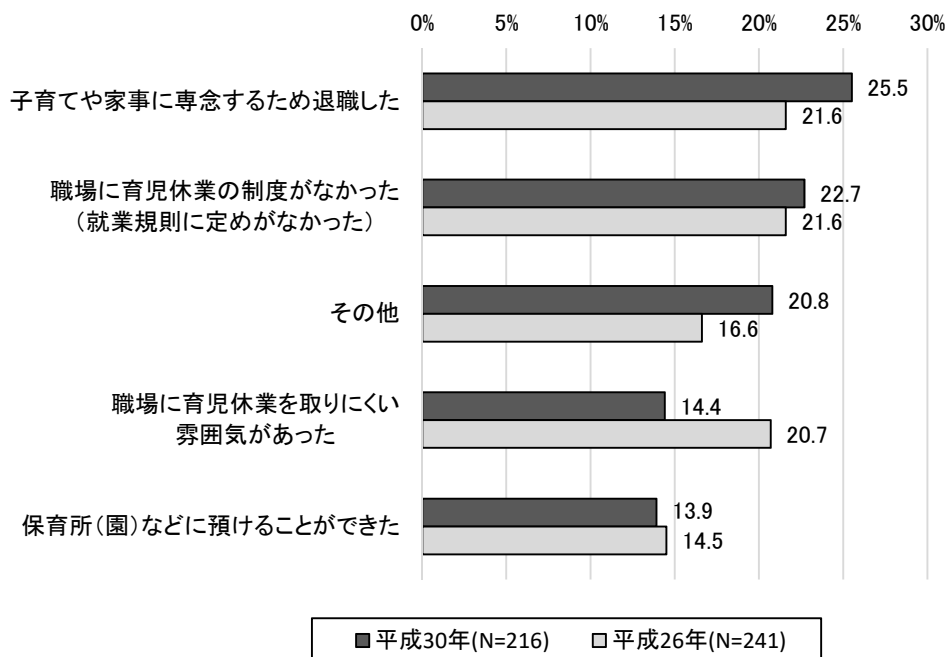


【父親】

(%) (MA) N=1,206



■【前回比較】母親が育児休業を取得していない理由 ※上位5位(平成 30 年)を比較

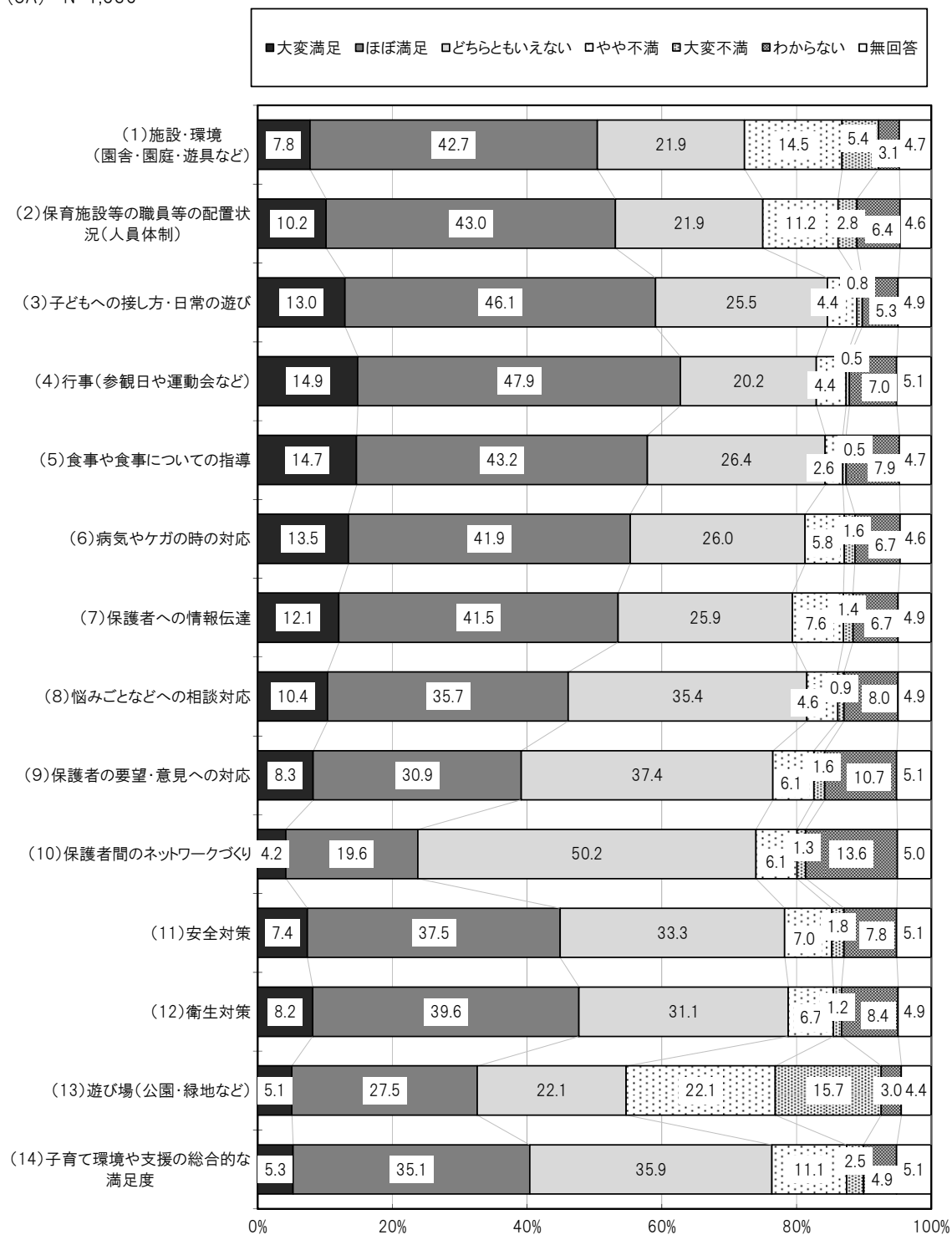


⑤ 浜田市の子育て支援施策全般について

満足している層（「大変満足」＋「ほぼ満足」）では、「（４）行事（参観日や運動会など）」
「（３）子どもへの接し方・日常の遊び」「（５）食事や食事についての指導」の順に割合が
高くなっています。

■お住まいの地域における子育ての環境や支援の満足度をお答えください。（単数回答）

（SA） N=1,536



4 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価

(1) 教育・保育の実績

第1期計画策定時の見込みに対して、1号認定（3～5歳）の実績は下回っている状況です。その他の教育保育事業については、概ね見込み通りで推移しています。

※1号認定、2号認定、3号認定の区分の説明は、41ページを参照してください。

	第1期計画 策定時実績	直近実績値	第1期計画に おける確保量
	平成25年度	平成30年度	令和元年度
1号認定(3～5歳)	240人	189人	420人
2号認定(3～5歳)	1,097人	1,043人	1,133人
3号認定(1～2歳)	671人	655人	655人
3号認定(0歳)	221人	218人	212人

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実績

第1期計画策定時の見込みに対して、ファミリー・サポート・センター事業（協力会員）及び一時預かり事業（在園児対応型以外）、病児・病後児保育事業の実績は特に下回っている状況です。延長保育事業は足りていない状況が伺えます。

	第1期計画 策定時実績	直近実績値	第1期計画に おける確保量
	平成25年度	平成30年度	令和元年度
利用者支援事業	1か所	1か所	1か所
地域子育て支援拠点事業	2か所	3か所	3か所
妊婦健康診査	5,082回	4,757回	
赤ちゃん訪問事業	412人	365人	
養育支援訪問事業	133件	93件	
子育て短期支援事業	0か所	2か所	2か所
ファミリー・サポート・センター事業(協力会員数)	229人	178人	230人
一時預かり事業(幼稚園在園者対象)	2,652日	9,845日	10,227日
一時預かり事業(在園児対応型以外)	1,613日	1,271日	4,031日
延長保育事業	886人	966人	527人
病児・病後児保育事業	433日	28日	664日
放課後子ども総合プラン	523人	809人	875人

（３）各施策に対する評価

基本目標１ 子ども～自分とみんなを大切にする“浜田っ子”を育みます～

乳幼児期から小児期の保健対策として、すべての子どもが健やかに成長・発育できるよう、疾病の予防とともに、健康的な生活習慣づくりへの支援が必要であり、乳幼児健診や訪問指導、療育相談・支援等を継続して実施しました。また、支援の必要な子どもに対して、特別支援連携協議会相談支援チームによる保育所（園）への巡回訪問により家庭への支援を行いました。

平成 28 年 3 月に、学校支援、放課後・休日支援や家庭教育支援を包括した「はまたっ子共育プロジェクト」を立ち上げ、中学校区ごとにネットワーク会議を実施し、学校・家庭・地域の連携・協働による活動を進めています。

	A:十分できた	B:概ねできた	C:あまりできなかった	D:未実施
件数	39	48	2	1

基本目標２ 家庭～喜びを感じられる、ゆとりのある子育てを支えます～

平成 28 年 10 月に子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から出産・育児期までの切れ目のない支援を実施しました。

不妊治療については、これまで実施していた一般不妊治療に加え、特定不妊治療や不育症治療についても助成を行いました。

児童虐待については、関係機関などと協力しながら虐待の早期発見と予防に努めました。

家庭教育支援については、平成 29 年度に乳幼児期に特化した家庭教育支援プログラムを開発し、県が推進する親学プログラムと合わせて、浜田市版家庭教育支援プログラム「HOOP！（浜田親子共育応援プログラム）」を構築しました。

経済的支援については、乳幼児等の医療費の助成の拡充を図りました。

	A:十分できた	B:概ねできた	C:あまりできなかった	D:未実施
件数	24	44	3	3

基本目標３ 地域～地域のみんなで、安心・安全な子育て環境を整えます～

子育て支援センターでは、育児相談や育児講座、母親同士の仲間づくりなど様々な事業を実施し、多様な子育てのニーズに対応してきました。また、子育てに関する行政施策の情報を提供するため、子育て支援ガイドを作成し、ライフステージ毎の施策について情報提供を実施しています。警察署等と連携した市内小中学校での防犯教室の開催や、見守り隊など地域ぐるみで子どもを犯罪から守る体制づくりが進められています。

	A:十分できた	B:概ねできた	C:あまりできなかった	D:未実施
件数	11	46	5	1

5 現状と課題を踏まえた子ども・子育て支援の方向性

(1) 就学前から就学後までの教育・保育の充実

統計資料	●平成 27 年の 15 歳以上の女性の就業率は、全国と比べて高く、島根県と同程度の水準となっています。就業率の上昇から、女性の社会進出や就労形態の変化による保育ニーズの増加が予測されます。 ●国では、女性の就業率 80%に対応する教育・保育の量を確保する方針が示されており、本市においても、共働き世帯のさらなる増加に対応した教育・保育の量の確保が求められるほか、幼児教育・保育のさらなる質の向上を図る必要があります。
ニーズ調査	●地域の子育ての環境や支援の満足度をみると、「行事」や、「子どもへの接し方・日常の遊び」「食事や食事についての指導」の満足度は高い一方、「保護者間のネットワークづくり」「遊び場」「保護者の要望・意見への対応」の満足度は低い傾向となっています。
子育て支援団体 ヒアリング調査	●市の子育てや子どもが育つ環境に関して、問題点・課題と感じていることについては、「認定こども園や小学校などの子どもの教育の質」「認定こども園や保育所(園)、放課後児童クラブなどの子どもを預かる体制」が上位となっています。 ●課題解決への取り組みを行う上で困っていることについては、「プログラムを提供できる人材不足」「人材教育のための資金不足」などが挙げられています。

▶▶ 今後の方向性

保護者の就業率の向上やグローバル化の進展などにより、教育・保育の利用希望が高まることが見込まれると同時に、質に関するニーズの高まりも予想されます。親の就労状況等にかかわらず、すべての子どもに質の高い幼児期の教育・保育を提供できる体制の整備や、人材の確保に向けた取り組みを進めます。

（２）地域・学校・企業・行政の連携による子育て支援の充実



市の動向	●社会教育の一環として進めている地域学校協働活動では、地域住民、保護者、地域の団体など幅広い市民の参画を得ながら、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、地域と学校が連携・協働し、学校を核とした地域づくりを目指しています。 ●平成28年度から取り組んでいる「はまだっ子共育プロジェクト」においては、中学校区毎のネットワークの充実を図りながら、次代を担う子どもたちを育むとともに、活動に関わる大人たちも学び、高まっていく活動を推進しています。
ニーズ調査	●子どもに特に身につけてほしい力や大切にしてほしいと思うことについて、「人との関わりを大切にし、コミュニケーション能力を身につけること」が6割台で最も高く、「あいさつや礼儀、社会的マナーを身につけること」、「友達や身近な人と親しみ、関わること」が続いています。 ●地域の中でお子さんを遊ばせたいと思う場所について、就学前児童保護者調査・小学生児童保護者調査ともに、「外遊びを中心に遊ばせたい」が最も高く、「地域の支援者がいろいろな遊びを教えてくれるところで遊ばせたい」が4割以上で高くなっています。教育・保育の現場や家庭以外においても、地域の人が見守る中での「居場所」を求める人が多くなっています。
子育て支援団体・事業所ヒアリング調査	●団体が行政に望む支援や施策については、「行政と団体が連携して取り組みを行うための体制づくり」「子どもの遊べる場所や住居・まちづくりなどの暮らしの環境整備」が上位となっています。 ●事業所ヒアリング調査では、回答を頂いたほとんどの企業で、仕事と子育てを両立できる環境づくりに向けた制度などの整備が行われています。行政に望むものとしては、助成金の交付や税制上の優遇措置のほか、先進的な取り組みを行う企業の事例の紹介などもあげられています。

▶▶ 今後の方向性

子どもが普段の暮らしの中で地域の人と関わり、学びや体験につながる機会を充実させるとともに、地域とのコミュニケーションを図れる場の整備を進めます。また、地域資源を活かした多様な体験・交流活動や、親子が安心して集える場の整備・充実に取り組みます。

(3) 子育ての孤立解消と家庭での子育て力の向上



統計資料	●世帯数は微減傾向にあり、1世帯あたりの人数も減少していることから、今後さらに、核家族世帯や単独世帯の増加が予測されます。 ●厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、6人に1人の子どもが相対的な貧困状況にあり、特に、ひとり親家庭では半数以上が相対的な貧困状況に該当していると報告されています。また近年、子どもに対する虐待やいじめ、及びそこから派生する子ども・子育て世帯の社会的な孤立等が大きな問題となっています。
県・市の動向	●島根県内各地で進められている「親学プログラム」では、子育て支援や家庭教育支援を行う人が乳幼児や小・中学生をもつ親を対象として、親としての役割や子どもとの関わり方の気づきを促す学習機会を提供しているとともに、親(保護者)同士のつながりや学校・家庭・地域とのネットワークの構築も図っています。 ●本市では、浜田市版家庭教育支援プログラム「HOOP! (浜田親子共育応援プログラム)」に子育て世代の不安解消に向けて取り組んでいます。
ニーズ調査	●子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることについては、就学前児童保護者調査・小学生児童保護者調査ともに、「子どもを叱りすぎているような気がする」「子どもとの時間を十分にとれないこと」「子どもにかかる費用や経済的なこと」が上位5位内に入っており、子育て家庭が抱える不安や悩みが多岐にわたっていることがうかがえます。 ●地域で子育てを支えるために必要だと思うことについて、「子育てに関する悩みについて気軽に相談できる人や場があること」が約半数と高くなっており、気軽に相談ができる環境づくりと専門的な情報提供を含めた体制づくりが求められます。
子育て支援団体 ヒアリング調査	●日頃の活動の中で、利用者や参加者、保護者からいただく要望や意見について、「お父さんや祖父母世代の子育ての学びが不足している」「子どもとの関わりについて、もっと早く知りたかったなどの意見が多い」「働いている母親やその家族は、なかなか相談など行こうにも行けない」などがあげられています。

▶▶ 今後の方向性

在宅で子育てをしている家庭、共働き家庭やひとり親家庭などの家庭環境にかかわらず、保護者が社会から孤立しないよう、きめ細かい相談体制や連携体制を整えるとともに、家庭での子育てが楽しくなる環境づくりに取り組みます。

第3章 計画の基本理念

1 計画の基本理念

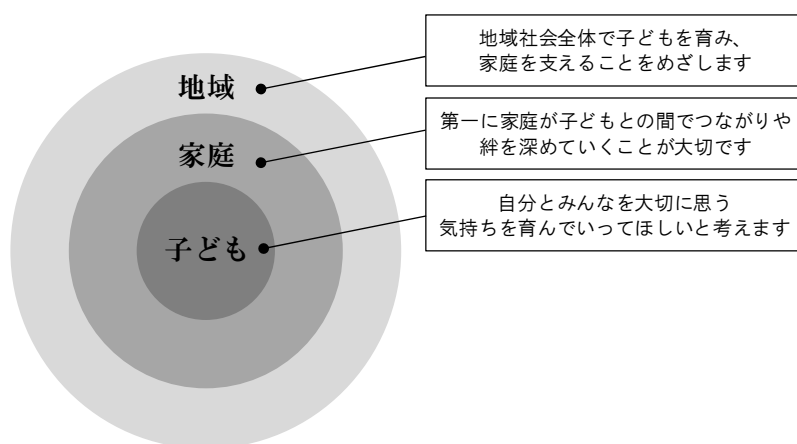
育もう 自分とみんなを大切にする“浜田っ子”

～家庭が育て、地域社会が支えるまちへ～

乳幼児期は、子どもの中に人に対する基本的な信頼感や自信を養う重要な時期であると言えます。浜田市に生まれ、浜田市の将来を担っていく子どもたちにも、自分のことを好きで大切に思う子どもであってほしいと考えます。それはなにより、自分を大切に思う気持ちが、自分と同じように他者を思いやる気持ちを養う土台にあると思うからです。そして、以後の成長段階で地域社会の多くの人と関わりをもつ中で、周囲を大切に思う気持ちを一層育んでいってほしいと考えます。

こうした子どもを育てていくためには、第一に、保護者と子どもとの間でつながりや絆を深めていくことが大切です。しかし、保護者の就労形態の多様化や核家族化の進行が本市でもみられており、子育てを取り巻く環境は変化をしています。保護者の子育てへの負担や孤立感を和らげ、保護者がゆとりをもって子どもと接することができるよう、地域や行政の協働で子育て家庭を支えることが求められます。

本市には、全国に誇る海や山、これら自然資源に伴う漁業や農業といった産業、また石見神楽や石州半紙などの伝統文化が根付いています。また、こうした自然・文化資源に関わる多くの市民やこれまで子育てを行ってきた数多くの先輩がいます。これまで培ってきた資源や人々との交流を通じ、浜田市の子どもたちを心豊かに育み、子育て家庭を支援することをめざします。



2 計画の基本目標

以上の基本理念のもと子ども・子育て支援を推進するにあたり、基本目標を以下のように定めます。

基本目標1 子ども～自分とみんなを大切にする“浜田っ子”を育みます～

“子どもの育ち”に視点を向け、健やかに成長することができ、周囲との関わりあいの中で豊かな人間性を育んでいくための遊びや教育の場づくりを推進します。

基本目標2 家庭～喜びを感じられる、ゆとりのある子育てを支えます～

“子育て家庭”に視点を向け、保護者がゆとりをもって子どもと向き合うことができるよう、保育サービスや経済的な支援の充実、地域と身近に関わりながら子育てのできる支援を推進します。

基本目標3 地域～地域のみんなで、安心・安全な子育て環境を整えます～

“地域や環境”に視点を向け、地域が子どもの育ちや子育てに積極的に関わることができ、保護者が仕事と家庭生活を両立しながら、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。

3 重点的な取組施策

重点施策 1 教育・保育の質の確保及び向上

本市では、これまで保育所（園）や認定こども園の新設や増改築など施設整備を積極的に進めてきました。引き続き子ども一人ひとりの個性を大切にしながら、子どもが安心安全に暮らせる環境整備に取り組むとともに、全市的に統一したカリキュラムの作成などによって、市全体の教育水準の底上げを推進します。また、放課後児童クラブなどにおいて、民間活力の導入を行い、さらなる質の確保を図ります。

重点施策 2 地域全体で子育てをする環境整備

地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、子どもを地域社会全体で育てる観点から、子育て支援のネットワークや、地域の社会資源を活用した体験・交流活動のさらなる充実に努めます。また、地域において子どもの豊かな人間性やたくましく生きる力を育むとともに、大人と子どもが共に学び、成長するための学習の機会を充実させることで、学校、家庭、地域が連携した教育力の向上に努めます。

重点施策 3 子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり

児童虐待の防止や、ひとり親家庭等に対する生活支援、障がいのある子どもが健全に育つことができる環境整備、子どもの貧困対策など様々な状況の家庭に対して、関係機関と連携しながら、きめ細かい支援を図る取組みを進めます。また、相談体制のさらなる強化と利用者の利便性の向上に向けて、子育て支援の拠点施設として老朽化した子育て支援センターに代わる施設として子育て世代包括支援センターを整備（令和4年度開所を予定）し、妊娠期から子育て期を通して、子どもの成長に寄り添った切れ目のない支援を行っていきます。

4 施策体系

基本理念	育もう 自分とみんなを大切にする“浜田っ子” ～家庭が育て、地域社会が支えるまちへ～
------	---

基本目標 1	子ども～自分とみんなを大切にする“浜田っ子”を育みます～
--------	------------------------------

基本方針		施策分類
1 健やかな育ちに向けた支援の推進	➡	① 乳幼児期から小児期までの保健対策 ② 小児期から思春期までの保健対策 ③ 「食育」の推進 ④ 小児医療体制の充実
2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進	➡	① 学校の教育環境の整備 ② 遊びや体験活動を通じた健全育成の推進 ③ 障がい児施策の充実 ④ 次代の親の育成

基本目標 2	家庭～喜びを感じられる、ゆとりのある子育てを支えます～
--------	-----------------------------

基本方針		施策分類
1 保護者の健康と児童虐待防止への取り組み	➡	① 妊娠・出産・育児期の支援 ② 児童虐待防止対策の充実
2 家庭の教育力向上と相談体制の充実	➡	① 家庭における教育力の向上 ② 相談支援体制の充実
3 保育サービスの充実	➡	① 保育サービスの充実
4 子育て家庭への多様な支援の充実	➡	① 子どもの貧困対策の推進 ② 子育て家庭への経済的支援 ③ ひとり親家庭等の自立支援

基本目標 3	地域～地域のみんで、安心・安全な子育て環境を整えます～
--------	-----------------------------

基本方針		施策分類
1 地域における連携の促進	➡	① 子育て支援のネットワークづくり ② 子育て意識の啓発の推進
2 仕事と家庭生活の両立に向けた体制づくり	➡	① 働きやすい環境づくりの整備 ② 仕事と子育ての両立の推進
3 安心・安全なまちづくり	➡	① 安全で快適なまちづくりの推進 ② 子どもを犯罪被害等から守る活動の推進

第4章 目標事業量と確保の方策

1 将来における子どもの数の推計

目標事業量の設定にあたって、計画期間における子どもの人口の推計を、コーホート変化率法※により行いました。

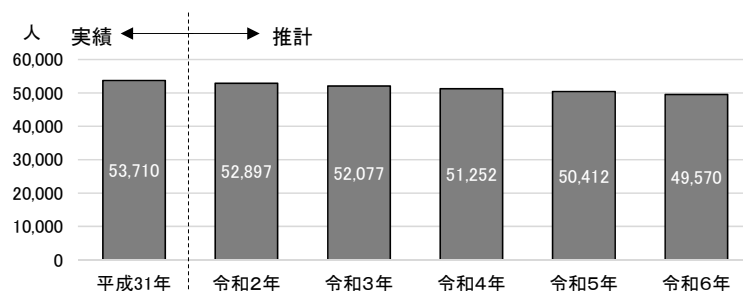
※すでに生存している人口については、コーホート（ある年齢層のかたまり）ごとに年々加齢していく人口を変化率を用いて求めると同時に、新たに生まれる人口については女性子ども比（20～44歳の女性に対する0歳児の比率）を用いて推計しています。

（1）将来推計人口

令和2年以降5年間の総人口における推計人口をみると、令和4年には51,252人、計画最終年の令和6年には49,570人まで減少するものと予測されます。

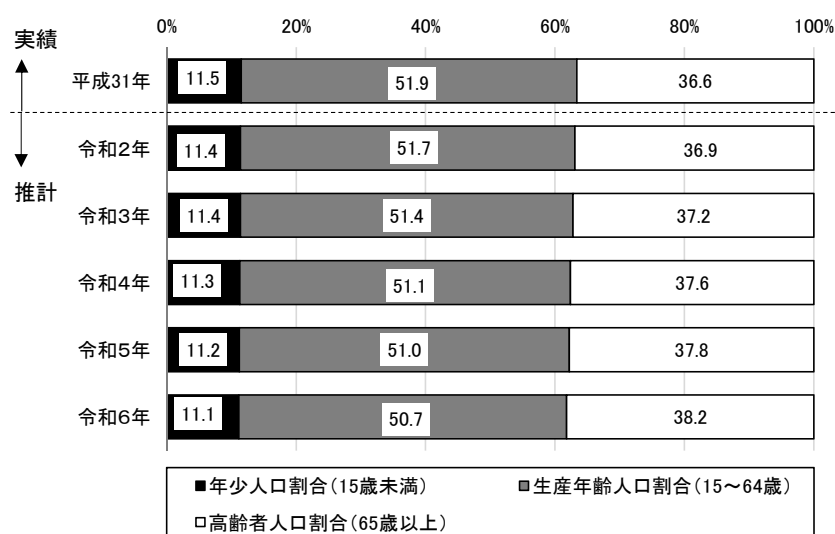
年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口割合はほぼ横ばい、高齢者人口割合は右肩上がりで推移するものと予測されます。

■令和2年以降5年間の人口推計



資料：住民基本台帳より推計

■令和2年以降5年間の年齢3区分別人口割合の推計

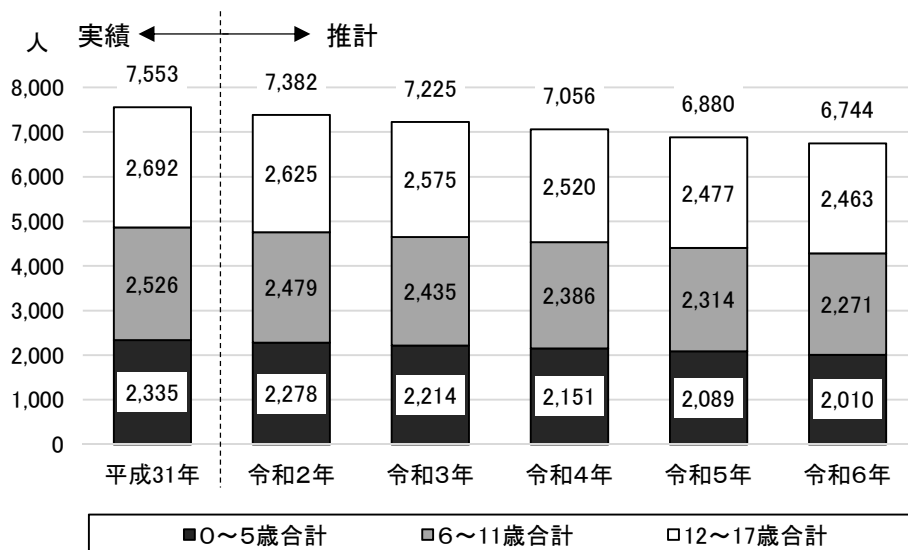


資料：住民基本台帳より推計

(2) 将来推計児童人口

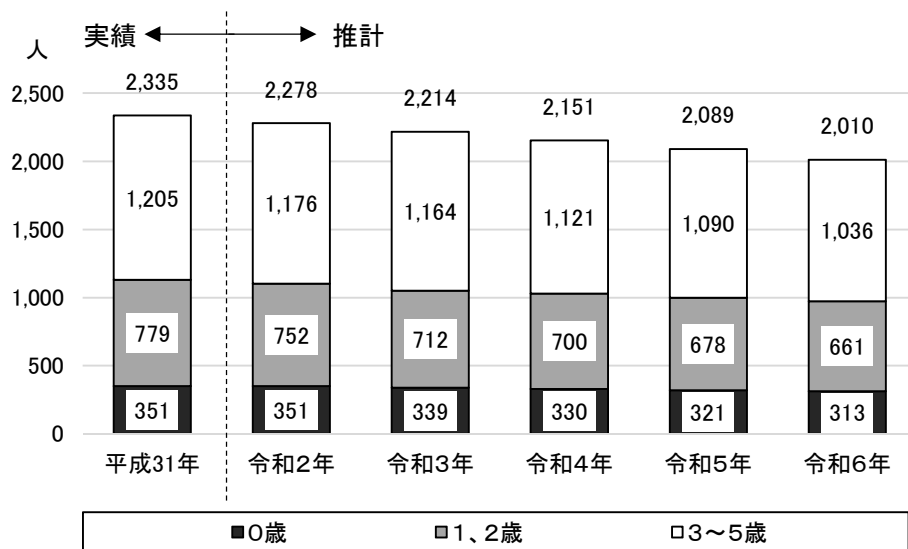
本市の推計児童人口をみると、平成 31 年（実績）から令和 6 年にかけて、減少傾向で推移すると予測されます。

■0歳から17歳の将来推計人口



資料：住民基本台帳より推計

■0歳から5歳の将来推計人口



資料：住民基本台帳より推計

2 教育・保育提供区域の設定

(1) 区域設定の趣旨

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（以下「基本指針」という。）では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、この教育・保育提供区域ごとに教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策を定めることとされています。また、教育・保育提供区域は、認定区分（保育の必要性や子どもの年齢による、施設給付を受け取るための区分）や事業ごとに設定してもよいとされています。

(2) 浜田市の教育・保育提供区域

本市では、認定区分や事業ごとに、教育・保育提供区域を以下のように設定します。

区域名		自治区	全市
区域数		5	1
教育 保育	1号認定(3～5歳・教育)		●
	2号認定(3～5歳・保育)		●
	3号認定(0～2歳・保育)		●
地域 子ども ・子育て 支援事業	利用者支援事業		●
	地域子育て支援拠点事業		●
	妊婦健康診査		●
	乳児家庭全戸訪問事業		●
	養育支援訪問事業・子どもを守る 地域ネットワーク機能強化事業		●
	子育て短期支援事業		●
	ファミリー・サポート・センター事業		●
	一時預かり事業(幼稚園在園者対象)		●
	一時預かり事業(在園児対応型以外)		●
	延長保育事業		●
	病児・病後児保育事業		●
	放課後児童健全育成事業	●	

3 教育・保育の事業量の見込み

(1) 前提となる考え方

基本指針では、幼稚園や保育所（園）等の現在の利用状況と今後の利用希望を踏まえて、認定区分ごとに目標事業量である「量の見込み」と事業の「提供体制」、その「実施時期」等を定めることとしています。認定区分は、以下のとおり1号、2号、3号の3つを設定します。

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3～5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所（園）、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施され、未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る「子育てのための施設等利用給付」制度が創設されました。

この制度は“①市町村の確認を受けた施設”を“②市町村の認定を受けた子ども”が利用した際に要する費用を給付するものです。

本市では、子育てのための施設等利用給付にかかる申請について、各利用施設にとりまとめる協力を依頼し、施設等利用費の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県に対して情報等の共有を行い、適切な取組を進めていきます。

(3) 各年度における教育・保育の量の見込みと確保体制

① 1号認定（2号認定のうち、教育希望の高い方を含む）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や実際の利用状況を踏まえた計画期間内における必要利用定員総数を、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・公立幼稚園4か所（平成31年4月から1か所休園）、私立幼稚園1か所（定員合計210人）、保育所型認定こども園4か所（定員合計70人）の提供体制があります。令和2年度は、保育所1か所が保育所型認定こども園へ移行する予定であるため、令和2年度以降は休園の公立幼稚園を除いた公立幼稚園3か所、私立幼稚園1か所、保育所型認定こども園5か所で量の見込みを確保します。

■1号認定(2号認定のうち、教育希望の高い方を含む)

単位(実人数/年)

		平成30年度(実績※1)	令和2年度			令和3年度		
		利用者数	1号	2号(教育)	合計	1号	2号(教育)	合計
			3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込		189	62	109	171	60	108	168
②確保 の内容※2	特定教育・ 保育施設	280	-	-	295	-	-	295
②-①		91	-	-	124	-	-	127

		令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号(教育)	合計	1号	2号(教育)	合計	1号	2号(教育)	合計
		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込		58	103	161	56	100	156	53	95	148
②確保 の内容※2	特定教育・ 保育施設	-	-	295	-	-	295	-	-	295
②-①		-	-	134	-	-	139	-	-	147

※1 実績は5月1日現在

② 2号認定及び3号認定

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や実際の利用状況を踏まえた計画期間内における必要利用定員総数を、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・平成30年度現在、保育所（園）23か所（すべて私立。定員合計1,425人）、保育所型認定こども園4か所（ともに私立。定員合計510人）の提供体制があります。なお、令和2年4月に保育所（園）1か所が保育所型認定こども園へ移行する予定です。
- ・3号認定については、既存施設の定員増等により、受け入れ数の確保を図ります。

単位(実人数/年)

	平成30年度(実績※ ¹)			令和2年度			令和3年度		
	利用者数			2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
①量の見込	1,043	655	218	1,003	625	163	996	596	153
②確保の内容	1,935			1,081	632	207	1,081	642	207
特定教育・保育施設	1,935			1,081	632	207	1,081	642	207
特定地域型保育事業	0			0	0	0	0	0	0
②-①	9			78	7	44	85	46	54

	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
①量の見込	962	590	145	937	575	138	893	563	132
②確保の内容	1,081	642	207	1,081	642	207	1,081	642	207
特定教育・保育施設	1,081	642	207	1,081	642	207	1,081	642	207
地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	119	52	62	144	67	69	188	79	75

※実績は10月1日現在

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(1) 前提となる考え方

基本指針では、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況と今後の利用希望を踏まえて、事業ごとに「量の見込み」と「提供体制」、「実施時期」等を定めることとしています。地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法に定められた、(2)に挙げる13の事業のことです。

(2) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保体制

① 利用者支援事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

＜量の見込みの考え方＞

- ・教育・保育施設や子育て支援サービス、その他の子育て支援に関する地域資源を利用者が効果的にまた円滑に利用できるよう実施します。

＜確保方策の考え方＞

- ・現在は市の子育て支援課内に設置している子育て世代包括支援センター（母子保健型）において、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的な相談支援を行っています。
- ・今後は、老朽化した子育て支援センターに代わる施設として子育て世代包括支援センターを整備する（令和4年度予定）こととしており、相談者体制の強化と利用者の利便性の向上を図っていきます。

（母子保健型）

	実績	目標事業量				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

② 地域子育て支援拠点事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を踏まえた年間利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。ただし、両親ともにフルタイムで勤務している家庭については、利用率を半分程度に勘案して集計しています。

<確保方策の考え方>

- ・現在は浜田市子育て支援センター「すくすく」、日脚保育園内の「ひなしっこクラブ」、三隅保育所内の「おひさま」、あさひ子ども園内の「あさひなないろクラブ」の計4か所で実施しています。今後は「すくすく」は令和4年度（予定）に整備する新たな子育て世代包括支援センターで事業を実施することとしており、子育て中の親子に対する子育て相談や育児に関する情報提供、各種教室の充実に引き続き努めます。

単位(人回/年)

	実績	目標事業量				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	20,538	27,060	25,788	25,272	24,540	23,904
確保の内容	3か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

③ 妊婦健康診査

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・年間の妊娠届出見込み数に、国の示す望ましい受診回数である14回の利用回数を乗じて算出した健診回数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・下記の確保の内容により、できるだけ早く妊娠届ができるよう周知に努め、県内の医療機関のほかに、里帰り分娩にも対応して県外の医療機関委託や償還払いを行い、適切な健診を受けられるよう今後も努めます。

単位(人、回/年)

		実績	目標事業量				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	対象者	370	365	357	349	339	330
	健診回数	4,757	5,110	4,998	4,886	4,746	4,620
確保の 内容	実施場所	※1	医療機関				
	実施体制	※2	個別に実施				
	検査項目	※3	血液検査、尿検査等決められた項目				
	実施時期	※4	随時				

※1 医療機関 ※2 個別に実施 ※3 血液検査、尿検査等決められた項目 ※4 随時

④ 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・0歳児の将来推計人数を必要な対象人数（年間実人数）とみなし、量の見込みを設定します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は保健師・看護師等により、生後4か月までの乳児のいる原則すべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。今後も民生児童委員・主任児童委員等の地域の支援者と連携して事業の推進を図ります。

単位(人／年)

		実績	目標事業量				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		365	351	339	330	321	313
確保の内容	実施体制	※1	保健師・看護師等が訪問				
	実施機関	※2	浜田市				

※1 保健師・看護師等が訪問 ※2 浜田市

⑤ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策地域協議会）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・養育支援訪問事業については、過去の訪問実績を踏まえた年間対象者数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・養育支援訪問事業については、赤ちゃん訪問事業等で把握した養育支援の必要な家庭に対して、保健師等の専門職が継続的に訪問します。
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策地域協議会）については、児童虐待の防止・早期発見・早期対応に向けた取組みを進めます。

■養育支援訪問事業

単位(人／年)

		実績	目標事業量				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		93	116	113	110	108	104
確保の内容	実施体制	※1	保健師等が訪問				
	実施機関	※2	浜田市				

※1 保健師等が訪問 ※2 浜田市

⑥ 子育て短期支援事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望を踏まえた年間利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・対象となる子どもの年齢等に応じて、市内の児童養護施設、児童福祉施設と連携を図りながら対応します。

単位(人日/年)

	実績	目標事業量				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	38	38	38	38	38
確保の内容	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・0歳から小学校卒業までの子どもの将来推計人数と現在の利用状況を踏まえた年間利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・事務局を継続して1か所設置します。今後も会員同士の交流会や事業周知のための説明会の開催、シルバー人材センター等類似のサービス提供団体との連携により、協力会員の確保に努めます。

単位(人日/年)

	実績	目標事業量				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	816	585	580	572	560	549
就学前	261	215	215	213	211	206
就学後	555	370	365	359	349	343
確保の内容	816	585	580	572	560	549
協力会員数	178人	172人	170人	168人	165人	162人

⑧ ア. 一時預かり事業（幼稚園在園者対象）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を勘案した年間利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は私立幼稚園1か所と保育所型認定こども園4か所の計5か所で実施しています。今後は、保育所（園）1か所が令和2年度に保育所型認定こども園へ移行する予定であるため、私立幼稚園1か所、保育所型認定こども園5か所の計6か所で量の見込みを確保します。

単位（人日／年）

	実績	目標事業量				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	9,845	9,330	9,529	9,644	9,702	9,620
確保の内容	9,845	9,330	9,529	9,644	9,702	9,620

イ. 一時預かり事業（在園児対応型以外）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を勘案した年間利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は市内26か所で実施しており、今後も現状の体制を維持します。

単位（人日／年）

	実績	目標事業量				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	774	660	576	504	444	384
確保の内容	774	660	576	504	444	384

⑨ 延長保育事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を勘案した年間実利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は市内25か所で実施しており、未実施施設においても利用者のニーズに対応した実施を検討します。

単位(人/年)

	実績	目標事業量				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	966	909	901	889	876	853
確保の内容	966	909	901	889	876	853

⑩ 病児・病後児保育事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を勘案した年間利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は病後児保育を市内1か所（浜田市役所本庁地下1階の「びいびくんのおへや」）で実施しています。令和3年度に病児保育事業を開設できるよう関係機関と連携を図るとともに、引き続きファミリー・サポート・センター事業の活用による病児・病後児の預かりについても普及を図ります。

単位(人日/年)

	実績	目標事業量				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	28	24	221	203	187	173
確保の内容	28	24	221	203	187	173
病後児保育事業	23	19	211	193	177	163
ファミリー・サポート・センター事業	5	5	10	10	10	10

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

◆放課後児童クラブの量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による就学前のお子さんをもつ保護者の利用希望や現在の利用状況を踏まえた年間実利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は市内15校区20クラブで実施しています。放課後子ども教室との一体的な実施や、小学校の余裕教室等の活用、支援員の資質向上など、子どもの健全育成に適う放課後児童クラブの整備を質・量ともに進めます。また、民間活力の積極的な導入も進めます。
- ・確保の内容では利用定員総数を示しています。

■放課後児童クラブ

単位(人／年)

区域	項目	実績	目標事業量				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	809	748	785	782	782	799
	低学年(1～3年生)	669	615	646	638	633	638
	高学年(4～6年生)	140	133	139	144	149	161
	確保の内容	875	895	925	925	925	925
浜田自治区	量の見込み	597	557	583	570	569	583
	低学年(1～3年生)	508	475	495	480	477	487
	高学年(4～6年生)	89	82	88	90	92	96
	確保の内容	645	645	675	675	675	675
金城自治区	量の見込み	65	62	64	69	70	66
	低学年(1～3年生)	47	45	50	56	54	48
	高学年(4～6年生)	18	17	14	13	16	18
	確保の内容	70	70	70	70	70	70
旭自治区	量の見込み	47	37	36	37	33	32
	低学年(1～3年生)	37	29	26	27	24	23
	高学年(4～6年生)	10	8	10	10	9	9
	確保の内容	40	40	40	40	40	40
弥栄自治区	量の見込み	23	27	29	29	32	37
	低学年(1～3年生)	17	19	22	21	24	27
	高学年(4～6年生)	6	8	7	8	8	10
	確保の内容	20	40	40	40	40	40
三隅自治区	量の見込み	77	65	73	77	78	81
	低学年(1～3年生)	60	47	53	54	54	53
	高学年(4～6年生)	17	18	20	23	24	28
	確保の内容	100	100	100	100	100	100

◆放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携等に関する考え方◆

<放課後子ども教室と一体型クラブの整備計画>

- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、令和6年度に1か所の設置を目標に整備を進めます。

<事業実施に係る教育委員会と福祉部局の連携に関する方策>

- ・市の関係課や学校関係者、PTA 関係者、放課後児童クラブや放課後子ども教室の関係者等から構成される「はまだっ子共育運営委員会」により、効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に向けた協議を行います。

<放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する方策>

- ・令和6年度に一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施するにあたり、「はまだっ子共育運営委員会」にて、実施体制やプログラム内容等について十分な検討を行います。

<小学校の余裕教室等の活用に関する方策>

- ・学校教育に支障のない範囲で活用できる余裕教室が生じた場合は、放課後児童クラブや放課後子ども教室への活用ができないか小学校と協議を行います。

<放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組み>

- ・放課後児童クラブの開所時間は、平常授業日は放課後から午後6時まで、土曜日や夏休み等長期休暇期間中は午前8時から午後6時となっています（平成31年3月現在）。今後は必要に応じて延長保育の実施を検討します。

<特別な配慮が必要な児童への対応>

- ・放課後児童クラブの利用申請において、受け入れ体制の目安となる基準づくりを進め、特別な配慮が必要な児童が安全・安心に過ごせる環境づくりを検討します。また、支援員等に研修等の機会を設け、特別な配慮が必要な児童への対応等の理解促進を図ります。
- ・放課後子ども教室については、児童の状況、実施環境、サポート体制等を勘案しながら、受け入れについて調整を図ります。

<地域との連携と積極的な情報発信>

- ・放課後児童クラブや放課後子ども教室におけるプログラムの実施や、放課後子ども教室における見守り等において、クラブと地域住民、関係機関、保護者等とが一層連携を図るための仕組みづくりを推進します。
- ・児童にとって、最善の放課後環境を検討・選択できるよう、事業内容、各クラブの概要、活動内容等の情報の積極的な公開に努めます。

■放課後子ども教室と一体型クラブの整備計画

	実績	目標事業量				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
放課後子ども教室	14 か所	15 か所	15 か所	15 か所	16 か所	16 か所
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。事業の実施については、今後検討していきます。

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。事業の実施や具体的な取組内容については、今後検討していきます。

5 教育と保育の一体的提供に向けた市の考え方

(1) 認定こども園設置に関する方針

- ・認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、保護者の就労状況に関わらず利用することができます。現在本市では、保育所型認定こども園を浜田自治区の日脚保育園とこくふ子ども園、みなと子ども園、旭自治区のあさひ子ども園計4か所で設置しています。また、令和2年度には長沢保育園が保育所型認定こども園の長沢子ども園へ移行します。
- ・国では、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけをもつ「幼保連携型認定こども園」の普及を進めています。本市においても、利用者のニーズを勘案しながら、各教育・保育施設と協議を進めていきます。

(2) 質の高い幼児期の教育・保育の提供や教育と保育の一体的な提供の推進に関する方針

- ・本市における幼児期の教育・保育は、幼稚園（公立4か所（1園は休園中）、私立1か所）、保育所（園）（私立23か所）、保育所型認定こども園（私立4か所）で提供しています。
- ・質の高い教育・保育の一体的な提供に向けて、幼稚園教諭と保育士の合同での研修実施や指導方針等を協議する場の設定等の取組みを検討していきます。

(3) 幼・保・小連携に関する方針

- ・現状は、公立幼稚園と小学校の教職員の組織的交流や、各地域において幼稚園や保育所（園）、認定こども園と小学校とで運動会や行事、体験活動等での交流が行われています。
- ・小学校入学に際して不適應を起こさず、就学前教育と小学校教育の円滑な接続がなされるよう、幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小学校の教職員同士が互いの教育内容や指導法等の理解を深めるための取組みを推進していきます。

第5章 施策の展開

基本目標 1

子ども～自分とみんなを大切にする“浜田っ子”を育みます～

基本方針 1 健やかな育ちに向けた支援の推進

◆現状と課題◆

- ・乳幼児期から小児期の保健対策として、すべての子どもが健やかに成長・発育できるよう、疾病の予防とともに、健康的な生活習慣づくりへの支援が必要です。本市では、乳幼児健診や訪問指導、療育相談・支援等を実施しており、内容の充実に引き続き努める必要があります。また、支援の必要な子どもに対して、特別支援連携協議会相談支援チームによる保育所（園）への巡回訪問により家庭への支援を行っていますが、巡回対象者の増加に伴い、就学に向けての支援体制の強化が必要です。
- ・健やかな成長・発育を促すための意識啓発や知識の普及も重要です。就学前児童保護者調査では、子育てに関して日常悩んでいること、または気になることについて、「子どもの食事や栄養に関すること」「子どもの発達・発育に関すること」が上位に入っており、子どもの適切な生活習慣や健康維持に関する情報提供の充実が求められています。
- ・小児期から思春期までの保健対策では、健康診断や予防接種による健康確保・増進に加えて、児童・生徒の心理面でのケアの重要性が高まっています。本市では、スクールカウンセラーを全校に配置しており、定期的な児童生徒及び保護者へのカウンセリングを継続しています。不登校などの問題に対しては、関係機関の連携が必要になるため、スクールソーシャルワーカーなどとの連携によりさらに効果的な活用を図ります。
- ・食事は、子どもの心身の健康・発達にとって重要な役割を果たします。また、大人になってから食習慣を改めることは難しいため、生涯にわたる健康を維持するためにも、子どものころからの適切な習慣づくりが求められます。
- ・小児医療体制は、安心した出産や子どもの健やかな育ちにとっての基盤となります。市内のどの地域に住んでいても、安心して必要な医療が受けられるよう、引き続き充実が求められます。

◆今後の方向性◆

- ・すべての子どもが健やかに成長・発育できるよう、乳幼児健診や訪問指導など事業内容の充実を図ります。
- ・病気や発達障がいへの早期発見に向けたチェック機能の強化を図るとともに、特別支援連携協議会相談支援チームとの連携や支援体制の強化に努めます。
- ・思春期の保健対策として、心理面でのケアの充実を推進します。
- ・子どものころから適切な食習慣を身につけ、共食の大切さを実感できるよう、幼稚園・保育所、子育て支援センター等での食育を一層推進します。
- ・中山間地域も含めた小児医療体制の充実に引き続き努めます。

◆具体的な施策◆

① 乳幼児期から小児期までの保健対策

基本方針1 健やかな育ちに向けた支援の推進		
施策	内容	担当課
新生児聴覚検査の助成	◎新生児の聴覚に関する異常の早期の発見と支援を図るため、新生児聴覚検査に係る費用のうち、2千円を限度として助成します。	子育て支援課
乳児健康診査の実施	◎乳児を対象とした、離乳食指導、計測、診察、保健指導、栄養指導や子育て相談等をブックスタート事業や歯科の小集団指導も取り入れて実施し、小児期からの生活習慣病予防、育児不安の軽減、事故予防、病気や障がいの早期発見、療育支援を推進します。 ◎県内外医療機関での公費負担による受診体制を整備し、引き続き乳児の健康づくりに努めます。 ◎産後うつ対策を通じた育児不安の軽減のための支援体制の強化を図ります。	子育て支援課
1歳6か月児健康診査の実施	◎1歳6か月児を対象とした、歯科健診、歯科指導、計測、診察、保健指導、栄養指導、子育て相談、発達相談等を行い、小児期からの生活習慣病予防、育児不安の軽減、事故予防、療育支援を推進します。 ◎健診後のフォロー体制として、2歳児チェックや養育訪問などの充実を図ります。	子育て支援課
3歳児健康診査の実施	◎3歳児を対象とした、歯科健診、歯科指導、計測、診察、保健指導、栄養指導、子育て相談、発達相談等を行い、小児期からの生活習慣病予防、育児不安の軽減、事故予防、療育支援を推進します。 ◎保健師への研修による発達チェックの技術向上や発達の専門員の確保・配置により、就学支援に向けた相談・助言ができる体制の充実を今後も図ります。	子育て支援課
フッ素塗布の実施	◎1歳から就学前の在宅児、保育所入所児童、幼稚園児を対象に年2回フッ素塗布を行い、むし歯予防を推進します。	子育て支援課

基本方針 1 健やかな育ちに向けた支援の推進		
施策	内容	担当課
訪問指導の実施	◎赤ちゃん訪問事業、養育支援訪問事業のほか必要者に乳幼児訪問を実施し、家庭での適切な養育の指導に努めます。 ◎産婦健診、産後ケア事業におけるスクリーニング体制の強化に努め、訪問指導につなげていきます。	子育て支援課
育児相談の実施	◎子育て世代包括支援センター、子育て支援センターや各支所での計画的な育児相談等を通じて、乳幼児の健康や食事、発育・発達、育児に関する相談に応じていきます。	子育て支援課
発達相談・支援の実施	◎支援の必要な子どもに対して、発達の専門医によるすこやか健診や相談員によるすこやか相談を月1回の実施に努めます。 ◎特別支援連携協議会相談支援チームによる全保育所・幼稚園への巡回訪問事業及び検討会を実施し、家庭への支援や関係機関との調整を図りながら家庭への支援を図っていきます。また、相談支援ファイルを活用した情報共有も行います。 ◎巡回対象者の増加にも対応できるよう、就学に向けての支援体制の強化を図ります。	子育て支援課 学校教育課
定期予防接種の実施	◎予防接種法に基づく定期予防接種を実施します。里帰り等により市外医療機関で接種をされた場合の接種費用償還払いの実施も行います。 ◎保護者に対してわかりやすい制度の周知を行うとともに、接種率向上のため接種勧奨に努めます。 ◎医療機関に対し情報提供を行うなど連携を図り、接種事故防止に努めるとともに、子どもの感染及び重症化予防、保護者の経済的負担軽減のため、予防接種法に基づかない任意予防接種費用助成事業を継続して実施します。	子育て支援課 健康医療対策課
乳幼児事故の予防指導	◎乳幼児の事故予防のパンフレットを配布し、知識の普及を行います。 ◎乳幼児健診において、随時事故予防の個別指導を実施していきます。	子育て支援課
子育て講演会・講習会の開催	◎子育て支援センターにて、子どもの発達、しつけ、病気、健康づくり等をテーマに、各種講座を毎月定期的に開催します。 ◎利用者参加型のワークショップも実施していきます。	子育て支援課

② 小児期から思春期までの保健対策

基本方針1 健やかな育ちに向けた支援の推進		
施策	内容	担当課
健康教育の実施	◎生活習慣病予防等、子どもの健康づくりをテーマにした講話等を子育て支援センター等で実施し、健康維持の重要性等についての意識の高揚を図ります。 ◎生活習慣・食生活習慣について実態を把握し、小児期からの生活習慣病予防の取組みを進めていきます。	子育て支援課 健康医療対策課
定期予防接種の実施 (※再掲)	◎予防接種法に基づく定期予防接種を実施します。里帰り等により市外医療機関で接種をされた場合の接種費用償還払いの実施も行います。 ◎保護者に対してわかりやすい制度の周知を行うとともに、接種率向上のため接種勧奨に努めます。 ◎医療機関に対し情報提供を行うなど連携を図り、接種事故防止に努めるとともに、子どもの感染及び重症化予防、保護者の経済的負担軽減のため、予防接種法に基づかない任意予防接種費用助成事業を継続して実施します。	子育て支援課 健康医療対策課
児童生徒健康診断の実施	◎内科・歯科・眼科・耳鼻科検診、心電図検査等の定期健診や生活習慣病予防のための血液検査を実施し、児童生徒の健康の保持・増進を図ります。	学校教育課
歯の健康の推進	◎むし歯予防の推進のため、学校でのフッ素洗口の実施について、関係者による協議を行います。	子育て支援課 学校教育課
健康に対する正しい知識の普及	◎性教育をはじめ、喫煙、飲酒、薬物乱用の禁止等の保健教育について、児童生徒が主体的に問題を解決する力が身につくよう、健康に対する正しい知識の普及を推進します。また、健康な生活習慣についての学習やがん検診の重要性等の啓発も進めます。 ◎がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識をもてるよう、がん教育の実践に向けて研修などの取組みを進めます。 ◎養護教諭を中心に児童生徒の成長に応じた学習の年間計画を定め、取組みを進めています。また、市からの講師派遣など外部講師による講演会や出前授業等を行います。保護者や地域にも授業を公開する機会をもちながら、一層の啓発を進めます。 ◎口腔衛生の正しい知識を身につけ、むし歯・歯周病予防を推進します。	健康医療対策課 学校教育課
教育相談員の設置	◎教育相談員は、児童生徒や保護者の相談に応じ、必要に応じて関係機関等と連携を図りながら対応に努めており、引き続き相談業務を推進します。	学校教育課

基本方針 1 健やかな育ちに向けた支援の推進		
施策	内容	担当課
スクールカウンセラーの配置	◎児童生徒の不登校、いじめ、その他の問題行動の未然防止や早期発見、早期解決に向けて、親や教師だけでは受け止めることのできない心の問題を支援するために、児童生徒の心理に豊富な知識と経験を有するスクールカウンセラー※¹を引き続き配置していきます。また、スクールカウンセラーだけでなく、スクールソーシャルワーカー※²などとも連携を図りながら、さらに効果的な取り組みを進めます。 ※1 スクールカウンセラー：児童生徒との面談を主に行います。また、保護者からの子育ての悩みや教員からの指導方法に関する相談にも応じています。そして、児童生徒の心理に関する校内研修会の講師を行うこともあります。 ※2 スクールソーシャルワーカー：対象児童生徒、保護者、教員等との面談や情報提供を行います。そこから得た情報をもとに関係機関と連携して支援をします。そして、校内研修会で事例紹介等の講師を行うこともあります。	学校教育課
いじめ・非行等への対応（スクールソーシャルワーカー）	◎いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っている場合があります。教育分野の知識に加えて社会福祉等の知識を活用し、問題を抱える児童生徒に対し、環境への働きかけや、関係機関のネットワークを活用して支援を行うスクールソーシャルワーカーを引き続き配置していきます。	学校教育課
不登校児童生徒教育支援センター	◎心や体そして家庭的な問題等から学校への不適應を起こした児童・生徒に対して、学校への復帰を応援する施設及び心の居場所として引き続き、教育支援センター「山びこ学級」を開設します。同センターでは、小集団での学習指導、体験的活動、対象児童生徒や保護者との面談を通して学校や社会への適應を図ります。 ◎利用者等の増加に対応するため、指導員の確保や、設備、備品の整備を進めます。	学校教育課

③ 「食育」の推進

基本方針1 健やかな育ちに向けた支援の推進		
施策	内容	担当課
食育の推進	◎子育て支援センターでの相談や乳幼児健診時に食育アドバイスをを行うとともに、アレルギーや食に関する悩みをテーマにした教室や料理教室を引き続き開催します。 ◎市内保育所、幼稚園等に通う年中児と小・中学生に対して実施した「生活習慣・食生活に関するアンケート調査」の結果を今後の事業展開に活用するとともに、保護者を対象に出前講座を実施します。 ◎学校給食を通じた食育の推進に努めます。また、地元産品活用割合調査においては、70%を維持するよう努めます。	子育て支援課 健康医療対策課 教育総務課
食育の推進体制の整備	◎食育推進ネットワーク会議の関係機関と連携して、『食育推進計画』に沿った取組みを推進します。 ◎「食育フェスタ in 浜田」を継続して開催します。	健康医療対策課
食生活改善推進協議会活動の推進	◎食生活改善推進員の役割は重要であるため、食生活改善推進員養成講座を継続して開催し、食育推進のため地域で活動するボランティアの育成や再教育等を実施します。また、食育研修を各支部で実施し、地域での食育活動を推進します。 ◎小児期からの生活習慣病の予防に向けた活動として、保育所での親子クッキング、放課後児童クラブでのおやつ作り、小中学校での調理実習等を今後も継続して実施します。	健康医療対策課

④ 小児医療体制の充実

基本方針1 健やかな育ちに向けた支援の推進		
施策	内容	担当課
小児医療体制の整備	◎小児救急体制の充実に向けて、関係機関と協議を継続するとともに、小児救急体制がスムーズに機能するよう、受診者への細やかな情報提供と医療機関のかかり方についての啓発活動を積極的行います。 ◎国保診療所の各医師が連携することにより、今後も中山間地域の小児医療の充実を図ります。 ◎今後も休日応急診療所を開設し、日曜・祝日の診療体制を継続します。	健康医療対策課

基本方針 2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進

◆現状と課題◆

- ・ 公立幼稚園の利用定員充足状況は平成 30 年度実績で 52%であり、就学前児童調査において「公立幼稚園」の利用を希望すると回答した方も 6.1%に留まっているため、公立幼稚園のあり方を検討する必要があります。
- ・ 就学後の学校教育については、学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させるなど、地域に開かれた、地域とともにある学校づくりが全国的に進められています。
- ・ 国では、「新・放課後子ども総合プラン」により、放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携し、すべての児童が安全に、また安心して放課後の時間を過ごし、多様な体験や経験のできる居場所づくりを進めています。
- ・ 就学前児童調査、小学生児童調査ともに、子どもに特に身につけてほしい力や大切にしてほしいと思うことについて、「あいさつや礼儀、社会的マナーを身につけること」「人との関わりを大切にし、コミュニケーション能力を身につけること」「友達や身近な人と親しみ、関わること」「他者を尊重し、思いやりを持つこと」が上位となっています。
- ・ 平成 28 年 3 月に学校支援、放課後・休日支援や家庭教育支援を包括した「はまだっ子共育プロジェクト」を立ち上げました。中学校区ごとにネットワーク会議を実施し、学校・家庭・地域の連携・協働による活動を進めています。
- ・ 発達障がい等の子どもの生活のしづらさや発達の遅れについて、保護者の受容が困難なために早期に必要なサービスにつなげられないケースがみられており、課題となっています。発達障がい等に対する適切な理解と認知を広げることが必要となっています。
- ・ 発達障がい等の子どもの生活のしづらさや発達の遅れを早期に発見するため、乳幼児健診でのスクリーニングを行っています。また、発達障がい等の子どもに対する家族対応力の向上を支援するペアレントトレーニングなどの保護者への支援も行っています。また、子育て世代包括支援センターでの相談しやすい体制づくりを進めています。
- ・ 特別教育支援体制については、特別支援連携協議会相談支援チームによって、保育所・幼稚園・学校等への訪問・相談支援等を実施しています。また、教員や保育士に対する研修会において、相談支援ファイルの役割や活用の説明を行い、普及啓発と利用促進を図っています。巡回対象者の増加に伴い、就学に向けての支援体制の強化が求められています。
- ・ 子どもたちに対し、「次世代の親の育成」という観点からの取組みも求められます。自分が親となる前に子どもとふれあう機会をもつことで、子育てがイメージでき、親となった際の子育て不安や抵抗感を和らげることに繋がると指摘されています。

◆今後の方向性◆

- ・“自分やみんなを大切にする心”を育むために、他者との関わりあいの場を創出し子どもたちの主体的な活動ができるよう、学校・家庭・地域の連携・協働による取組みを進めます。
- ・公立幼稚園に通う園児の教育環境の充実を図るため、統合の検討を進めます。
- ・公民館活動や地域の人材を活用した学校支援地域本部事業の推進を図り、地域に開かれた学校づくりを推進します。
- ・新・放課後子ども総合プランやふるさと郷育の推進、地域と連携した子どもの居場所づくりにより、地域住民との交流や様々な体験活動の機会を提供し、ふるさとを愛し他者を大切に子どもを育成します。
- ・発達障がい等に関して市全体で理解を広げ、関係部局、関係機関との連携により必要な支援につなげるとともに、相談しやすい支援体制の整備を図ります。
- ・子どもたちが乳幼児とふれあい、その保護者の話を聞く機会を設け、命の大切さや将来を考えるきっかけを提供します。

◆具体的な施策◆

① 学校の教育環境の整備

基本方針2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進		
施策	内容	担当課
幼児期教育の充実	◎家庭や地域との連携を深め、子どもたちが遊びや集団生活を通して健やかな成長・発育ができるよう、発達段階に応じた幼児教育の充実を図ります。 ◎平成30年度子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の結果を踏まえ、教育環境の充実を図るため、公立幼稚園の統合を検討します。 ◎幼児教育の質の向上に向けた実践研究と人材育成を推進するため、幼児教育アドバイザーの設置を検討します。	教育総務課 (子育て支援課)
「生きる力」の育成	◎心身の発達段階に応じたきめ細かな指導体制を確立し、義務教育9年間を見据えた教育活動を通して、児童・生徒の基礎学力の向上を図りつつ、社会性・人間性豊かな児童・生徒を育成するために、小中連携教育を推進します。また、各中学校区(9校)をブロックとして、地域や学校の実態に応じた小中連携教育の取組みを推進します。 ◎児童・生徒の生活習慣、学習習慣の改善のために、家庭、地域との連携をさらに強化します。	学校教育課

基本方針２ 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進		
施策	内容	担当課
C I R（国際交流員） 及びA L T（外国語指導助手）の派遣	◎国際理解を深める力を育成することを目的に、国際交流員や外国語指導助手の幼稚園や保育所、学校等への派遣を通して、地域の国際交流の進展、国際相互理解の増進、国際化の促進を図ります。小学校では新学習指導要領への対応を図るとともに、中学校では英語教育の充実を図ります。	観光交流課 （C I R） 学校教育課 （A L T）
健やかな身体の育成	◎子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができるよう、外部指導者の活用や地域の連携を促進し、学校におけるスポーツ環境の充実と健やかな身体の育成を図ります。	学校教育課
地域に開かれた 学校づくり	◎「しまね教育ウィーク」にあわせて、保護者だけでなく地域住民の参観授業を行っています。また、学校だよりを地域に配布し情報提供に努めるなど、学校の教育情報を保護者や地域へ提供するとともに、公開授業や学校行事の公開により、地域に開かれた学校づくりを推進します。なお、実施にあたっては、安全性に十分配慮します。 ◎地域の環境、伝統文化等を生かした教育を推進し、特色ある学校づくりに努めるとともに、地域住民等に学校評議員を委嘱し地域との連携を深めるなどの取組みを推進します。 ◎学校と地域社会が目標やビジョンを共有し、協働しながら、子どもも大人も共に高まりあい、つながりのある魅力あふれる地域を創生する取組みを推進します。 ◎公民館を核として、地域の人材を活用した学校支援活動に取組み、学習内容の充実や地域住民との交流を推進します。	学校教育課 生涯学習課
学校開放の実施	◎学校教育の支障のない範囲において学校施設を開放し、住民の健康増進・体力の向上、生涯のスポーツ振興、文化活動の推進に努めます。	生涯学習課
ふるさと郷育 推進事業	◎浜田市ふるさとの郷育推進計画を策定し、学校に対してふるさと再発見のメニュー等を提供し、ふるさとを大切にする子どもの育成に努めます。 ①「浜田市の人物読本」の活用 ②ふるさと再発見事業 ③ふるさと教育推進事業（県） ④自然体験活動の推進 ⑤つなぐ・つながる事業 （親子・三世代交流事業、通学合宿支援事業） ⑥学校支援・放課後支援・家庭教育支援事業 ◎各中学校区にエリアコーディネーターを配置し、地域学校協働会議を実施します。	生涯学習課

② 遊びや体験活動を通じた健全育成の推進

基本方針2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進		
施策	内容	担当課
放課後児童クラブの充実	◎放課後、仕事等で保護者のいない小学校児童の健全育成を図ります。 ◎放課後児童クラブ利用者は年々増加しており、今後も引き続き保護者の就労支援のために受け入れ体制の整備を図ります。 ◎施設の拡充と指導員の研修育成を図ります。 (※目標事業量など詳細は「第4章 4」に記載) ◎放課後児童クラブの質の向上の観点から、民間委託を進めます。	子育て支援課
子どもが主体的に行う遊びやボランティア活動・体験活動の推進	◎子どもがボランティアや体験活動に積極的に参加し、自発的に工夫しながら取組むことを通じて、豊かな人間性やたくましく生きる力を育ていけるよう、機会の提供やのびのびと活動できる環境づくりを進めていきます。 ◎公民館が中核となって学校・家庭・地域が連携しながら、子どもの主体的で多様な体験活動を推進します。	生涯学習課
新・放課後子ども総合プランの充実	◎放課後や休日等において、学校、家庭、地域の連携・協働による子どもを育む地域活動や地域ぐるみでの子どもの育成を支援します。 ◎中学校区ごとに地域学校協働会議を組織し、学校・家庭・地域の連携・協働による子どもを育む地域活動についての研修などを行います。 ◎児童の放課後や休日の過ごし方、放課後支援のニーズを把握し、その実態やニーズに即した放課後子ども教室の設置や増設を検討します。 ◎すべての子どもたちが放課後を安全安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう公民館が中心となりコーディネートを行います。 ◎放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な、または連携による実施に取り組めます。 (※目標事業量など詳細は「第4章 4」に記載)	生涯学習課
文化活動の充実	◎小中学生を対象に優れた芸術を鑑賞する機会として「スクールコンサート事業」を実施しています。今後も引き続き鑑賞機会を提供し、芸術文化意識の高揚を図ります。	文化振興課
スポーツ活動の充実	◎『スポーツ都市宣言』の精神を尊重し、スポーツに親しめることができるスポーツ・レクリエーション活動を推進します。 ◎スポーツ少年団の活動を推進することで青少年の健全育成を図ります。	生涯学習課
スポーツ推進委員による活動促進	◎スポーツ推進委員により、スポーツ団体や地域との連携を図り、親子で楽しめるスポーツ・レクリエーション活動を促進します。	生涯学習課

基本方針 2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進		
施策	内容	担当課
各種講座の開催	◎公民館を核に生涯学習、社会教育を推進します。また、地域で子どもを育む体制の構築を図り、多様で持続可能な活動となるよう取り組みを推進します。	生涯学習課
子ども会の活動支援	◎子ども会の組織化や活発な子ども会活動が展開されるよう、今後も継続して支援を行います。	青少年サポートセンター
学校支援 ボランティアの充実	◎地域学校協働活動を通して公民館職員や地域学校協働活動推進員が学校等に対しボランティアの派遣を行います。派遣においては、事前に学習のねらいや子どもたちに身につけさせたい力等を学校と共有できるようコーディネートします。また、公民館職員や地域学校協働活動推進員がボランティアのスキルアップのため、各中学校区においてボランティアの集い等を実施し、ボランティアの育成を図ります。	生涯学習課
自然環境についての 啓発	◎環境省や島根県等と連携しながら、必要に応じて主体的に発信したり、自然環境に関するポスター掲示やパンフレットの配布など、関係機関の配布物の共有に努めます。 ◎小学校の長期休業期間を利用して、自身の生活環境を通じた地球環境に関するE S D学習に取り組みます。	環境課



「わくわくタイム」

③ 障がい児施策の充実

基本方針 2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進		
施策	内容	担当課
早期発見と相談の充実	◎子育てについて何でも安心して相談できるような窓口の整備に努めていきます。 ◎子どもの発達の遅れを早期に発見するとともに関係機関への紹介など連携をとりながら、親の不安解消のための各種相談事業を実施していきます。 ◎県の1歳6か月児健康診査マニュアルの活用を含め、健診の質の向上を図ります。 ◎乳幼児期から小学校まで継続的な支援が実施されるよう、関係機関の連携を進めます。	子育て支援課
地域における自立支援の充実	◎「障害者総合支援法」に基づき、各種サービスが適切に利用できるよう関係機関との連携による支援の充実を図ります。また、障がいのある子どもが地域社会の様々な場に参加し、地域社会と共に育つよう自立支援に努めます。 ◎放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援事業所が市内に複数か所開設されました。引き続き体制整備に努めるとともに、関係機関との情報交換や、研修会の実施に努めます。	地域福祉課
特別支援教育体制の整備	◎特別支援連携協議会において、家庭への支援や関係機関との調整・支援を実施するとともに、総合的な支援体制を構築していきます。また、相談支援チームにより、幼稚園・保育所（園）・学校等への訪問や相談支援等を引き続き実施するとともに、自立支援協議会などとの連携についても検討を進めます。 ◎相談支援ファイルの普及啓発と利用促進を図ります。	学校教育課
小中学校の就学支援	◎特別支援学級就学児童生徒の保護者の負担軽減のため、学用品、通学費、給食費等について支援を行います。	学校教育課
特別児童扶養手当、障害児福祉手当の支給	◎20歳未満で重度の障がいのある児童の生活の向上に寄与するため、養育者に特別児童扶養手当を支給します（所得制限があります）。 ◎20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする児童に、障害児福祉手当を支給します（所得制限があります）。 （※ただし、いずれも施設入所している場合は支給しません）	地域福祉課

基本方針 2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進		
施策	内容	担当課
障がい児保育の充実	◎保育の必要な障がい児を健常児とともに集団保育することにより、当該障がい児の福祉の増進を図ります。 ◎市内全保育所（園）で対応しており、実際に障がい児を受け入れている保育所（園）に対し支援を行い、充実に努めます。 ◎障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所（園）等を 2 週間に 1 回程度訪問し、障がいのある子どもや保育所（園）等のスタッフに対し、障がいのある子どもが集団生活に適応するための専門的な支援を行います。	子育て支援課 地域福祉課

④ 次代の親の育成

基本方針 2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進		
施策	内容	担当課
乳幼児とふれあう場づくりの推進	◎学校教育の授業や総合学習の取り組みを通して、中高生が子育て支援センターや保育所（園）に訪問するなど、乳幼児との交流を図ります。 ◎NPO団体等と連携し、小中高大学生が乳幼児とふれあう機会や子育て中の保護者から子育てについて話を聞く場を提供します。	子育て支援課
子どもを生み育てることに関する学習の充実	◎行政及び民間の子育て支援団体からなるヤングサポーター育成チームの活動や教育委員会と連携した事業により、将来、親となるために必要な母性や父性の理解、幼児に対するあたたかい感情や関心を養うための学習及び意識の啓発を行っていきます。また、より多くの中高生に対して啓発できるような体制づくりに向けて検討を進めます。	子育て支援課

基本目標 2

家庭～喜びを感じられる、ゆとりのある子育てを支えます～

基本方針 1 保護者の健康と児童虐待防止への取組み

◆現状と課題◆

- ・妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援の充実が求められています。母子健康手帳の交付や乳幼児全戸訪問等（平成 30 年度実施率 97.6%）の充実により、母親の不安感や孤立感を和らげる取組みが求められます。
- ・母子保健手帳交付や乳幼児全戸訪問といった、妊産婦や出産後間もない母親と接触のできる機会を活用し、子育てに関する必要な情報提供を行うとともに、適切なサービス提供に結びつけることも大切です。
- ・国では、21 世紀の母子保健の主要な取組みを提示するビジョンである「健やか親子 21（第 2 次）」を平成 27 年度から開始し、基本的な方向性や目標数値、具体的な取組内容について検討が行われています。そこでは、「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」と「妊娠期からの児童虐待防止対策」が重点課題として掲げられています。
- ・近年、保護者の経済的困窮、社会的孤立、養育力の低下、ひとり親家庭の増加等、子どもを取り巻く社会・家庭環境が多様化、複雑化してきており、児童虐待等により社会的養護を必要とする子どもが増加しています。
- ・国では、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律が改正され、発生予防から自立支援までの一連の対策のさらなる強化や児童虐待の発生予防・早期発見のための取組み、体罰によらない子育て等が進められています。
- ・就学前児童保護者調査では、子どもをしつけとしてたたいたりすることについて、「時には必要と思う」が 62.6%となっています。また、児童虐待に関する相談窓口が浜田市の子育て支援課か児童相談所であることを「知らない」と回答した方は 31.9%となっています。
- ・虐待を防止するためには、予防と早期発見、そして早期対応が大切です。要保護児童対策地域協議会等を活用した支援の必要な家庭の把握や早期発見に向けた見守り体制の整備、発見後の適切かつ迅速な対応を、一層強化することが求められます。
- ・本市では子ども虐待防止マニュアルを作成し、関係機関との役割分担など相互連携の強化を図っています。引き続き、関係機関との連携強化を図るとともに、子ども家庭総合支援拠点の整備について検討を進める必要があります。

◆今後の方向性◆

- ・ 妊娠期や産後の母親の不安感や孤立感を和らげるために、相談機能の充実や仲間づくりの促進を図ります。
- ・ 保護者の健康づくりに関する情報の提供に努めるとともに、低体重児増加の要因となる妊娠中のやせや喫煙の改善等の情報提供をします。
- ・ 子育てに関する情報提供を様々な機会を活用して実施し、適切なサービス提供に結びつけます。
- ・ 養育支援の必要な家庭を早期に把握し、継続的な支援につなげるとともに、虐待予防・早期発見・早期対応に向け、要保護児童対策地域協議会等を活用し関係機関の連携を強化します。
- ・ 子どもの立場や子どもの気持ちを一番に踏まえ、児童虐待が子どもに与える悪影響を周知するなど、児童虐待防止に向けた啓発を推進します。

◆具体的な施策◆

① 妊娠・出産・育児期の支援

基本方針1 保護者の健康と児童虐待防止への取組み		
施策	内容	担当課
妊娠届 母子健康手帳の交付	◎妊娠届出時に、妊娠・出産・育児に関する不安を把握し、必要な情報やサービスを提供します。	子育て支援課
ママパパ学級の実施 (妊婦教室)	◎妊婦とその家族を対象に、妊娠中の生活、栄養、歯科保健、分娩の経過、母乳等について、医療機関と役割分担し、実施していきます。初産の方の参加も多いため、産後のイメージがしやすい企画を検討していきます。 ◎妊娠中の生活・出産・育児に関する知識の提供や、妊婦同士の仲間づくりを図ることにより不安の軽減を図ります。	子育て支援課
妊産婦訪問指導・乳幼児全戸訪問の実施 (赤ちゃん訪問事業)	◎赤ちゃん訪問事業では、生後4か月以内の乳児のいる原則すべての家庭を訪問し、子どもの健康管理や保護者の育児不安の軽減を図ります。 ◎子育て世代包括支援センターの機能強化を図り、子育ての孤立化を防ぐとともに、子育てに関する必要な情報提供を行い、適切なサービス提供に結びつけ、子どもの健やかな育成を図ります。また、仲間づくりや自主活動へもつなげていきます。 (※目標事業量など詳細は「第4章 4」に記載)	子育て支援課
養育支援訪問の実施	◎赤ちゃん訪問事業で把握した、養育の困難な家庭や保護者への支援者がいないケースに対し、継続的な訪問や家事援助を実施します。 ◎育てにくさを感じる親に寄り添う事業として、あそびの広場や低体重児の会などの事業を実施します。 (※目標事業量など詳細は「第4章 4」に記載)	子育て支援課

基本方針１ 保護者の健康と児童虐待防止への取組み		
施策	内容	担当課
産前産後の日常生活への支援	◎産前・産後の家事支援のために、産前産後家事支援サポーター派遣事業を実施しており、特に援助が必要な世帯に家事の支援を行います。	子育て支援課
保護者の健康づくりへの支援	◎１歳６か月児健康診査で保護者歯科健診を実施するほか、赤ちゃん訪問や乳幼児健診等でがん検診や保護者の健康づくりに関する情報の提供を行います。 ◎不安の強い保護者を対象としたカウンセラーによる相談を実施します。	子育て支援課
妊婦一般健康診査の公費負担	◎医療機関での健診（１４回）を公費負担します。 ◎多胎妊娠の場合の公費負担拡充について、実施の有無も含めて検討します。	子育て支援課
産婦健康診査の公費負担	◎産後間もない母親のこころとからだの健康保持や産後うつ病の予防等を図ることを目的とした出産後の切れ目ない支援のため、産婦健康診査の費用を公費負担します。	子育て支援課
産後ケア利用費用の助成	◎心身のケアや育児のサポートが必要なケースに対し、産後ケア事業を紹介し、その利用費用の一部を助成します。	子育て支援課
妊婦歯科健康診査の公費負担	◎妊婦の口腔衛生の向上を図り、妊娠中や産後の健康づくりを支援するため、妊婦歯科健康診査の費用を交付負担します。	子育て支援課
出生届時・転入時のサービス紹介	◎出生届時や転入時において、子育て情報誌等を配布し、必要な手続きや利用できるサービス・予防接種等の紹介をしていきます。あわせて母子の状況把握に努め、必要な支援を提供していきます。 ◎窓口へ来庁される機会をとらえての情報提供に加え、来庁していない場合は個別に対応するように努めます。	子育て支援課
不妊治療費等の助成	◎保険適用の不妊治療及び検査、人工授精の費用のうち、１年間に８万円を限度として３期まで助成します。 ◎採卵準備のための投薬の開始から体外受精または顕微授精を行うまでの不妊治療の費用のうち、７万５千円を限度として６回まで助成します。 ◎２回以上の流産または死産を繰り返す症状の治療の費用のうち５万円を限度として助成します。 ◎金銭面での助成のみならず、精神面のフォローにも力を入れていきます。	子育て支援課

② 児童虐待防止対策の充実

基本方針１ 保護者の健康と児童虐待防止への取組み		
施策	内容	担当課
要保護児童対策地域協議会の設置	◎児童相談所など各関係機関により構成される要保護児童対策地域協議会において、関係機関の円滑な連携・協力により要保護児童への支援を行います。 ◎要保護児童対策地域協議会では、要保護児童等の適切な保護を図るための情報交換や、緊急時の対応、個人情報の取り扱い等に関する研修会、支援内容の協議を行い、実態の把握や虐待の予防に努めます。そのため、協議会を代表者会議、実務者会議、ケース会議の三層構造として、状況に応じた会議の開催を行っていきます。	子育て支援課
子ども家庭総合支援拠点の設置	◎子どもの最善の利益を念頭に、子どもとその家庭、妊産婦等の実情の把握を行うとともに、子育てに関する一般的な相談から専門的な相談の対応、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務等を行い、子育てに問題を抱える家庭への相談支援（実情の把握、情報提供、調査、指導、関係機関との連絡調整）を一体的に担うための機能を有する「子ども家庭総合支援拠点」の設置を進めます。	子育て支援課
虐待の早期発見と予防	◎妊娠期から医療機関ほか関係機関との連携を強化し、早期発見・早期支援に努めます。 ◎虐待予防と早期発見の観点からも、赤ちゃん訪問事業や幼稚園・保育所（園）への巡回訪問、乳幼児健診等を継続して実施します。 ◎教育委員会や学校との連携を強化するとともに、子どもの視点に立ち、早期発見・早期支援に努めます。 ◎虐待への関心を高めるため早期発見と予防について広報やホームページ等で広く周知するとともに、児童虐待防止月間に合わせて各地域で開催されるイベント等で啓発活動を行い、住民の関心を喚起し、通告義務の周知を図ります。	子育て支援課
子ども虐待防止マニュアルの活用	◎地域における児童虐待防止機能の向上をめざし、要保護児童対策地域協議会において、関係機関が連携し家庭への適切かつ迅速な対応を行うために、子ども虐待防止マニュアルの活用と児童虐待防止の普及を促進していきます。 ◎子ども虐待防止マニュアルを関係機関に配布して、学校、地域、企業、団体、市民グループ、行政等の相互連携を強化します。	子育て支援課
組織づくりとネットワークの構築	◎講演会や研修等により地域で活動する指導者を養成するとともに、公民館活動や生き生き楽習講座による人権教育や啓発活動を推進します。	子育て支援課 人権同和教育啓発センター

基本方針１ 保護者の健康と児童虐待防止への取組み		
施策	内容	担当課
相談体制の充実	◎子育て支援課では、虐待、養育相談のほか、女性相談、男性相談やDVに関する相談等、家庭と子育てに関する相談窓口を一本化して対応します。 ◎人権擁護委員や民生児童委員等の関係機関と連携を図り、相談窓口を充実します。	子育て支援課 人権同和教育 啓発センター
人権教育の推進	◎図書やDVD等の学習資料を充実し、あらゆる機会において人権・同和教育を推進します。	人権同和教育 啓発センター
里親制度の啓発	◎社会的養護の中で大きな役割を果たす里親の制度について、広報やホームページなどで制度の周知啓発を図ります。	子育て支援課

基本方針 2 家庭の教育力向上と相談体制の充実

◆現状と課題◆

- ・核家族化や地域のつながりの希薄化等により、保護者が子どもとの関わり方を学ぶ機会の減少や、保護者の孤立化が問題視されています。
- ・就学前児童保護者調査では、「基本的な学力」や「基本的な生活習慣」、「社会的ルールや礼儀作法」「自己肯定感（自尊感情）」について、これらを子どもたちに育んでいく役目を家庭が担うべきとする回答が 85%～95%となっています。保護者が子育てや家庭教育を学習する機会や保護者同士で子育てに関する悩み事や不安を共有し、子どもへの関わり方を学ぶ機会等、家庭の教育力向上に向けた取組みの充実が求められます。
- ・保護者が子育てに関して気軽に相談できる先としては、就学前児童保護者調査では「配偶者・パートナー」が83.4%、「祖父母等の親族」が74.0%、「友人や知人」が59.8%と高い割合を占めています。また、「幼稚園・保育所（園）・認定こども園」が41.5%となっており、保育所利用者にとっては身近な相談先として認知されています。一方で、「相談できる人はいない」と回答した人が1.0%あり、こうした人に対する支援が課題となっています。
- ・保護者の悩みごとや気になることでは「子どもを叱りすぎているような気がする」「子どもとの時間を十分にとれないこと」の割合がアンケート調査で高くなっているほか、就学前児童保護者では「子どもの食事や栄養に関すること」「子どもにかかる費用などの経済的なこと」「仕事と子育ての両立が難しいこと」が、小学生保護者では「子どもの教育に関すること」「子どもの友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」が上位となっています。
- ・本市では、平成29年度に乳幼児期に特化した家庭教育支援プログラムを開発し、県が推進する親学プログラムと合わせて、浜田市版家庭教育支援プログラム「HOOP！（浜田親子共育応援プログラム）」を構築しました。家庭教育支援として親の学びの場を提供しており、子どもたちの自尊感情の育成についてアドバイザーからの専門的な助言や、ワークショップを組み合わせたプログラムを行っています。
- ・子育て世代包括支援センターや子育て支援センターにおける相談機能を充実することに加え、身近な相談先のない保護者に対しては母子保健手帳交付時や乳幼児全戸訪問、乳幼児健診等の接触機会における相談体制の充実が特に求められます。また、個々の保護者の状況を関係機関で共有するなど、連携した支援も必要です。

◆今後の方向性◆

- ・HOOP！の拡充により、家庭教育に関する学習機会や親同士の交流を図ります。
- ・子育て世代包括支援センターや子育て支援センターにおける相談機能の充実と、乳幼児全戸訪問等を活用した個々の保護者の状況把握に努めます。

◆具体的な施策◆

① 家庭における教育力の向上

基本方針2 家庭の教育力向上と相談体制の充実		
施策	内容	担当課
家庭教育に関する学習機会の充実	◎日々の事業や行事を通して、親が子どもを育てることの社会的意義を学ぶとともに、子育てのノウハウや情報提供を行い、また地域ボランティアとの交流を図り、地域における家庭での子育て支援を図ります。	子育て支援課
子育て講座の開催	◎子育てや病気に関することなど、幅広い内容で研修会や講座を実施し、子育て家庭へ情報提供を図ります。	子育て支援課
家庭教育に関する相談体制の整備	◎子育て支援センターや青少年サポートはまだと連携し、子育てや家庭教育の不安や悩み等の緩和・解消に努めるため、専門職の配置により相談体制を整備します。	子育て支援課
HOOP！（浜田親子共育応援プログラム）の推進	◎家庭教育に関する学習機会、親同士の交流を図るために、HOOP！（浜田親子共育応援プログラム）を拡充します。	生涯学習課
家庭教育支援チームの組織化	◎家庭教育支援チームがHOOP！の拡充に努めるとともに公民館単位や小中学校区単位で家庭教育支援チームを組織化し、地域ぐるみで家庭教育を支援します。 ◎小学校や中学校でのHOOP！の活用を促し、親の学びの機会を提供するよう努めるとともに、モデルとなる家庭教育支援チームの設置を目指します。	生涯学習課
うちどく家読の推進	◎家族の心の絆を深め豊かな心を育てるために関係機関と連携し家庭での読書を推進します。	生涯学習課
地域ぐるみの家庭教育支援	◎親子や三世代での参加型行事や体験活動等のプログラムを展開するとともに、親世代の参画を促すよう努めます。	生涯学習課



「すくすく講座」

② 相談支援体制の充実

基本方針 2 家庭の教育力向上と相談体制の充実		
施策名	施策内容	担当課
子育て世代包括支援センター等の相談・情報提供体制の整備・充実	◎子育て世代包括支援センターや子育て支援センター等における相談や情報提供の機能の充実を図ります。 ◎保健師や保育士、助産師や栄養士が専門的な立場で、子育て中の親や子どもの相談等にあたります。相談内容も専門的なものから保護者自身の悩み等幅広く対応していきます。 ◎相談対応能力の向上のための職員研修や、心の相談に対応するための専門カウンセリングによる相談、また、家庭での支援に繋げるための養育支援訪問を引き続き行います。	子育て支援課
青少年サポートはまだの相談・支援体制の整備	◎様々な悩みを抱える子どもや若者、保護者等の相談を青少年サポートセンターに設置した青少年サポートはまだで受け付けます。また、相談内容に応じて学校や専門機関等と連携を図り解決に向けて支援します。	青少年サポートセンター

基本方針 3 保育サービスの充実

◆現状と課題◆

- ・国では、女性の就業率 80%に対応した教育・保育の受け皿の確保が進められています。平成 27 年の国勢調査の結果では、本市の 20 歳代後半の女性の就業率は 83.4%となっています。教育・保育ニーズへの対応として、今後も教育・保育施設の整備や保育士等の人材の確保に取り組むとともに、こうした状況を背景とした保育ニーズの高まりに対し、通常保育事業の質の向上や延長保育、病児・病後児保育、一時預かりといった保育サービスの充実を今後も進める必要があります。
- ・令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化が開始され、収入に関わらず無償化の対象となる 3 歳から 5 歳児を中心に、保護者の働き方や幼児教育・保育への関心から、教育・保育ニーズはますます多様化することが考えられます。
- ・就学前児童調査では、お子さんを平日に預ける施設やサービスを選ぶ際に重視する点について、「職員の方の子どもへの接し方がよいこと」「施設・設備が清潔で整っていること」が上位 5 位内に入っており、認定こども園、保育所（園）、幼稚園等における質の高い教育・保育への期待がうかがえます。
- ・子育て支援団体へのヒアリング調査では、市の子育てや子どもが育つ環境について、問題点・課題と感じていることについて、「認定こども園や小学校などの子どもの教育の質」が最も件数が多くなっています。
- ・通常保育事業や保育サービスの充実にあたっては、一人ひとりの子どもの育ちに目を向け、「子どもの最善の利益」を実現できるよう、職員配置の改善や研修の充実、小学校との接続の改善等、質的な向上を図る必要があります。

◆今後の方向性◆

- ・認可保育所や認定こども園における通常保育事業の充実に引き続き努めます。
- ・保護者の多様な就労状況や子育てを取り巻く状況に対応できるよう、病児・病後児保育事業の整備を図るとともに、やファミリー・サポート・センター事業など体制の充実を図ります。
- ・一人ひとりの子どもの育ちに目を向けた、保育の質の向上を図ります。

◆具体的な施策◆

① 保育サービスの充実

基本方針3 保育サービスの充実		
施策	内容	担当課
通常保育の充実	◎保育施設の整備に取り組むとともに、経年劣化を理由とする施設改修を進めます。 ◎今後も希望の保育所（園）への入所ができるよう適正規模・適正配置に努めます。 （※目標事業量など詳細は「第4章 3」に記載）	子育て支援課
延長保育の実施	◎通常の開所時間（11 時間）を超えて児童を保育します。 ◎利用者のニーズに対応した実施を図ります。 （※目標事業量など詳細は「第4章 4」に記載）	子育て支援課
休日保育の実施	◎保護者の多様な就労等により、休日の保育ニーズに応えるため、今後も継続して実施します。	子育て支援課
病児・病後児保育の充実	◎病気回復期にある児童を、市役所内にある専用スペースで一時的に預かります。 ◎病児保育の早期開設について、各医療機関等に事業実施意向調査を行う等の取組みを進めます。 （※目標事業量など詳細は「第4章 4」に記載）	子育て支援課
無償化対象となる一時保育（預かり）の充実	◎就労の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急保育、保護者のリフレッシュ等を目的とした一時的に預かる保育事業であり、引き続き充実に努めます。 （※目標事業量など詳細は「第4章 4」に記載）	子育て支援課
短期入所生活援助（トワイライトステイ、ショートステイ）の実施	◎保護者が病気になった場合等に、児童福祉施設等において短期間（1 週間程度）児童を預かる「ショートステイ」については、令和元年度現在2箇所で開催を行っています。 ◎保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、児童福祉施設等において一時的に児童を預かる「トワイライトステイ」については、令和元年度現在2箇所で開催が可能です。 ◎引き続き短期入所生活援助事業を実施し、保護者の多様な要望に応えられるような体制を構築していきます。 （※目標事業量など詳細は「第4章 4」に記載）	子育て支援課
保育施設の整備	◎園児が安全な環境で過ごせるように施設整備の改修や充実に努めており、今後も充実に努めていきます。	子育て支援課
0 歳児年度途中受入体制の整備	◎0 歳児年度途中の保育所入所に対応できるよう、保育士を配置する保育所（園）に対し支援を行います。	子育て支援課
保育士修学資金の貸付	◎保育士養成施設で修学する者に修学資金を貸付け、資格取得後、浜田市内の保育施設に従事した場合に返還を免除し、質の高い保育士の確保に努めます。	子育て支援課

基本方針3 保育サービスの充実		
施策	内容	担当課
ファミリー・サポート・センターの充実	◎緊急時の預かりや送り迎え等、様々な子育てのニーズに対応するため、援助依頼者（お願いする人）と援助提供者（任せてほしい人）に登録してもらい、相互の援助活動を支援します。今後も事業内容の周知等により会員数の増加に努めるとともに、会員への研修会の開催を行います。 ◎病児、病後児の預かりのための研修会や、ひとり親家庭等の利用料助成を実施します。 （※目標事業量など詳細は「第4章 4」に記載）	子育て支援課

基本方針 4 子育て家庭への多様な支援の充実

◆現状と課題◆

- ・誰もが安心して子育てができるよう、児童手当の支給や医療費の助成等による子育て家庭への経済的支援が求められています。
- ・子どもの貧困対策については、平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年 6 月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、対策の一層の推進を図るべく、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記されるとともに、市町村においても子どもの貧困対策の推進が努力義務とされました。
- ・令和元年 10 月から保育料の無償化が実施されましたが、就学前児童保護者調査において、子どもにかかる費用のうち、経済的に負担が大きいと感じるものについては、「給食費等の幼稚園・保育所（園）・認定こども園の諸経費」が 44.1%、次いで「制服・体操服の購入費」「学習塾や習い事にかかる費用」が続いており、子育て支援の一つとして、経済的な負担の軽減が今後も求められます。
- ・本市では、乳幼児医療費について、平成 30 年 10 月から自己負担を無料とし、また、市単独事業による上乗せ助成については、平成 27 年 4 月から対象を中学校 3 年生まで拡大し、経済的支援の拡充を図ってきました。
- ・ひとり親家庭に対する支援では、いわゆる「子ども・子育て関連 3 法」成立によるひとり親家庭への支援施策の見直しにより支援体制の充実や支援施策の周知強化、父子家庭への支援拡大等、取組みを強化する必要があります。

◆今後の方向性◆

- ・子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう対策を推進します。
- ・引き続き子育てに伴う経済的負担の軽減を目的とした支援を行います。
- ・乳幼児医療費や幼稚園・保育所（園）の保育料に係る助成や補助の対象拡大について、検討を進めます。
- ・ひとり親家庭への支援について、相談機能の強化や助成、支援施策の周知拡大を図ります。

◆具体的な施策◆

① 子どもの貧困対策の推進

基本方針4 経済的支援やひとり親家庭への支援		
施策	内容	担当課
貧困への理解の促進	◎研修や啓発等により、関係者を中心に子どもの貧困に関する理解を深めることで、課題を抱える子どもや家庭を早期に発見し、適切な対応や支援につなげられる体制を構築します。	子育て支援課 学校教育課
小中学校の就学支援	◎経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品、通学費、給食費等について支援を行います。	学校教育課
ひとり親家庭の自立支援	◎母子・父子自立支援員が、ハローワークや社会福祉協議会等の関係機関と連携を取りながら自立に向けた支援を実施します。 ◎ひとり親家庭の保護者を対象に、就業につながる能力開発のために受講した受講料を補助します。 ◎ひとり親家庭の保護者を対象に、看護師等の養成機関における修業期間の生活費の負担軽減を図るため、給付金を支給します。	子育て支援課
養育費の確保に関する支援	◎母子・父子自立支援員が、弁護士等の専門機関を紹介する等、養育費の支払いが適切に行われるよう相談支援を実施します。	子育て支援課
スクールカウンセラーの配置（※再掲）	◎児童生徒の不登校、いじめ、その他の問題行動の未然防止や早期発見、早期解決に向けて、親や教師だけでは受け止めることのできない心の問題を支援するために、児童生徒の心理に豊富な知識と経験を有するスクールカウンセラーを引き続き配置していきます。また、スクールカウンセラーだけでなく、スクールソーシャルワーカーなどとも連携を図りながら、さらに効果的な取組みを進めます。	学校教育課

② 子育て家庭への経済的支援

基本方針4 経済的支援やひとり親家庭への支援		
施策	内容	担当課
児童手当の支給	◎中学校終了までの児童・生徒を養育している保護者に、児童手当を支給します（所得制限があります）。	子育て支援課
乳幼児医療費等の助成	◎出生から就学前までの乳幼児等医療費について、保険適用後の自己負担限度額を超える額を助成します。 ◎市単独事業による上乗せ助成を、中学校3年生まで対象として実施します。	保険年金課

基本方針4 経済的支援やひとり親家庭への支援		
施策	内容	担当課
出産育児一時金の支給	◎医療保険制度により出産育児一時金を支給します。 ◎出産育児一時金等を直接医療機関等へ支払う「直接支払制度」を実施しています（但し、出産育児一時金を上限とし、その差額がある場合は、加入保険者から差額が支給されます）。	保険年金課
保育所保育料の軽減	◎3歳以上児及び住民税非課税世帯の児に対する保育料の無償化を引き続き実施します。 ◎保育所保育料を国の基準の6割以下に設定し、保護者の経費負担軽減を引き続き図っていきます。 ◎また、多子による軽減として保育所（園）の第3子以降保育料を引き続き軽減します（所得制限があります）。	子育て支援課
小中学校遠距離通学費の助成	◎小学生は4km以上、中学生は6km以上の通学距離がある者に対し交通機関利用実費相当額を支給します。	学校教育課

③ ひとり親家庭等の自立支援

基本方針4 経済的支援やひとり親家庭への支援		
施策	内容	担当課
児童扶養手当の支給	◎父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない18歳未満の児童（重度の障がいのある児童は20歳未満）を扶養している父または母、または、父または母に代わってその児童を養育している人で、所得要件に該当する場合に児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
医療費の助成	◎福祉医療費助成事業において父子家庭を含むひとり親家庭にかかる医療費について助成します。	保険年金課
母子・父子自立支援員の配置	◎ひとり親家庭の経済的自立のための就業支援の推進と、生活全般の相談に関する指導・情報提供に努めます。	子育て支援課
母子会活動の支援	◎母子会活動を支援し、ひとり親家庭の互いに支え合う仲間づくりを促進します。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター援助活動利用料の助成	◎ひとり親または養育者に対して、就労支援または育児の負担軽減を図るため、援助依頼を優先して行うとともに、援助活動の利用料の一部助成を行います。	子育て支援課
放課後児童クラブ負担金の減免	◎児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の保護者に対して、子どもが市内の放課後児童クラブを利用している場合にはその負担金を減免します。	子育て支援課

基本目標 3

地域～地域のみんなで、安心・安全な子育て環境を整えます～

基本方針 1 地域における連携の促進

◆現状と課題◆

- ・子育て中の保護者の教育・保育ニーズに対応して、子育て支援に関わる主体やサービスが多様化する中、利用者と施設・事業・サービスをつなぐコーディネーターの役割が重要となっています。
- ・核家族化や地域のつながりの希薄化等を背景に、子どもをもつ保護者の孤立化が指摘されています。就学前児童保護者調査では、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかについて、「いずれもない」が 11.4%となっており、一時預かり事業等の子育て支援サービスや地域の協力によるファミリー・サポート・センター事業等が今後必要とされます。
- ・本市では、地域での子育て支援として、子育てサークルによる保護者同士の交流の場の創出や、民間の子育て支援団体による親子の絆づくりや地域と子どものつながりづくり、一人ひとりの子どもの育ちに目を向けた事業や居場所づくりが行われています。また、主任児童委員、民生児童委員等により地域での見守り活動を行っていただいています。
- ・市内に4か所ある子育て支援センターでは、育児相談や育児講座、母親同士の仲間づくりなど様々な事業を実施し、多様な子育てのニーズに対応しています。また、情報交換会を開催し、連携を図っています。
- ・子育てに関する行政施策の情報を提供するため、子育て支援ガイドを作成し、ライフステージ毎の施策について情報提供を実施しています。
- ・地域による子育て支援の参画を促進するために、子育てを取り巻く環境の変化や保護者の不安感、負担に対する周囲の理解を広げ、基本理念にある“地域社会が支えるまち”の実現に向けた意識啓発が求められます。

◆今後の方向性◆

- ・子育て中の保護者が、孤立することなく身近な地域で相談や情報交換、交流のできる場やきっかけづくりを進めます。
- ・子育て支援団体と連携し、地域の実情に応じた子育て支援を推進します。
- ・子育てを応援する地域の人的資源を発掘します。
- ・子育てを地域が支える意識の啓発に努めます。

◆具体的な施策◆

① 子育て支援のネットワークづくり

基本方針1 地域における連携の促進		
施策	内容	担当課
子育て支援ネットワークの形成	◎地域の子育て支援団体、関係機関、行政が連携し、総合的な子育て支援を推進するネットワークの強化を図ります。 ◎子育て支援センターの事業や行事に地域や民生児童委員等の参加を依頼し、交流を図りながら地域での子育て支援に努めます。	子育て支援課
子育て支援総合コーディネーターの配置（利用者支援事業）	◎子育て支援総合コーディネーターの配置により、行政施策に関する情報をはじめ、民間の支援団体等が提供するサービス情報等、子育て家庭に対して必要な情報の提供や助言を行います。 ◎子育て支援者同士が交流する機会を設けるなど、ネットワークを拡大する取組みを進めます。 ◎現在活動している子育てサークルへの活動支援やサークル同士の情報交換の場を提供します。また、新たなサークルの立ち上げを推進します。 ◎子育て支援ガイドの活用など、子育てに関する行政施策の情報を提供し、活動の支援を行います。	子育て支援課
地域子育て支援拠点の設置	◎家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感、不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の充実を図ります。 ◎子育て支援センター（すくすく）を拠点事業の『中核』施設として、子育て支援ネットワークづくり、子育てボランティアの育成に加え、子育てに関係する諸機関の研修会の実施や情報提供に取組みます。 ◎市内4か所の子育て支援センターの情報交換会を開催し、連携を図ります。	子育て支援課
子育て応援隊の育成	◎少子化・核家族化が進み、子育て中の人の育児不安が増加する中で、地域での子育て支援力の向上を目的に、子育て応援隊を育成します。また、情報紙などで活動紹介や募集活動を行い、周知を図ります。 ◎地域での子育て応援隊活動がより活発になるため、子育てに関する研修会等を定期的に実施します。 ◎託児や行事へのボランティア等に参加してもらい、地域での子育て支援に努めます。 ◎新たな子育て応援隊の登録を増やすため、研修会や交流会などの周知方法を見直します。	子育て支援課

基本方針1 地域における連携の促進		
施策	内容	担当課
子育てサロンの実施	◎親子が自由に交流できる場の提供や、身近な公民館等で社会福祉協議会が実施している子育てサロンや広場等への支援を行います。また、子育てサロンの開催日や内容の周知を図り、参加者の拡大につなげます。 ◎子どもが少ない地域においては、その地域に応じた内容を検討します。 ◎運営スタッフの確保や内容の充実のため、地域の団体や公民館等との連携を強化します。	子育て支援課
未就園児の子育て支援	◎働く母親の増加、それに伴う保育所入所児童の増加、在宅児の減少により、地域での子ども同士の交流が持ちにくくなってきていることから、未就園児の親子が、園舎や園庭を利用して交流できる子育て支援活動を充実するとともに、参加者拡大に向けた情報提供の充実も図ります。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センターの充実（再掲）	◎緊急時の預かりや送り迎え等、様々な子育てのニーズへ対応するため、援助依頼者（お願いする人）と援助提供者（任せてほしい人）に登録してもらい、相互の援助活動を支援します。今後も事業内容の周知等により会員数の増加に努めるとともに、会員への研修会の開催を行います。 ◎病児、病後児の預かりのための研修会や、ひとり親家庭等の利用料助成を実施します。 （※目標事業量など詳細は「第4章 4」に記載）	子育て支援課



「子育て広場」

② 子育て意識の啓発の推進

基本方針1 地域における連携の促進		
施策	内容	担当課
広報・啓発活動の充実	◎各種広報紙等による呼びかけや子育てについてのイベント等の開催を通して、「地域の子どもは地域で育てる」という意識啓発を行い、地域への支援の呼びかけを推進します。また、スマートフォンや携帯電話等の情報端末にも対応した情報発信のあり方を検討していきます。	子育て支援課
ボランティアの養成	◎社会福祉協議会やシルバー人材センターと連携を図り、子育て応援隊やファミリー・サポート・センター援助会員の増加と養成を推進します。	子育て支援課
島根県立大学生との連携	◎学生の地域貢献活動の一環として、子育て支援センター事業等への参加を促します。	子育て支援課
子育て意識の高揚	◎島根県の実施している「こっころ事業」に参加している団体や店舗・企業と協力し、地域子育て力アップに努めて行きます。	子育て支援課

基本方針 2 仕事と家庭生活の両立に向けた体制づくり

◆現状と課題◆

- ・子育てと仕事の両立をする家庭が増加しています。本市においても 20 歳代後半から 30 歳代にかけて、女性の就業率の上昇がみられるとともに全国平均を大きく上回っています。また、結婚・出産に伴う離職が少ないことも特徴です。
- ・国では、男女が子育てをしながら仕事の責任を果たすことが可能になるよう、長時間労働の抑制や働き方の柔軟化等の働き方改革を進めています。
- ・共働き家庭が増加する中、家庭の状況に応じた男性の育児参加を促進することが求められます。就学前児童保護者調査では、平日の家事や育児の役割分担について、“炊事”や“食事の後片付”、“洗濯”、“掃除”で「主に母親」が 55%から 74%となっています。一方で、“子どもとの遊び（本の読み聞かせ等）”は「ほぼ同じ程度」が 41.2%で最も高くなっています。
- ・就学前児童保護者調査で、お子さんが生まれた時に育児休業を「取得した」と回答した割合が、母親では半数以上である一方、父親では 1 割未満となっています。取得していない理由については、母親では「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が 22.7%となっており、父親では「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 28.9%と高くなっています。また、育児休業からの職場復帰時に短時間勤務制度を利用したかについて、母親では「利用した」の 24.1%に対して「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」が 26.9%と上回っています。利用したかったが利用しなかった理由としては、「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」が 56.7%、「短時間勤務にすると給与が減額される」が 45.6%となっており、短時間勤務制度の普及が求められています。
- ・事業所へのヒアリング調査で、仕事と子育てが両立できる環境づくりに向けた制度などの整備状況について、整備済みのものとしては、「子育てを行う従業員を対象とした短時間勤務制度」「子どもの看護のための休暇取得の促進」が上位となっており、また、今後整備予定のものとしては、「育児休業を取得しやすい環境の整備」「育児休業取得後、職場復帰しやすい環境の整備」が上位となっています。
- ・育児・介護休業法の趣旨の徹底や子どもが 3 歳になるまでは、希望に応じて男女とも育児休業や短時間勤務を取得できるよう、企業における環境整備を働きかける必要があります。

◆今後の方向性◆

- ・子育ての喜びを父親・母親がともに感じるができるよう、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を推進します。
- ・精神的にも時間的にもゆとりをもって子育てを行えるよう、柔軟な働き方を可能とするための職場環境への働きかけを強化します。

◆具体的な施策◆

① 働きやすい環境づくりの整備

基本方針2 仕事と家庭生活の両立に向けた体制づくり		
施策	内容	担当課
就業機会の拡大と職業能力の開発	◎就業を希望する保護者に対し、浜田市無料職業紹介所において就業に関する情報提供を行うとともに、平成 30 年5月に開設されたレディース仕事センター浜田と連携を図り、再就職に向けた相談に応じます。 ◎就業を希望する保護者に対し、IT（情報技術）など様々な分野に対応した能力開発機会の提供を行います。	商工労働課
働く女性の妊娠・出産に関わる職場環境の整備	◎女性が出産後も安心して働き続けることができる職場の環境整備に向け、国及び関係団体と連携し、ポスターの掲示やチラシの配架など啓発に取組みます。	商工労働課
多様な働き方を可能とする就業条件の整備	◎国や関係機関と連携し、パートタイム就業希望者に対する相談及び情報提供を行います。 ◎子どもをもつ労働者に対する職場の雇用環境、整備の充実を推進するため、各企業に対してホームページやメールを活用し、情報提供に努めます。	商工労働課
雇用対策の推進	◎企業の魅力と雇用情報を発信する「働こう@浜田」を今後も活用し、様々な機会を通して地元企業の紹介や雇用に関する情報提供等を行います。また、就職相談会などの実施により、実際の雇用に結びつくような企業との出会いを創出するとともに、子育てをしながらでも、就業できるよう支援します。	商工労働課
家庭・地域・職場における意識づくり	◎男性の家事や育児への参画促進など家庭や地域での男女共同参画意識を向上させるため、学習会や講演会の継続的な開催に努めます。 ◎町内会・自治会等に対し、男女共同参画に関する情報提供を行い、父親・母親がともに子育てに関与し、その喜びを実感できる環境を整備します。 ◎関係機関との連携を図りながら、職場における啓発活動を充実し、男女共同参画意識の向上を図り、男女間格差の改善を推進します。	人権同和教育啓発センター
男女共同参画の広報・啓発活動の推進	◎行政や男女共同参画サポーター等の民間団体、女性団体、報道機関等、多様な団体との連携により、男女共同参画の広報・啓発活動に努めます。 ◎男女共同参画に関する正しい認識を深め、正しい理解の定着を図るため、インターネット等を活用し、市の条例や計画を市民にわかりやすい形で周知します。	人権同和教育啓発センター
教育分野などにおける男女共同参画の推進	◎学校教育において、男女共同参画に関する教育が一層推進されるよう、指導資料の収集・情報提供に努めます。 ◎男女共同参画の視点に立った学校運営や諸活動の実施に取組みます。 ◎市内各幼稚園、保育所（園）、小・中学校等に対し、啓発誌の配布など啓発活動を引き続き行います。	人権同和教育啓発センター

② 仕事と子育ての両立の推進

基本方針2 仕事と家庭生活の両立に向けた体制づくり		
施策	内容	担当課
働く母親・父親を支える職場意識の醸成	◎育児休業や看護休暇制度の導入と、制度が利用しやすい職場の雰囲気等、子育て家庭を理解し、見守る職場環境づくりに努めるよう事業所に働きかけます。 ◎仕事と子育ての両立を支援するため、ファミリー・サポート・センター事業の拡大や啓発を実施します。 ◎ママパパ学級（妊婦教室）や子育ての講座、育児相談等に家族で参加できるよう、土曜日に開催します。	商工労働課 子育て支援課
事業主・企業の取組促進の啓発	◎育児休業や看護休暇制度の導入を促進するために、事業主等に制度の趣旨や内容についての普及啓発活動に努め、さらに市ホームページやポスター、チラシの配布等により制度の普及に取組みます。	商工労働課
育児休業・看護休暇制度の普及啓発	◎母子健康手帳交付時にパンフレットを配布するなど育児休業や看護休暇制度の趣旨や内容についての普及啓発活動を推進し、周知徹底を促進します。	子育て支援課
働き方の見直しについての意識啓発	◎母親、父親ともに職業生活重視の考え方をあらため、家庭生活や地域活動等への積極的な参画を促進するための意識啓発に努めます。	子育て支援課
家庭における男女共同参画の意識啓発	◎ママパパ学級（妊婦教室）などにおいて父親講座の実施や出生届出時等において父子手帳を配布することで、性別役割分担意識をあらため、家事や育児など家庭生活全般において男女がともに協力しあえるよう、意識啓発を推進します。 ◎乳幼児健診の質問項目の中にパートナーの協力や育児参加等の状況を聞く設問を取り入れ、母親の育児状況とあわせて把握します。	子育て支援課

基本方針 3 安心・安全なまちづくり

◆現状と課題◆

- ・妊産婦や小さい子どもを連れた方、ベビーカーを使用する方に対する配慮や理解を深める「心のバリアフリー」の促進が求められています。
- ・子どもが犠牲となる事件やその予兆となる子どもに対する声かけ事案が全国的に発生しており、子どもを犯罪から守る取組みが引き続き重要となっています。また、交通事故については、子どもが自転車乗用中や歩行中に被害に遭う事故が本市でも報告されています。
- ・本市では、警察署等と連携した市内小中学校での防犯教室の開催や、見守り隊など地域ぐるみで子どもを犯罪から守る体制づくりが進められています。一方で、見守り活動を行う人員の確保や高齢化が課題となっており、対応が必要です。
- ・就学前児童保護者調査で、子育ての環境や支援の満足度について、「遊び場（公園・緑地など）の項目では、満足していない層（「やや不満」＋「大変不満」）が 37.8%で高くなっています。また、小学生児童保護者調査では、充実してほしい子育て支援について、「子どもが土日に活動したり遊べる場を充実してほしい」「親子が安心して集まることができ、出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が上位となっており、子どもの遊び場や親子で集まれる場の充実が求められています。
- ・子育て支援団体へのヒアリング調査では、行政に望む支援や施策について、「子どもの遊べる場所や住居・まちづくりなどの暮らしの環境整備」が求められています。

◆今後の方向性◆

- ・妊産婦や子育て中の保護者に配慮した環境の整備を、ハードとソフトの両面から推進します。
- ・子どもの交通事故を防止するため、交通安全教室を実施するとともに、安全な道路交通環境の整備を推進します。
- ・子どもを犯罪等の被害から守る体制づくりを、地域ぐるみで取り組みます。
- ・子どもの成長を促す、安心で安全な遊び場の確保を図ります。

◆具体的な施策◆

① 安全で快適なまちづくりの推進

基本方針3 安心・安全なまちづくり		
施策	内容	担当課
子育てに配慮した環境の整備	◎公共施設の新築・改築時における、ベビールーム・ベビーコーナーの設置等、子育て親子が外出しやすい環境づくりを引き続き推進します。 ◎行事等の開催時は、子育て中の親も気軽に参加できるように託児コーナーを設けるなどして社会参加のしやすい環境づくりに努めます。	建築住宅課 子育て支援課
子どもの遊び場の確保と整備	◎現在ある公園の適正な維持管理に努め、親子で安心して遊べる環境づくりを進めます。 ◎公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に公園施設の更新等を引き続き実施します。	維持管理課
若者の定住促進	◎セーフティネット目的に整備された市営住宅について、広く周知し、住民生活の安定と地域の活性化を図ります。	建築住宅課
交通安全教育の推進	◎警察等との連携により交通安全教室を開催するなどして、交通安全指導等を推進します。 ◎交通安全教室については、市内全小中学校での実施を推進します。	学校教育課
安全な道路交通環境の整備	◎通学路、通園路の安全確保に向けた取組みや交通安全啓発施策等を関係機関と連携して引き続き積極的に実施します。 ◎浜田市通学路交通安全プログラムに基づく通学路点検や通学路の歩道整備を引き続き推進します。	防災安全課 建設整備課 学校教育課

② 子どもを犯罪被害等から守る活動の推進

基本方針3 安心・安全なまちづくり		
施策	内容	担当課
子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	◎警察署等と連携して市内小中学校で防犯教室等を実施し、防犯意識等の高揚を図り、地域ぐるみで見守る体制を引き続き整備していきます。教職員や子ども自身が自分の身は自分で守るという危機管理能力を身につける具体的指導を、継続して行います。 ◎子ども見守り隊の活動を支援するとともに、隊員の確保を図ります。	学校教育課
健全育成の環境づくり	◎島根県青少年の健全な育成に関する条例では、深夜外出の制限や深夜営業施設への立入禁止等が規定されているため、青少年健全育成関係機関・団体により、青少年への声かけや啓発活動を今後も積極的に展開していきます。 ◎警察等関連機関と協力し、ビデオ店やコンビニ等の、有害図書やDVD等の販売方法等を調査するなど、子どもが健全に育成できる環境づくりに努めていきます。	青少年サポートセンター 学校教育課
健康に対する正しい知識の普及 (※一部再掲)	◎性教育をはじめ、喫煙、飲酒、薬物乱用の禁止等の保健教育について、児童生徒が主体的に問題を解決する力が身につくよう、健康に対する正しい知識の普及を推進します。また、健康な生活習慣についての学習やがん検診の重要性等の啓発も進めます。 ◎養護教諭を中心に児童生徒の成長に応じた学習の年間計画を定め、取組を進めています。また、市からの講師派遣など外部講師による講演会や出前授業等を行います。保護者や地域にも授業を公開する機会をもちながら、一層の啓発を進めます。	健康医療対策課 学校教育課

第6章 推進体制

1 計画の推進にあたって

本計画は、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援事業や次世代を育成するための施策を体系的に位置づけるものです。

子どもに関わるすべての分野が連携して事業を展開し、子どもと子育て家庭を多方面から総合的に支援していくことを目的としていることから、その範囲は福祉・保健・医療から教育、労働、防犯等、行政全般にわたっています。

本市で育つすべての子どもが、他者を思いやる気持ちをもった、次世代を担うたくましい存在として成長するための環境の整備は、行政のみの取組みではなく、関係諸機関、地域の自主活動組織や市民、企業等の参画が必要であり、その意識啓発と協働に努めていく必要があります。

特に、市民自らが子どもや子育ての問題全体に目を向け、互いに助け合う意識を持ち、支え合っていくことは、地域のつながりを強め、新たなコミュニティの形成を生み出す力にもなります。

以上のような認識のもとに、関係諸機関との連携体制、庁内の体制づくりを進め、計画を推進していきます。

2 計画の推進体制

(1) 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに沿って、保健医療福祉協議会（子ども・子育て会議）において定期的な進捗状況等の評価等を行います。

(2) 市民との協働体制

本計画に掲げる子育て支援施策が、地域に根付き継続的に展開されるためには、市民が積極的に計画の推進に関わり、子どもの成長や自立を草の根レベルから支えていく体制づくりが必要です。

保護者同士が交流・連携を強めるとともに、地域住民の関心の喚起を図り、子どもや子育てに市民や子ども自身が自主的に活躍できる土壌づくりを進めます。

また、ボランティア団体やNPOと行政が連携して子育て支援の推進について検討するとともに、地域ニーズの適切な把握と対応に努め、効率的・効果的に事業を推進します。

(3) 関連諸機関との連携体制

子どもが健やかに生まれ育ち、自立を促進するためには、保育所（園）、幼稚園、学校等をはじめ社会福祉協議会、企業等、関連する様々な機関との連携が必要です。

市内の関係諸機関の運営に対して積極的な協力を行うとともに、それらの機関との連絡調整を図り、計画の進捗状況等に関する情報等を共有化し、事業の円滑な推進に努めます。

(4) 庁内推進体制

本計画を着実に推進していくためには、施策・事業の実施状況を適宜把握し、新たな問題点や課題への対処をはじめ、事業の評価、再検討等を行う継続的な組織体制が必要です。特に本計画は、「児童福祉」のみならず施策の総合的な展開をめざすものであるため、部署間の連絡調整や連携強化に努めます。

資料編

参考資料 1 委員等名簿

- (1) 浜田市保健医療福祉協議会委員名簿
- (2) 浜田市子ども・子育て支援専門部会員名簿

参考資料 2 協議会等規則

- (1) 浜田市保健医療福祉協議会規則
- (2) 浜田市子ども・子育て支援専門部会設置要綱

令和 2 年度国民健康保険事業費納付金（仮算定）について

令和 2 年度事業費納付金及び標準保険料率等の仮算定結果が県から通知されました。

浜田市事業費納付金：1,412,685,246 円（一般被保険者分）

（医療分 1,057,970,678 円 支援金分 275,726,985 円 介護分 78,987,583 円）

対元年度増減 ▲131,103,404 円 ▲18,125,508 円 2,738,823 円

被保険者数 （一般）	一人当たり 所得額	医療費指数 （国平均=1）	一人当たり保険料収納必要額		
			令和 2 年度 （A）	令和元年度 （B）	増減 （A－B）
9,832 人	449,255 円	1.2287	134,542 円	141,522 円	▲6,980 円

※いずれも法定軽減前の保険料額を記載（激変緩和後収納率で割り戻したもの）

令和 2 年度事業費納付金の傾向

- ・ 県全体の保険給付費見込額は、一人当たり医療費が増加傾向にあるものの、被保険者数が減少していることから、令和元年度（仮算定）と比較し若干減少すると推計されている。
（推計額約521億7千万円、前年度比▲約1億4,200万円）
- ・ 県全体の前期高齢者交付金の概算交付額が約19億1,000万円増加したことが影響し、医療分（一般）の事業費納付金額は令和元年度（仮算定）と比較し約1億3,000万円の減となる。

◆令和 2 年度浜田市標準保険料率（仮算定）

（1）医療分＋支援金分

区分			標準保険料率 （50：50）	令和元年度 （仮算定）	対前年度比較	令和元年度 実際の料率
医療分 ＋ 支援金分	応能割	所得割	11.62%	13.22%	▲1.60ポイント	11.93%
		被保険者均等割	36,478円	40,018円	▲3,540円	35,400円
	応益割	世帯別平等割	23,405円	25,994円	▲2,589円	24,600円
		所得割	8.67%	10.14%	▲1.47ポイント	9.03%
	医療分	被保険者均等割	27,247円	30,726円	▲3,479円	26,600円
		世帯別平等割	17,482円	19,958円	▲2,476円	18,800円
支援金分	応能割	所得割	2.95%	3.08%	▲0.13ポイント	2.90%
		被保険者均等割	9,231円	9,292円	▲61円	8,800円
	応益割	世帯別平等割	5,923円	6,036円	▲113円	5,800円
		所得割				

（2）介護分

区分			標準保険料率 （50：50）	令和元年度 （仮算定）	対前年度比較	令和元年度 実際の料率
介護分	応能割	所得割	2.70%	2.25%	0.45ポイント	2.66%
		被保険者均等割	10,612円	9,514円	1,098円	9,900円
	応益割	平等割	5,217円	4,190円	1,027円	5,000円
		所得割				

事業費納付金と標準保険料率算定に必要な保険料総額の関係

医療分（一般）

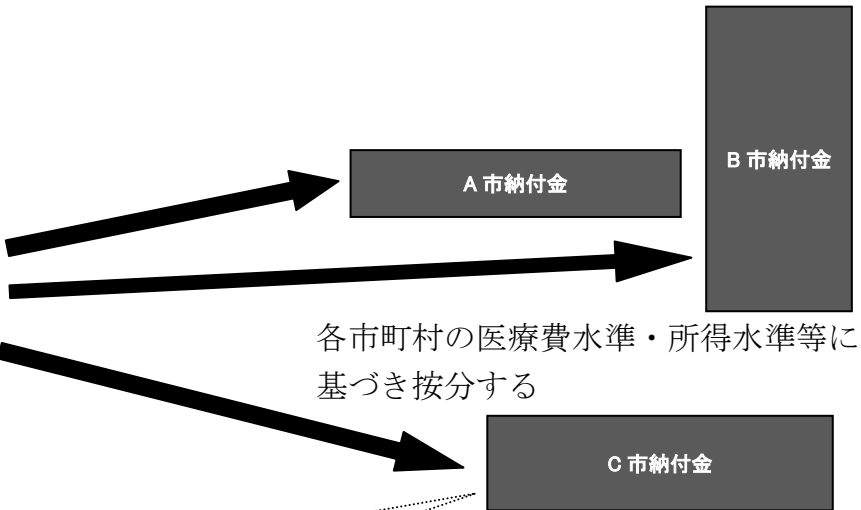
県全体の医療費（保険給付費見込額）を推計し、

県全体の保険給付費見込額【約 521 億 7 千万円】

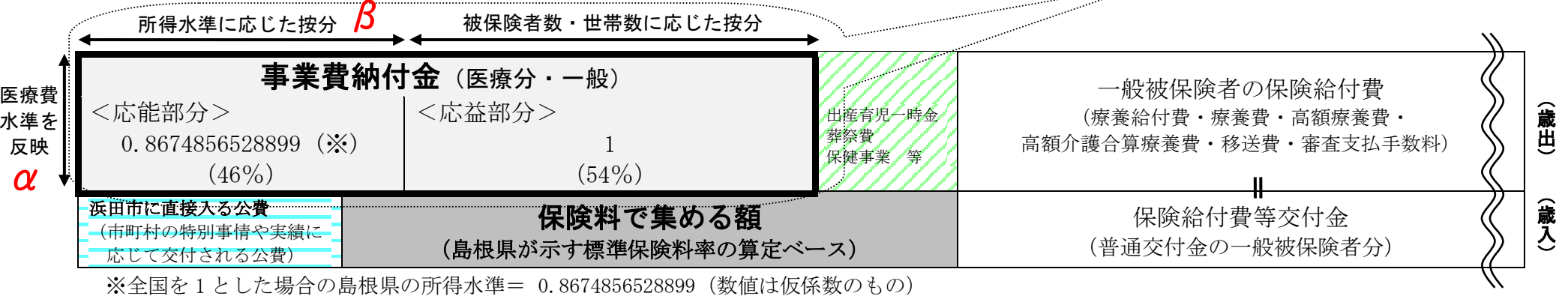
県へ入る公費などを控除し納付金算定基礎額を求める

県へ入る公費など
(国庫負担金、県繰入金、前期高齢者交付金等)
【約 396 億 5 千万円】

納付金算定基礎額
【約 125 億 2 千万円】



◆浜田市の事業費納付金額（医療分・一般）



◆事業費納付金額及び保険料で集める額

	事業費納付金	納付金対象外経費		浜田市に直接 入る公費	保険料で集める額		標準的な 収納率	調整後の標準保険料率算定に 必要な保険料総額
医 療 分	1,057,970,678 円	136,529,607 円	=	456,046,280 円	738,454,005 円	→	96.38%	766,190,086 円（一般）

事業費納付金と標準保険料率算定に必要な保険料総額の関係

支援金分（一般）

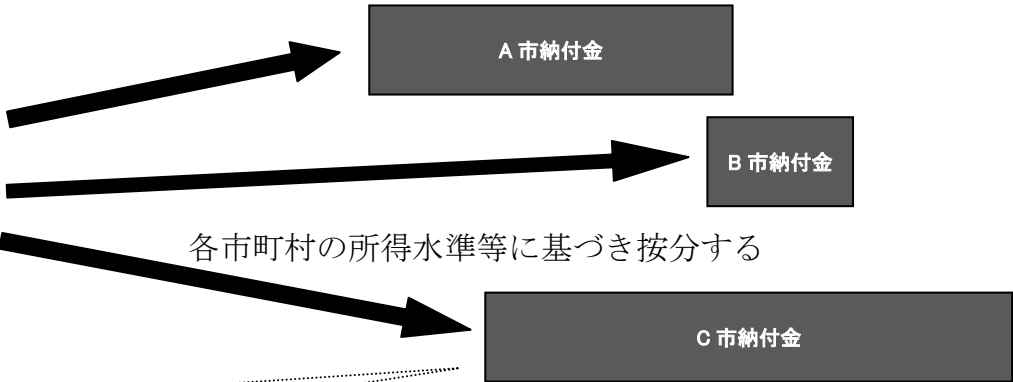
県全体の後期高齢者支援金を推計し、

県全体の後期高齢者支援金見込額【約 74 億 6 千万円】

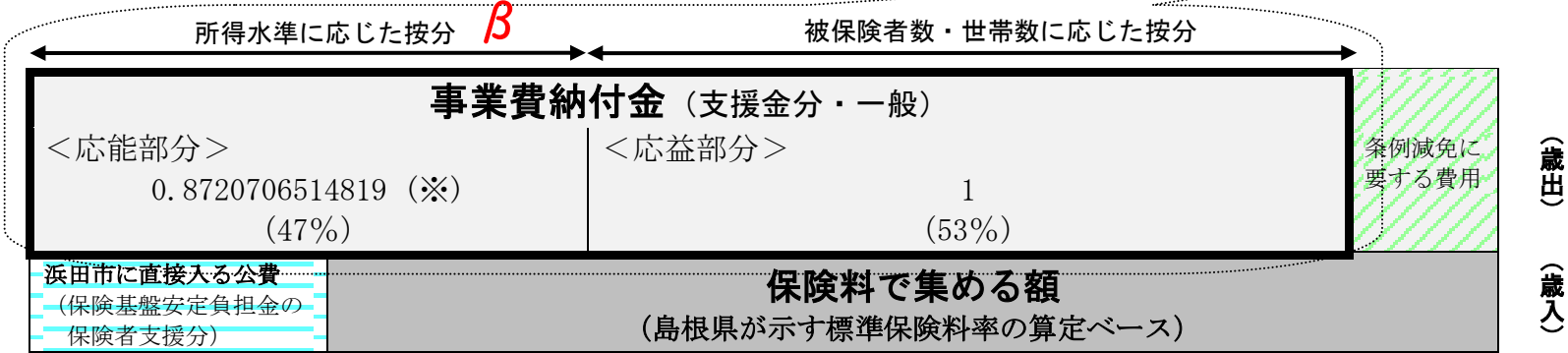
県へ入る公費（国庫負担金等）を控除し納付金算定基礎額を求め、

県へ入る公費など
（国庫負担金、県繰入金等）
【約 37 億 6 千万円】

納付金算定基礎額
【約 37 億円】



◆浜田市の事業費納付金額（支援金分・一般）



※全国を 1 とした場合の島根県の所得水準＝ 0.8720706514819（数値は仮係数のもの）

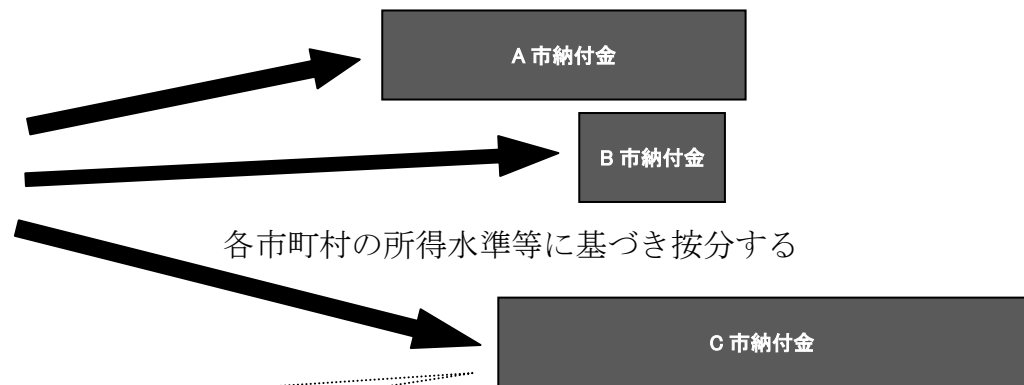
◆事業費納付金額及び保険料で集める額

	事業費納付金	納付金対象外経費		浜田市に直接 入る公費	保険料で集める額 (e)		標準的な 収納率	調整後の標準保険料率算定に 必要な保険料総額 (e')
支援金分	275, 726, 985 円	956, 000 円	=	26, 508, 198 円	250, 174, 787 円	→	96. 38%	259, 571, 267 円（一般）

介護分

県全体の介護納付金見込額【約 24 億 1 千万円】

県へ入る公費など (国庫負担金、県繰入金等) 【約 12 億 5 千万円】	納付金算定基礎額 【約 11 億 6 千万円】
---	---------------------------------------



所得水準に応じた按分 β 被保険者数・世帯数に応じた按分

事業費納付金（介護分）	
< 応能部分 >	< 応益部分 >
0.8750990143479 (※)	1
(47%)	(53%)

条例減免に要する費用

浜田市に直接入る公費
(保険基盤安定負担金の
保険者支援分)

保険料で集める額
(島根県が示す標準保険料率の算定ベース)

(歲出)

(歲入)

	事業費納付金	納付金対象外経費		浜田市に直接 入る公費	保険料で集める額		標準的な 収納率	調整後の標準保険料率算定に 必要な保険料総額
介護分	78,987,583 円	217,000 円	=	5,337,266 円	73,867,317 円	→	96.45%	74,667,623 円（一般＋退職）

浜田市内における公共水域（河川・海域）水質測定の実施状況について

1 測定項目 … BOD及びCOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川及び海域の汚濁状況を図る代表的な指標。

… SS（浮遊物質量）

水中に浮遊している直径2mm以下の粒子状物質のことで、動植物プランクトンやその死骸・分解物、下水や工場排水などに由来する有機物などが含まれる。

2 環境基準（環境基本法に基づく「生活環境の保全に関する環境基準」）

当市が水質検査を実施している河川及び海域については、法に基づく類型指定がされていないため。以下の基準は参考としてください。

区分	類型	利用目的の適用性	基準値
河川	E	環境保全	BOD(10mg/L 以下)
	D		SS(100mg/L 以下)
海域	C	環境保全	COD(8mg/L 以下)

3 測定状況

○測定回数 4回/年（唐鐘川：12回/年）

○河川 75%値とは、年間のn個の日間平均値を水質の良いものから並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目にくる値をいいます。

【BOD】

河川名		採水場所	自治区	BOD(mg/L) [75%値]				
				26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
江の川	家古屋川	美又橋	金城	0.9	0.8	0.8	0.9	0.9
	久佐川	久佐浄水場前		0.6	0.8	0.9	0.6	0.6
	小瀬原川	小瀬原川上流		0.6	0.8	1.5	0.6	0.8
		小瀬原交差点付近		1.1	1.3	2.0	1.5	1.6
	八戸川	和田屋橋	旭	0.7	0.7	0.9	0.7	0.8
		越木橋		0.8				
		新市木橋			0.7	1.2	0.8	0.9
	都川川	大元橋		0.6	0.7	1.3	0.6	0.8
	重富川	旭峡		0.8	0.8	0.8	0.5	0.5
		岡谷橋上流						0.9
	家古屋川	雲井橋		0.8	0.7	1.0	0.7	1.3
	白角川	下白角		0.6	0.8	1.7	0.7	0.9

河川名		採水場所	自治区	BOD(mg/L) [75%値]				
				26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
浜田川	高佐川	上郷橋	浜田	9.4	14.0	11.0	13.0	6.5
	今井迫川	浜田川合流点		1.5	1.8	1.4	1.5	1.2
	浅井川	浜田川合流地点		1.7	2.0	1.3	2.3	1.7
	浜田川	鉦橋	金城	0.9	0.9	0.9	0.7	1.2
		雲城浄水場前		0.7	1.0	1.3	0.9	0.9
周布川	周布川	鱈石橋	浜田	0.6	0.8	0.7	0.7	0.7
		栗の木田橋下流	金城	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5
		万代橋		0.8	0.9	0.8	0.6	0.9
		関の原橋		0.7	0.8	1.0	1.3	0.8
唐鐘川	唐鐘川	唐鐘川上流	浜田	2.0	2.8	1.8	2.3	2.2
		唐鐘川下流		27.0	34.0	26.0	25.0	20.0
下府川	下府川	土穴橋	浜田	1.3	0.9	0.9	1.0	1.1
		下長屋橋	金城	1.0	1.1	1.9	1.3	2.9
		中村沖橋		0.6	0.7	2.0	0.9	1.5
		佐野町上流		2.3	2.3	2.3	0.8	1.0
	七瀬川	七瀬川上流		2.5	1.4	2.3	0.9	0.9
		千谷橋		0.9	0.8	1.6	0.7	0.9
三隅川	長安川	本郷橋付近	弥栄	0.6	0.9	0.7	0.7	1.1
	本郷川	双葉橋付近		0.8	1.2	0.8	0.7	0.9
	三隅川	九双橋付近	三隅	1.0	0.8	0.8	1.0	1.1
		天満橋付近		4.8	11.0	3.4	10.0	11.0
		新三隅大橋付近		1.2	0.6	1.1	1.2	1.2
		放水路付近		1.0	0.8	1.1	1.4	1.2
	水路	元産業センター横排水路		2.5	2.2	1.3	2.9	3.4
	田原川	水門付近		1.4	1.1	0.8	1.2	1.5
	細田川	水門付近		1.1	1.2	1.1	1.5	1.3
	山田川	河口		6.6	17.0	1.0	1.5	4.1
須津川	須津川	河口	三隅	1.1	1.1	0.7	0.8	0.5

○BOD測定結果

唐鐘川（下流）において高い数値となっています。その他の河川は、概ね参考基準値内。

【SS】

河川名		採水場所	自治区	SS(mg/L) [平均値]				
				26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
江の川	家古屋川	美又橋	金城	2.0	2.0	4.0	2.0	2.0
	久佐川	久佐浄水場前		2.0	2.0	3.0	1.0	2.0
	小瀬原川	小瀬原川上流		10.0	3.0	5.0	2.0	11.0
		小瀬原交差点付近		2.0	3.0	4.0	2.0	13.0
	八戸川	和田屋橋	旭	2.0	1.0	3.0	1.0	2.0
		越木橋		2.0				
		新市木橋			2.0	3.0	2.0	2.0
	都川川	大元橋		2.0	2.0	4.0	3.0	2.0
	重富川	旭峡		3.0	2.0	16.0	3.0	2.0
		岡谷橋上流						5.0
	家古屋川	雲井橋		2.0	4.0	6.0	4.0	5.0
	白角川	下白角		3.0	2.0	6.0	2.0	4.0

河川名		採水場所	自治区	SS(mg/L) [平均値]				
				26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
浜田川	高佐川	上郷橋	浜田	8.0	8.0	10.0	8.0	9.0
	今井迫川	浜田川合流点		2.0	3.0	3.0	3.0	3.0
	浅井川	浜田川合流地点		5.0	4.0	4.0	6.0	10.0
	浜田川	鈺橋	金城	3.0	2.0	7.0	2.0	8.0
		雲城浄水場前		3.0	2.0	6.0	2.0	5.0
周布川	周布川	鰐石橋	浜田	4.0	3.0	4.0	2.0	4.0
		栗の木田橋下流	金城	5.0	6.0	2.0	2.0	3.0
		万代橋	金城	4.0	3.0	3.0	2.0	12.0
		関の原橋		3.0	2.0	4.0	3.0	9.0
唐鐘川	唐鐘川	唐鐘川上流	浜田	15.0	15.0	5.0	7.0	5.0
		唐鐘川下流		11.0	12.0	9.0	10.0	10.0
下府川	下府川	土穴橋	浜田	7.0	5.0	6.0	5.0	8.0
		下長屋橋	金城	2.0	8.0	9.0	3.0	14.0
		中村沖橋		4.0	6.0	11.0	4.0	8.0
		佐野町上流		6.0	5.0	19.0	2.0	13.0
	七瀬川	七瀬川上流	金城	10.0	12.0	12.0	18.0	24.0
		千谷橋		3.0	3.0	7.0	2.0	21.0
三隅川	長安川	本郷橋付近	弥栄	3.0	4.0	4.0	2.0	3.0
	本郷川	双葉橋付近	三隅	5.0	6.0	4.0	2.0	4.0
	三隅川	九双橋付近		3.0	3.0	3.0	2.0	3.0
		天満橋付近		3.0	5.0	3.0	8.0	18.0
		新三隅大橋付近		4.0	3.0	3.0	2.0	4.0
		放水路付近		3.0	3.0	4.0	4.0	3.0
	水路	元産業センター横排水路		4.0	12.0	6.0	3.0	3.0
	田原川	水門付近		4.0	5.0	7.0	6.0	5.0
	細田川	水門付近		6.0	6.0	5.0	7.0	6.0
	山田川	河口		10.0	11.0	3.0	6.0	7.0
須津川	須津川	河口	三隅	6.0	3.0	3.0	2.0	2.0

○SS測定結果 … すべての河川において、参考基準値の超過はありません。

○海域
【COD】 $\left[\begin{array}{l} 75\% \text{値とは、年間の} n \text{ 個の日間平均値を水質の良いものから並べたとき、} \\ 0.75 \times n \text{ 番目にくる値をいいます。} \end{array} \right]$

河川名	採水場所	自治区	COD(mg/L) [75%値]				
			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
—	大須津	三隅	9.2	1.5	1.6	1.0	1.6
	古湊後谷		2.6	2.9	1.9	3.3	4.5
	福浦うなぎの浜		6.8	1.2	1.6	1.8	2.4
	福浦漁港内		3.4	1.0	1.0	1.5	2.2
	古湊漁港内		5.9	1.4	1.0	1.5	2.3
	須津漁港内		11.0	1.3	1.4	1.8	2.0

○COD測定結果 … 平成 27 年度以降、参考基準値の超過はありません。

4 測定実施場所

市内 46 か所 ※別図のとおり

- ・浜田自治区 … 7 か所
- ・金城自治区 … 14 か所
- ・旭自治区 … 8 か所
- ・弥栄自治区 … 2 か所
- ・三隅自治区 … 15 か所

5 参考

○島根県が実施している河川の水質測定状況

※島根県公表資料から一部抜粋

河川名	類型	測定地点	測定項目	基準値	測定回数
浜田川	AA	河内大橋	・BOD ・SS	BOD (1mg/L 以下) SS (25mg/L 以下)	12 回/年
	A	亀山橋		BOD (2mg/L 以下) SS (25mg/L 以下)	同上
	A	河 口			

類型AA (利用目的の適用性) … 自然環境保全ほか

A (同上) … 水浴ほか

【BOD】基準値超過なし。

測定地点	基準値	BOD(mg/L)[75%値]				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
河内大橋	1mg/L以下	<0.5	0.5	0.6	0.6	0.5
亀山橋	2mg/L以下	1.3	1.0	1.1	1.2	1.1
河口		0.7	1.0	0.8	0.9	0.7

<: 下限値未満

【SS】基準値超過なし。

測定地点	基準値	SS(mg/L)[平均値]				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
河内大橋	25mg/L以下	2	3	1	1	2
亀山橋		2	2	1	2	2
河口		2	2	1	2	2

○海水浴場における水質調査について（実施機関：島根県浜田保健所）

※以下の内容については、島根県公表資料から抜粋しています。

【調査対象海水浴場】

主要海水浴場	遊泳期間中の利用者が概ね 5 万人以上又は環境基準類型指定水域内。	石見海浜公園（久代町、国分町）、 国府（下府町、国分町）、 田の浦（三隅町）
その他海水浴場	主要な海水浴場に該当しない水浴場のうち、遊泳期間中の利用者が概ね千人以上で管理実績がある水浴場。	折居（三隅町）

【調査項目及び判定基準（環境省：水浴場水質判定基準）】

項目 区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD（化学的 酸素要求量）	透明度
適	水質 A A	不検出 検出限界：2 個/100mL	油膜が認められない	2mg/L 以下	全透 (1m以上)
	水質 A	100 個/100mL 以下			
可	水質 B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m未満 ～50cm 以上
	水質 C	1,000 個/100mL 以下		8mg/L 以下	
不 適		1,000 個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm 未満

【調査期間及び回数】

4 月上旬から 5 月下旬までの遊泳期間前 2 日間（1 日当たり午前・午後の 2 回）

【過去 5 年間の水質判定状況】

海水浴場名	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
石見海浜公園	A A	A A	A A	A A	A A
国府	A A	A	A A	A A	A A
田の浦	A	A A	A	A A	A A
折居	A	A	A	A A	B

(仮称) 益田匹見風力発電事業に係る環境影響評価方法書
の縦覧及び説明会の開催について

アジア風力発電株式会社が事業主体として、益田市で事業計画のある、「(仮称) 益田匹見風力発電事業」について、環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書（以下「方法書という。」）の縦覧及び説明会が開催されますので、報告します。事業計画の概要、方法書の縦覧期間及び説明会の日程等については、下記のとおりです。

記

1 事業計画の概要

(1) 事業主体	アジア風力発電株式会社（東京都港区東麻布）
(2) 事業名称	(仮称) 益田匹見風力発電事業
(3) 建設位置	益田市匹見町（道川地区）
(4) 風力発電機	3,200kW～4,300kW 級／基を最大 15 基程度
(5) 発電能力	最大 60,000kW

2 方法書の縦覧期間及び場所

(1) 縦覧期間	令和2年1月10日（金）～令和2年2月25日（火）
(2) 縦覧場所	浜田市役所環境課及び各支所において平日開庁日
(3) 意見等の提出方法	事業主体が縦覧場所に設置する意見箱に、所定の用紙に必要事項を記入し投函又は、事業主体あてに郵送する。（郵送の場合は、3月10日当日消印有効）
(4) 周知方法	広報はまだ（1月号）及び浜田市ホームページへ掲載

（裏面へ）

3 説明会の開催（環境影響評価法第7条の2）

(1) 開催地区	弥栄地区及び金城地区
(2) 開催日時及び場所	<弥栄地区> ・令和2年1月25日（土） 午前10時～ ・弥栄会館 <金城地区> ・令和2年1月25日（土） 午後2時～ ・波佐公民館（ときわ会館）
(3) 周知方法	広報はまだ（1月号）及び浜田市ホームページへ掲載（※方法書縦覧とあわせて掲載）

4 事業工程の概略（予定）

令和元年8月	配慮書縦覧、意見聴取
令和2年1～2月	方法書縦覧、説明会開催、意見聴取
令和2年以降	環境アセス手続き、現地調査
令和5年以降	工事着手

5 発電所配置計画



浜田市人口状況(令和元年8月末現在)

令和元年12月1日
福祉環境委員会資料
市民生活部 総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
8月末	25,501	27,539	53,040	162	467	629	25,663	28,006	53,669
7月末	25,525	27,567	53,092	165	463	628	25,690	28,030	53,720
増減	△ 24	△ 28	△ 52	△ 3	4	1	△ 27	△ 24	△ 51

※前月末の数値は過及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	8月末	7月末	増減
日本人	25,738	25,764	△ 26
複数国籍	135	133	2
外国人	421	424	△ 3
合計	26,294	26,321	△ 27

3 自治区別人口・世帯数(外国人を含む)

	人 口			世帯数		
	8月末	7月末	増減	8月末	7月末	増減
浜田	39,609	39,667	△ 58	19,570	19,597	△ 27
金城	4,182	4,176	6	1,888	1,887	1
旭	2,700	2,695	5	1,331	1,332	△ 1
弥栄	1,257	1,260	△ 3	674	673	1
三隅	5,921	5,922	△ 1	2,831	2,832	△ 1

4.異動事由別増減(8月1日～31日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計	減	転出	出国通知	転権消滅等	死亡	計
	95			41	136		105		5	77	187

5.異動事由別月別件数

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和 元 年 度	転入等	491	110	84	128	95								908
	転出等	317	90	109	128	110								754
	①社会増減	174	20	△ 25	0	△ 15	0	0	0	0	0	0	0	154
	出生	28	28	23	32	41								152
	死亡	72	67	55	75	77								346
	②自然増減	△ 44	△ 39	△ 32	△ 43	△ 36	0	0	0	0	0	0	0	△ 194
	①+②	130	△ 19	△ 57	△ 43	△ 51	0	0	0	0	0	0	0	△ 40
平成 30 年 度	転入等	478	80	87	135	130	103	73	86	75	90	97	384	1,818
	転出等	330	120	84	120	124	95	107	93	91	95	134	791	2,184
	①社会増減	148	△ 40	3	15	6	8	△ 34	△ 7	△ 16	△ 5	△ 37	△ 407	△ 308
	出生	26	27	40	34	39	28	29	40	31	26	18	36	374
	死亡	70	84	60	61	77	58	66	72	81	83	85	82	879
	②自然増減	△ 44	△ 57	△ 20	△ 27	△ 38	△ 30	△ 37	△ 32	△ 50	△ 57	△ 67	△ 46	△ 505
	①+②	104	△ 97	△ 17	△ 12	△ 32	△ 72	△ 71	△ 39	△ 66	△ 62	△ 104	△ 453	△ 871
平成 29 年 度	転入等	472	103	102	104	88	60	79	57	66	86	8	404	1,702
	転出等	397	105	84	118	117	95	83	97	102	86	126	763	2,175
	①社会増減	75	△ 2	16	△ 14	△ 29	△ 35	△ 4	△ 40	△ 36	0	△ 47	△ 359	△ 473
	出生	36	34	24	27	33	35	39	37	34	34	25	38	396
	死亡	76	74	75	84	82	61	66	72	76	94	103	66	890
	②自然増減	△ 40	△ 40	△ 52	△ 37	△ 29	△ 26	△ 27	△ 35	△ 42	△ 60	△ 78	△ 28	△ 494
	①+②	35	△ 42	△ 34	△ 51	△ 58	△ 61	△ 31	△ 75	△ 78	△ 60	△ 125	△ 387	△ 967

※平成24年7月5日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・転権消滅等を含算

浜田市人口状況(令和元年9月末現在)

令和元年12月11日
福祉環境委員会資料
市民生活部 総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
9月末	25,457	27,494	52,951	167	464	631	25,624	27,958	53,582
8月末	25,501	27,539	53,040	162	467	629	25,663	28,006	53,669
増減	△ 44	△ 45	△ 89	5	△ 3	2	△ 39	△ 48	△ 87

※前月末の数値は過した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	9月末	8月末	増減
日本人	25,691	25,738	△ 47
複数国籍	133	135	△ 2
外国人	425	421	4
合計	26,249	26,294	△ 45

3.自治区別人口・世帯数(外国人を含む)

	人 口			世帯数		
	9月末	8月末	増減	9月末	8月末	増減
浜田	39,565	39,609	△ 44	19,551	19,570	△ 19
金城	4,162	4,182	△ 20	1,882	1,888	△ 6
旭	2,690	2,700	△ 10	1,325	1,331	△ 6
弥栄	1,255	1,257	△ 2	671	674	△ 3
三隅	5,910	5,921	△ 11	2,820	2,831	△ 11

4.異動事由別増減(9月1日～30日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計
	77		3	34	114

減	転出	出国通知	転出取消等	死亡	計
	120		1	80	201

5.異動事由別月別件数

異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和元年度	転入等	491	110	84	128	95	80						988
	転出等	317	90	109	128	110	121						875
	①社会増減	174	20	△ 25	0	△ 15	△ 41	0	0	0	0	0	113
	出生	28	28	23	32	41	34						186
	死亡	72	67	55	75	77	80						426
	②自然増減	△ 44	△ 39	△ 32	△ 43	△ 36	△ 46	0	0	0	0	0	△ 240
	①+②	130	△ 19	△ 57	△ 43	△ 51	△ 87	0	0	0	0	0	△ 127
平成30年度	転入等	478	80	87	135	130	103	73	86	75	90	97	1,818
	転出等	330	120	84	120	124	95	107	93	91	95	134	2,164
	①社会増減	148	△ 40	3	15	8	8	△ 34	△ 7	△ 16	△ 5	△ 37	△ 366
	出生	28	27	40	34	39	28	29	40	31	28	18	374
	死亡	70	84	60	61	77	58	66	72	81	83	85	879
	②自然増減	△ 44	△ 57	△ 20	△ 27	△ 38	△ 30	△ 37	△ 32	△ 50	△ 57	△ 67	△ 505
	①+②	104	△ 97	△ 17	△ 12	△ 32	△ 22	△ 71	△ 39	△ 66	△ 62	△ 104	△ 871
平成29年度	転入等	472	103	102	104	88	60	79	57	66	86	81	1,702
	転出等	397	105	84	118	117	95	83	97	102	86	128	2,175
	①社会増減	75	△ 2	18	△ 14	△ 29	△ 35	△ 4	△ 40	△ 36	0	△ 47	△ 473
	出生	36	34	24	27	30	33	30	37	34	34	25	396
	死亡	78	74	76	64	62	61	66	72	76	94	103	890
	②自然増減	△ 40	△ 40	△ 52	△ 37	△ 29	△ 26	△ 27	△ 35	△ 42	△ 60	△ 78	△ 494
	①+②	35	△ 42	△ 34	△ 51	△ 58	△ 61	△ 31	△ 75	△ 78	△ 60	△ 125	△ 867

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・転出取消等を合算

浜田市人口状況(令和元年10月末現在)

令和元年12月11日
福祉環境委員会資料
市民生活部 総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
10月末	25,438	27,451	52,889	170	474	644	25,608	27,925	53,533
9月末	25,457	27,494	52,951	167	464	631	25,624	27,958	53,582
増減	△ 19	△ 43	△ 62	3	10	13	△ 16	△ 33	△ 49

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	10月末	9月末	増減
日本人	25,671	25,691	△ 20
複数国籍	132	133	△ 1
外国人	439	425	14
合計	26,242	26,249	△ 7

3.自治区別人口・世帯数(外国人を含む)

	人 口			世帯数		
	10月末	9月末	増減	10月末	9月末	増減
浜田	39,526	39,565	△ 39	19,541	19,551	△ 10
金城	4,165	4,162	3	1,889	1,882	7
組	2,684	2,690	△ 6	1,326	1,325	1
弥栄	1,255	1,255	0	672	671	1
三隅	5,903	5,910	△ 7	2,814	2,820	△ 6

4.異動事由別増減(10月1日～31日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計	減	転出	出国通知	葬権消除等	死亡	計
	92	4	1	25	122		79		1	91	171

5.異動事由別月別件数

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和 元 年 度	転入等	491	110	84	128	95	80	97						1,085
	転出等	317	90	109	128	110	121	80						955
	①社会増減	174	20	△ 25	0	△ 15	△ 41	17	0	0	0	0	0	30
	出生	28	28	23	32	41	34	25						211
	死亡	72	67	55	75	77	80	81						517
	②自然増減	△ 44	△ 39	△ 32	△ 43	△ 36	△ 46	△ 66	0	0	0	0	0	△ 306
	①+②	130	△ 19	△ 57	△ 43	△ 51	△ 87	△ 49	0	0	0	0	0	△ 176
平成 30 年 度	転入等	478	80	97	135	130	103	73	86	75	90	97	384	1,818
	転出等	330	120	84	120	124	95	107	93	91	95	134	791	2,184
	①社会増減	148	△ 40	3	15	6	8	△ 34	△ 7	△ 18	△ 5	△ 37	△ 407	△ 366
	出生	26	27	40	34	39	28	29	40	31	26	18	36	374
	死亡	70	84	80	61	77	58	66	72	81	83	85	82	879
	②自然増減	△ 44	△ 57	△ 20	△ 27	△ 38	△ 30	△ 37	△ 32	△ 50	△ 57	△ 67	△ 46	△ 505
	①+②	104	△ 97	△ 17	△ 12	△ 32	△ 22	△ 71	△ 39	△ 66	△ 62	△ 104	△ 453	△ 871
平成 29 年 度	転入等	472	103	107	104	88	60	79	57	66	86	51	404	1,702
	転出等	397	105	84	118	117	95	83	97	102	86	128	783	2,175
	①社会増減	75	△ 2	18	△ 14	△ 29	△ 35	△ 4	△ 40	△ 36	0	△ 47	△ 359	△ 473
	出生	38	34	24	27	33	35	39	37	34	34	25	38	396
	死亡	76	74	76	84	62	61	66	72	76	94	103	66	890
	②自然増減	△ 40	△ 40	△ 52	△ 37	△ 29	△ 26	△ 27	△ 35	△ 42	△ 60	△ 78	△ 28	△ 494
	①+②	35	△ 42	△ 34	△ 51	△ 58	△ 61	△ 31	△ 75	△ 78	△ 60	△ 125	△ 387	△ 967

※平成24年7月9日以降は、外区人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・葬権消除等を合算

保育料無償化による給食費への影響について

1 無償化による給食費の取扱いの変更について

このたびの無償化により、3 歳以上児について、認可保育所、認定こども園及び幼稚園における給食費(主食費と副食費)の取扱いが統一されました。

併せて、低所得世帯及び多子世帯には、副食費免除制度が導入されました。

○保育所及び認定こども園保育園部《給食提供は必須》

副食費は保育料に含まれており、主食費のみを施設で金額設定し徴収
⇒無償化後は副食費も施設で金額設定し、主食費と併せて徴収

○幼稚園及び認定こども園幼児園部《給食提供は任意》

保育料に副食費は含まれておらず、給食実施施設においては、主食費、副食費いずれも施設で金額設定し徴収⇒無償化後も変更なし

参考：3 歳未満児…給食費は保育料に含まれているため、別途施設に主食費や副食費を支払う必要はない。

2 給食費の取扱いの変更に係る市内保育施設の対応について

給食費の取扱いの変更に伴い、国から、主食費月額 3,000 円、副食費月額 4,500 円という目安が示されました。

しかし、これまで、多くの施設が 4,500 円を上回る額を副食費として支出していました。

市内の保育施設においては、国の目安に基づき、給食の質を下げないことを第一に考えた上で、主食費と副食費からなる給食費全体の見直しをされたところ です。

3 給食費への影響の実態

令和元年 10 月 1 日現在において、浜田市内の保育施設の給食費の実態は以下のとおりです。

給食費	無償化前		無償化後
主食費	主食持参施設あり 月額 500 円～1,500 円		全施設完全給食化 月額 1,500 円又は 3,000 円
副食費	保育料に含めて徴収		4,500 円

なお、主食費と副食費は併せて運用することが可能となっています。

浜田市の児童虐待状況と取組について

平成30年度浜田児童相談所管内児童虐待相談件数の状況

浜田児童相談所統計資料による

1. 虐待相談件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
養護相談件数	267	210	205	193	274 件
虐待通告件数	52 (32世帯)	67 (48世帯)	68 (40世帯)	112 (61世帯)	186 件 (99世帯)
虐待認定件数	23 (11世帯)	14 (8世帯)	33 (19世帯)	73 (39世帯)	107 件 (53世帯)

2. 市町村別虐待認定件数

市町	浜田市	大田市	江津市	川本町	美郷町	邑南町	管外	合 計
平成26年度	18	0	5	0	0	0	0	23件(11世帯)
平成27年度	11	3	0	0	0	0	0	14件(8世帯)
平成28年度	10	9	14	0	0	0	0	33件(19世帯)
平成29年度	34	21	13	2	0	2	1	73件(39世帯)
平成30年度	63	11	29	0	0	4	0	107件(53世帯)

※ 浜田市対応 養護相談 55 件、虐待相談 47 件、虐待通告 7 件を含む。

【裏面へ】

平成 30 年度 浜田市の取組

1. 要保護児童対策地域協議会実務者会議

- (1) 開催状況：毎月 1 回実施（年 12 回開催）
- (2) 出席者：児童相談所、浜田警察署、浜田教育センター、浜田保健所、教育委員会、青少年サポートセンター、子育て支援課、各支所市民福祉課
- (3) 内容：全ケース管理台帳の確認や問題点の検討等を 3 カ月に 1 度行う。
- (4) 登録延べ児童数 81 人（29 年度 60 人・28 年度 65 人）

2. 個別ケース検討会議

- (1) 内容：関係機関を招集し、個別ケースの検討を行う。
- (2) 開催数：97 回（延べ児童数 153 人）（29 年度 62 回（128 人）・28 年度 43 回（96 人））

3. 養育支援巡回訪問（虐待予防）（平成 23 年度から実施）

- (1) 期間：平成 30 年 10 月～平成 31 年 2 月
- (2) 対象：市内のすべての保育所（園）（無認可含む）、認定子ども園、幼稚園
- (3) 内容：要保護児童、要支援児童の状況把握および経過確認など
- (4) 実績：保育所（園）27 園、公立幼稚園 4 園、私立幼稚園 1 園、
医療センター内認可外保育施設 1 園

4. 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）

- (1) 訪問対象：生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭。
- (2) 内容：育児相談、育児環境の把握、産婦の精神状況把握など
- (3) 実績：H30 出生数 374 人、訪問数 365 人 訪問実施率：97.5%（29 年度 96.5%）

5. 養育支援訪問

- (1) 訪問対象：養育支援が特に必要と認められる家庭の児童及びその養育者
- (2) 内容：保健師等が居宅を訪問し、養育支援に関する必要な助言・指導を行う。
- (3) 実施状況：平成 30 年度 訪問実件数 93 件、訪問延件数 254 件

浜田市の生活習慣病の状況について

1 浜田市がん検診受診率（％）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
胃がん	2.9	2.8	2.8	3.4
肺がん	1.9	1.8	2.2	2.5
大腸がん	11.9	11.1	11.0	10.2
子宮頸がん	4.8	4.3	4.0	3.3
乳がん	7.8	8.5	7.8	8.6
前立腺がん	15.7	14.5	13.7	15.0

2 浜田市国民健康保険疾病統計表（令和元年 5 月診療分）

(1) 件数に占める割合（％）

循環器系	歯科	内分泌・栄養代謝	筋・骨格結合組織	眼付属器	その他
19.5	12.0	11.4	10.6	10.5	36.0

(2) 費用額に占める割合（％）

新生物<腫瘍>	精神行動の障がい	循環器系	内分泌・栄養代謝	筋・骨格結合組織	その他
16.9	16.3	14.8	7.9	6.5	37.6

(3) 生活習慣病の費用額に占める割合（％）

悪性新生物	糖尿病	脂質異常症	高血圧性疾患	虚血性心疾患	脳血管疾患	その他
15.5	4.4	2.1	7.5	1.0	4.0	65.6

(4) 費用額上位 10 疾病（入院＋入院外＋調剤）

	統合失調症他	高血圧性疾患	その他の悪性新生物<腫瘍>	腎不全	糖尿病
件数 (件)	280	1,845	133	72	550
日数 (日)	3,240	2,433	513	712	825
費用額 (円)	45,715,080	34,110,430	30,864,334	22,563,713	19,879,600

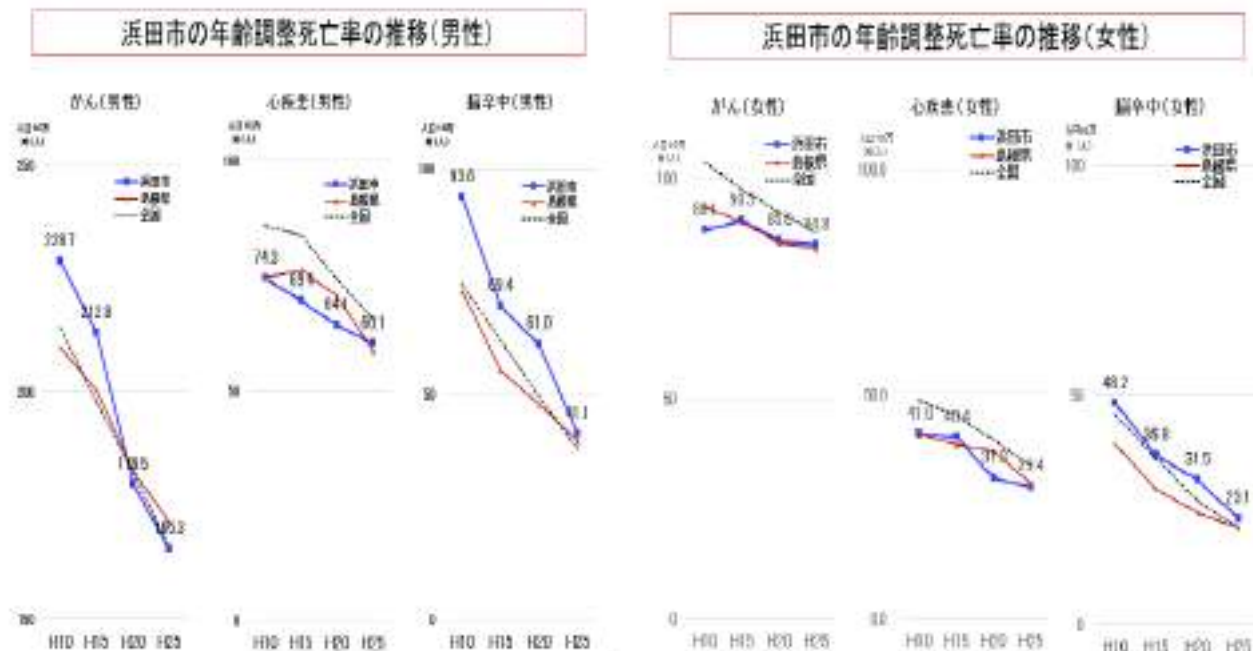
	その他の神経系の疾患	気分障害 (躁うつ病含む)	気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>	歯肉炎及び歯周疾患	脳梗塞
件数 (件)	125	245	45	905	93
日数 (日)	513	808	118	1,499	367
費用額 (円)	1,353,090	12,206,548	11,523,032	10,920,630	10,894,899

3 国民健康保険特定健診受診者と未受診者の生活習慣病等一人当たり医療費

(入院＋入院外 円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診者	4,627	4,424	4,402	4,018
未受診者	17,331	16,649	17,241	16,689

4 年齢調整死亡率（浜田市・島根県・全国）



男性については、がん、心疾患、脳卒中のいずれも着実に死亡率は減少しています。特に、がんについては、全国、県よりも良い状況です。一方、心疾患や脳卒中については、県よりも高い傾向です。

女性については、がん、心疾患、脳卒中とも概ね減少傾向にあります。脳卒中については、県、全国よりも高い傾向です。

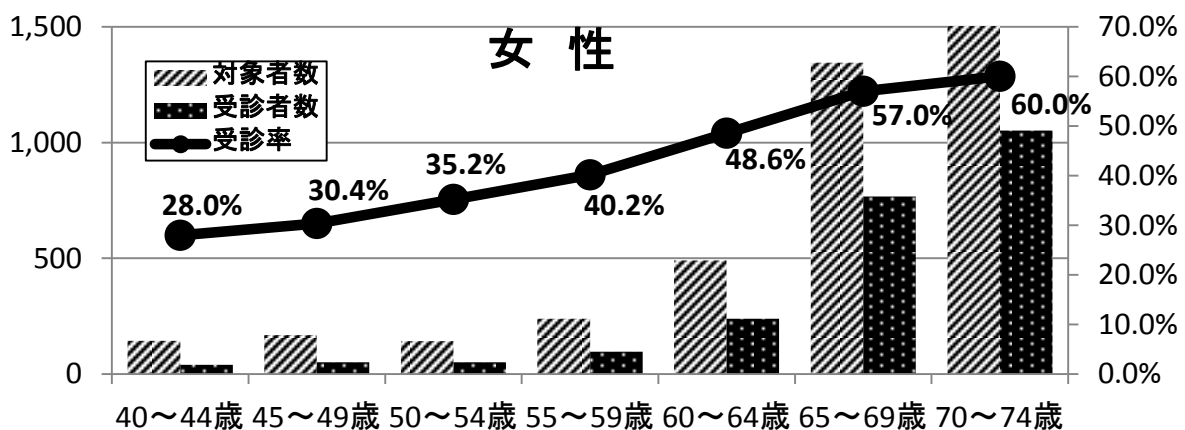
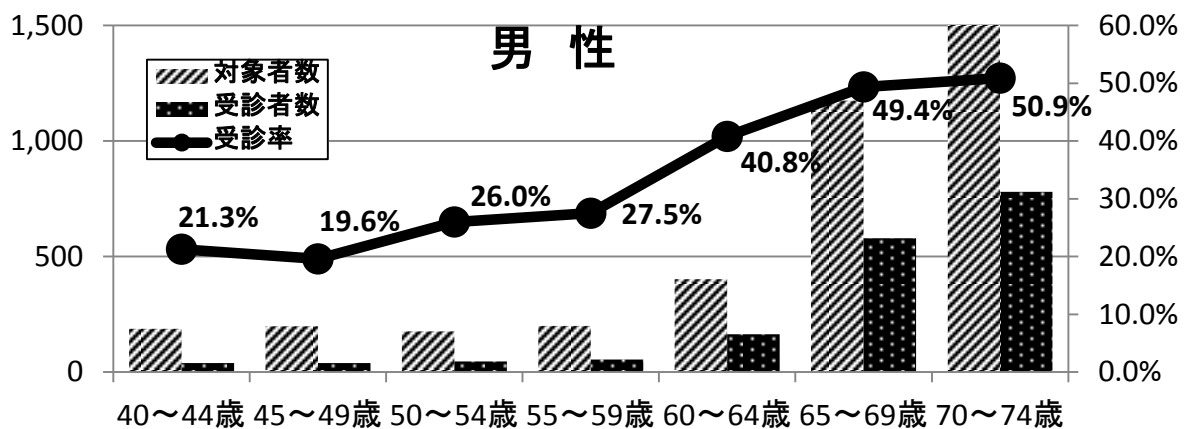
5 浜田市の生活習慣病予防対策

- (1) 生涯を通じた生活習慣病予防（乳幼児健診、健康教室、健康相談、イベント等での知識の普及、栄養指導、健康教育、はまだ健康チャレンジ事業）
- (2) 子どもの生活習慣作り応援事業（出前講座）、保育所や学校等との連携事業
- (3) 職場への健康づくり出前講座
- (4) はまだ健活事業所応援事業（栄養調査、栄養相談、出前講座）
- (5) 特定健康診査未受診者勧奨（受診券の送付・電話や訪問等による勧奨）
- (6) 特定保健指導
- (7) 特定健診結果から、高血圧・糖尿病・腎機能ハイリスク者への受診勧奨・適正管理指導（個別通知・電話・訪問）
- (8) 巡回人間ドック
- (9) 糖尿病相談・糖尿病予防教室
- (10) 脳卒中発症者・重症化予防訪問指導
- (11) 糖尿病性腎症重症化予防事業（栄養指導・保健指導）
- (12) 糖尿病患者会・脳卒中発症者当事者会等への支援
- (13) 歯周疾患検診
- (14) 食生活改善推進協議会へ生活習慣病予防事業委託
- (15) すこやか員・三隅保健委員への知識の普及

国民健康保険 特定健康診査受診率

区分	平成30年度				平成29年度				対前年度増減		
	対象者数	受診者数	受診率	順位	対象者数	受診者数	受診率	順位	対象者数	受診者数	受診率
松江市	26,177	11,995	45.8%	10	27,017	12,252	45.3%	11	▲840	▲257	0.5ポイント
浜田市	8,153	3,998	49.0%	6	8,449	4,057	48.0%	5	▲296	▲59	1.0ポイント
出雲市	23,761	10,842	45.6%	12	24,381	10,926	44.8%	12	▲620	▲84	0.8ポイント
益田市	7,667	3,965	51.7%	5	7,908	3,704	46.8%	7	▲241	261	4.9ポイント
大田市	5,779	2,705	46.8%	8	5,984	2,770	46.3%	9	▲205	▲65	0.5ポイント
安来市	6,177	2,304	37.3%	17	6,438	2,365	36.7%	15	▲261	▲61	0.6ポイント
江津市	3,710	1,733	46.7%	9	3,833	1,789	46.7%	8	▲123	▲56	0.0ポイント
雲南市	5,897	2,319	39.3%	15	6,059	2,197	36.3%	17	▲162	122	3.1ポイント
奥出雲町	2,122	796	37.5%	16	2,222	832	37.4%	14	▲100	▲36	0.1ポイント
飯南町	807	383	47.5%	7	825	381	46.2%	10	▲18	2	1.3ポイント
川本町	534	304	56.9%	1	552	290	52.5%	4	▲18	14	4.4ポイント
美郷町	831	446	53.7%	3	860	453	52.7%	3	▲29	▲7	1.0ポイント
邑南町	1,949	1,098	56.3%	2	2,043	1,144	56.0%	2	▲94	▲46	0.3ポイント
津和野町	1,426	609	42.7%	14	1,489	617	41.4%	13	▲63	▲8	1.3ポイント
吉賀町	1,116	510	45.7%	11	1,172	555	47.4%	6	▲56	▲45	▲1.7ポイント
海士町	461	202	43.8%	13	506	184	36.4%	16	▲45	18	7.5ポイント
西ノ島町	689	183	26.6%	19	720	184	25.6%	19	▲31	▲1	1.0ポイント
知夫村	166	86	51.8%	4	167	102	61.1%	1	▲1	▲16	▲9.3ポイント
隠岐の島町	2,849	1,013	35.6%	18	2,955	832	28.2%	18	▲106	181	7.4ポイント
市町村計	100,271	45,491	45.4%	-	103,580	45,634	44.1%	-	▲3,309	▲143	1.3ポイント

性別・年齢別受診状況（平成30年度）



年度別 1人あたり医療費推移（国民健康保険）

令和元年 12月 11日
福祉環境委員会 資料
市民生活部保険年金課

項 目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
被保険者数（平均）a	12,663人	12,104人	11,568人	11,071人	10,726人
対前年度増減人数	▲492人	▲559人	▲536人	▲497人	▲345人
医療費（10割分）b	5,987,330,373円	6,160,833,360円	5,812,345,461円	5,645,983,558円	5,554,438,828円
1人あたり医療費 c = b/a	472,821円	508,992円	502,450円	509,980円	517,848円
対前年度増減率	7.73%	7.65%	▲1.29%	1.50%	1.54%

（市町村別1人あたり医療費推移）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	県順位	8市順位
松 江 市	389,098円	412,304円	415,095円	430,606円	439,454円	12	6
浜 田 市	472,821円	508,992円	502,450円	509,980円	517,848円	5	2
出 雲 市	393,068円	419,004円	421,707円	427,470円	434,818円	13	7
益 田 市	410,846円	414,460円	411,370円	410,329円	434,579円	14	8
大 田 市	437,541円	465,368円	456,356円	486,772円	491,608円	8	3
安 来 市	412,218円	436,605円	433,155円	460,472円	464,822円	10	5
江 津 市	473,130円	512,078円	507,749円	501,572円	541,431円	3	1
雲 南 市	422,525円	447,437円	460,887円	470,402円	478,923円	9	4
奥 出 雲 町	411,118円	432,098円	445,831円	427,918円	432,538円	15	
飯 南 町	427,759円	425,886円	464,424円	503,063円	522,386円	4	
川 本 町	497,668円	550,670円	502,771円	601,911円	563,869円	1	
美 郷 町	478,634円	497,861円	508,705円	548,728円	549,685円	2	
邑 南 町	412,744円	396,620円	415,166円	400,157円	426,335円	17	
津 和 野 町	413,355円	433,750円	413,254円	532,116円	499,896円	6	
吉 賀 町	390,750円	425,596円	407,833円	415,959円	393,588円	18	
海 士 町	425,471円	437,061円	481,598円	398,301円	464,250円	11	
西 ノ 島 町	433,349円	464,167円	427,506円	458,702円	497,854円	7	
知 夫 村	369,430円	411,294円	419,644円	361,487円	382,007円	19	
隠 岐 の 島 町	351,047円	386,264円	394,790円	403,983円	426,917円	16	
市 町 村 計	409,779円	433,674円	434,728円	446,682円	456,794円		

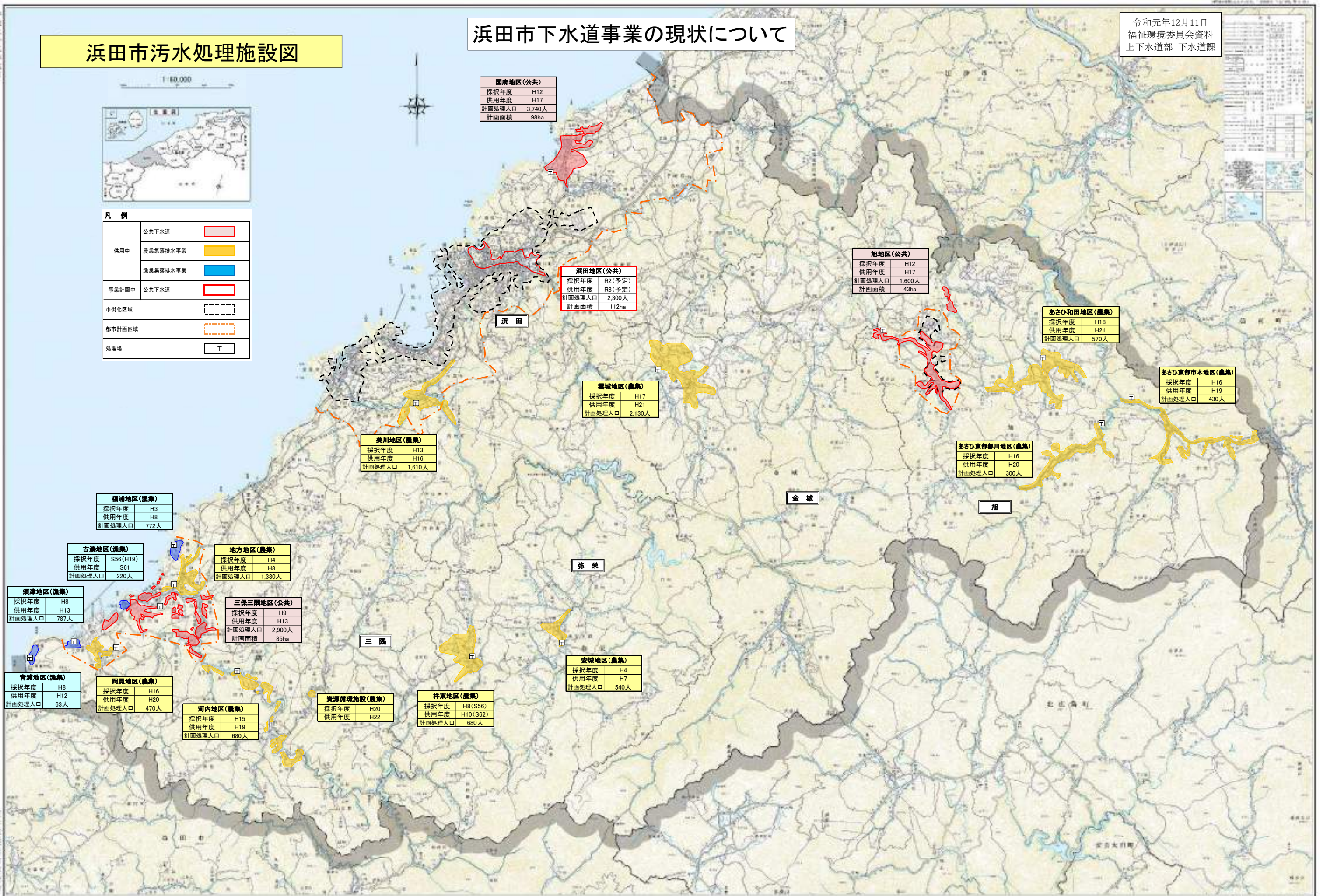
年度別 1人あたり医療費推移（後期高齢者医療）

項 目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
被保険者数（平均） a	10,886人	10,771人	10,740人	10,697人	10,653人
対前年度増減人数	▲110人	▲115人	▲31人	▲43人	▲44人
医療費（10割分） b	9,882,420,492円	9,935,277,458円	10,060,943,636円	10,036,856,725円	9,907,505,584円
1人あたり医療費 c = b/a	907,810円	922,410円	936,773円	938,287円	930,020円
対前年度増減率	1.07%	1.61%	1.56%	0.16%	▲0.88%

（市町村別1人あたり医療費推移）※島根県国民健康保険団体連合会速報値

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	県順位	8市順位
松 江 市	915,981円	913,297円	911,069円	941,304円	935,592円	5	2
浜 田 市	906,866円	921,825円	936,467円	938,133円	929,889円	8	4
出 雲 市	892,432円	918,831円	903,342円	908,312円	918,054円	10	6
益 田 市	881,736円	921,724円	912,103円	922,624円	930,598円	7	3
大 田 市	880,914円	920,154円	928,194円	915,409円	929,640円	9	5
安 来 市	830,088円	891,606円	898,997円	897,125円	912,392円	12	7
江 津 市	955,152円	951,792円	993,497円	978,019円	968,456円	4	1
雲 南 市	846,427円	892,926円	866,374円	923,176円	898,531円	13	8
奥 出 雲 町	792,058円	803,439円	785,797円	857,884円	837,500円	15	
飯 南 町	847,078円	939,487円	899,595円	905,665円	888,329円	14	
川 本 町	1,026,369円	1,091,064円	1,050,159円	1,077,610円	1,067,585円	1	
美 郷 町	884,860円	936,854円	944,734円	924,790円	913,264円	11	
邑 南 町	774,155円	829,243円	835,341円	810,517円	778,158円	17	
津 和 野 町	883,065円	883,860円	895,517円	938,278円	933,186円	6	
吉 賀 町	951,480円	1,009,636円	1,013,677円	1,050,504円	1,036,755円	2	
海 士 町	777,115円	765,999円	836,395円	797,992円	776,576円	18	
西 ノ 島 町	838,828円	903,492円	776,103円	756,001円	779,586円	16	
知 夫 村	740,848円	698,327円	809,424円	804,440円	973,918円	3	
隠 岐 の 島 町	652,401円	695,972円	652,500円	687,820円	721,327円	19	
市 町 村 計	881,576円	906,388円	901,914円	916,830円	916,616円		

令和元年12月11日
福祉環境委員会資料
上下水道部 下水道課



下水道施設の管理運営状況について

事業名	処理区数	処理区内人口	接続人口	接続率	下水道使用件数	維持管理費(円)	使用料(円)
公共下水道	3	6,428	4,625	72.0%	2,116	84,548,224	91,061,919
農業集落排水	10	4,949	3,896	78.7%	2,010	103,843,232	82,257,734
漁業集落排水	4	812	782	96.3%	381	13,470,228	13,145,761
生活排水	488基	1,189	1,189	100.0%	488	38,889,371	17,229,536

※1 平成30年度末状況

※2 処理区別詳細については別紙のとおり

※3 浄化槽休止中件数 旭12件、弥栄9件、三隅12件 合計33件

処理区別詳細資料

事業名	処理区名	供用開始 年月日	現況 処理能力	処理区内 人口	接続人口	接続率	下水道 使用件数	維持管理費 (円)	自治区別 維持管理費 (円)	使用料 (円)
公共 下水道	国府	H17.4.1	1,100 m ³ /日	3,079	1,862	60.5%	821	37,123,624	37,123,624	32,137,541
	旭	H17.4.1	800 m ³ /日	1,204	1,103	91.6%	370	24,859,548	24,859,548	22,009,720
	三保三隅	H14.1.1	1,600 m ³ /日	2,145	1,660	77.4%	925	22,565,052	22,565,052	36,914,658
農業 集落排水	美川	H16.11.1	435 m ³ /日	1,236	893	72.2%	373	15,896,617	15,896,617	13,719,517
	雲城	H21.8.20	570 m ³ /日	1,231	922	74.9%	426	13,349,523	13,349,523	19,227,618
	市木	H19.5.10	116 m ³ /日	201	166	82.6%	280	8,677,199	18,997,081	8,531,868
	都川	H20.5.10	81 m ³ /日	139	105	75.5%		4,352,598		
	和田	H21.8.1	153 m ³ /日	281	215	76.5%		5,967,284		
	安城	H7.10.1	146 m ³ /日	194	194	100.0%	251	4,592,275	12,979,972	11,361,319
	杵束	S62.5	184 m ³ /日	358	339	94.7%		8,387,697		
	地方	H8.5.20	373 m ³ /日	690	649	94.1%	680	7,352,833	42,620,039	29,417,412
	岡見	H20.10.1	248 m ³ /日	294	199	67.7%		5,592,397		
	河内	H19.11.1	184 m ³ /日	325	214	65.8%		15,339,811		
	資源循環 施設	H22.4	※1	※1	※1	※1		14,334,998		
漁業 集落排水	古湊	S61.8.1	※2	178	173	97.2%	381	119,402	13,470,228	13,145,761
	福浦	H8.10.1	147 m ³ /日	305	304	99.7%		3,791,862		
	須津	H13.10.1	213 m ³ /日	307	283	92.2%		8,453,888		
	青浦	H12.5.1	17 m ³ /日	22	22	100.0%		1,105,076		
生活排水	旭	-	193基	428	-	-	193	14,799,011	14,799,011	6,148,558
	弥栄	-	116基	314	-	-	116	8,732,893	8,732,893	4,346,078
	三隅	-	179基	447	-	-	179	15,357,467	15,357,467	6,734,900

※1 資源循環施設は、三隅・弥栄地区の汚泥を堆肥化するための施設で、処理人口には加えない。

※2 古湊地区は、三保三隅処理区へ接続しており、処理場は廃止している。